令和6年2月5日 生活文化政策部 文化・国際課

世田谷区第4期文化・芸術振興計画(案)について

1 主旨

「世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例」に基づく、現行の「世田谷区第3期文化・芸術振興計画(調整計画)の計画期間が令和5年度で終了することから、引き続き区の文化・芸術振興を図るため、「世田谷区第4期文化・芸術振興計画」の策定を進めてきた。このたび、案を取りまとめたので報告する。

2 計画期間

令和6年度~令和13年度

3 検討体制

- (1)世田谷区第4期文化・芸術振興計画検討委員会
 - ・学識経験者や区民委員等により構成し、検討、提言を行う。
- (2) 庁内での検討体制
 - ・第4期文化・芸術振興計画庁内調整部会(関係課長)
- 4 世田谷区第4期文化・芸術振興計画(案)の内容 別紙1「概要版」及び別紙2「計画案」のとおり

5 素案からの主な変更点

項目	変更点				
第1章	・SDGs のゴール1、5、8、10、16、17 を追記(4 ページ)				
計画の策定にあたって					
第2章	・世界情勢に最新状況を追記(5ページ)				
文化・芸術を取り巻く	・性別、LGBTQ などの性的指向及びジェンダーアイデンテ				
環境	ィティを追記(6ページ)				
	・郷土資料館の取組みについて追記(9ページ)				
第4章	・将来像に性別、LGBTQ などの性的指向及びジェンダーア				
計画の基本的な考え方	イデンティティを追記(25 ページ)				
	・成果指標の中間目標・計画目標を追記(27ページ)				
第5章					
計画の内容					
取組みの方向性1	・取組み事業に「主な取組み」を追加(33ページ~)				
「触れる」	・「◆デジタルミュージアム等による世田谷の歴史・文化・				

項目	変更点
	芸術に関する情報発信」を「◆世田谷の歴史・文化・芸
	術に関するデジタルコンテンツの充実」に変更(34ペー
	ジ)
	・「②誰もが、身近なところで文化・芸術に触れ、親しむこ
	とができる機会の充実」に性別、LGBTQ などの性的指向
	及びジェンダーアイデンティティを追記(36ページ)
	・「◆学校や施設等における身近な鑑賞・参加機会の提供」
	を「◆学校や施設等におけるアウトリーチ活動」に変更
	(37ページ)
	・「◆区立文化・芸術施設の区民割引」を追加(39ページ)
取組みの方向性2	・取組み事業に「主な取組み」を追加(41ページ~)
「楽しむ」	・「◆世田谷区民会館での多彩な文化・芸術イベントの実
	施」を追加(41 ページ)
	・「◆子育て中の方への鑑賞支援」を取組みの方向性1か
	ら取組みの方向性2に変更(44ページ)
	・世田谷区民会館に関するコラムを追加(47ページ)
取組みの方向性3	・「①誰もが、文化・芸術活動をできる機会や支援の充実」
「創る」	に性別、LGBTQ などの性的指向及びジェンダーアイデンテ
	ィティを追記(48ページ)
	・取組み事業に「主な取組み」を追加(49ページ~)
	・「◆全区的な発表の場の提供」と「◆文化・芸術の練習や
	発表の場の提供」を統合し、「◆文化・芸術の発表の場の充
	実」に変更 (49 ページ)
	・「◆民間文化施設との共催による子どもの作品展の実施
	を「◆子どもの作品展の実施」に変更し、テーマごとのポ
	スターコンクールの実施等について追記(49ページ)
取組みの方向性4	・取組み事業に「主な取組み」を追加(56ページ~)
「繋がる」	・「◆地域の歴史を知り、体験する機会の提供」を「◆区の
	文化資源を活かした鑑賞機会等の充実」(38ページ)及び
	「◆昔の暮らしや風習などを体験する機会の提供」(43 ペ
	ージ)に統合
	・「◆外国人への支援」を「◆多文化共生の推進」に統合(63
	ページ)

6 今後のスケジュール (予定) 令和6年 3月 策定

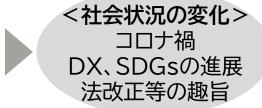


第1章 計画の策定にあたって

1 第4期文化・芸術振興計画策定の趣旨

第3期文化·芸術振興計画 (平成30年度~令和3年度)

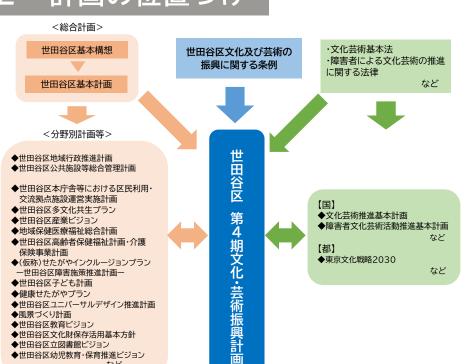
第3期文化·芸術振興計画(調整計画) (令和4年度~令和5年度)



第4期文化·芸術振興計画

(令和6年度~令和13年度)

2 計画の位置づけ



〉〉〉本計画における「文化·芸術」

文化芸術基本法の例示に加え、年中行事等の地域の伝統的文化、景観・ 風景・街並み等の文化的な環境、生活様式等、人間の生活とその精神活動 に関わること

文化芸術基本法による例示(参考)

条	条文					
第8条	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(メディア芸術を除く)					
第9条	条 映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(メ ディア芸術)					
第10条	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、歌唱その他の我が国古来の伝統的な芸能					
第11条	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く)					
第12条 生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化)、国民娯楽(囲碁 その他の国民的娯楽)並びに出版物及びレコード等						
第13条	有形及び無形の文化財並びにその保存技術					
第14条	各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等、地域固有の伝統芸能及び民族芸能 に関する活動					

第1章 計画の策定にあたって

3 計画期間

令和6年度(2024年度)~令和13年度(2031年度)の8年間とし、令和9年度に中間見直しを実施する。

計画期間								
2024	2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031							
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14~

世田谷区基本計画(令和6年度~令和13年度)

世田谷区第4期文化·芸術振興計画(令和6年度~令和13年度)

次期 文化·芸術振興計画

中間見直し

4 計画の進行管理

本計画に基づく施策を着実に推進するため、 PDCAサイクルによる進捗管理を行う。



第2章 文化・芸術を取り巻く環境

1 文化・芸術を取り巻く環境

社会環境 の変化

✓世界情勢の混沌化、社会的な不安感

✓少子高齢化の加速による社会活力低下

✓高度情報化とDXの進展

✓SDGsへの意識の高まり

tı

✓文化芸術基本法の改正

振興対象範囲の拡大(食文化など)

国の動向

✓文化芸術推進基本計画(第2期)

文化・芸術の社会的・経済的価値の重要性の再認識

✓文化財保護法改正

保護体制の強化と観光等への活用強化

東京都の 動向

√東京文化戦略2030

3 世田谷区の文化・芸術の特色と歩み

「世田谷区文化財保護条例」「世田谷区文化財保存 活用基本方針」に基づく歴 史・文化財等の保護と活

歴史・文化財

施設整備·事業展開

世田谷美術館、世田谷文 学館を始めとする区立文 化施設の整備と、せたが や文化財団との連携によ る文化・芸術事業の展開

条例·計画

「世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例」の制定及び「世田谷区文化芸術振興計画」による文化施策の推進

場の充実

各地域区民会館等の整備による、身近な場所で文化・芸術に接し、また文化活動の練習や発表を行う場の充実

区内の文化環境

地域ごとの独自の文化環境、区内民間文化施設の存在、区内在住のアーティスト、アマチュアの文化活動、地域の文化・芸術活動

社会環境 の変化

✓文化施設の休館や利用人数制限 ✓文化・芸術活動の場所や機会の減少 ✓オンライン配信の拡大 ✓「3密」を避けたイベント開催手法

新型コロナウイルス感染症の影響

区の施策

✓アーティストや民間施設への支援
✓オンライン配信やSNSを活用した区民
参加型の情報発信の強化

第3章 第3期文化・芸術振興計画の評価

1 施策目標の取組み状況・評価

施策 目標	施策の方向	主な実績	評価			
1 発 信	1 世田谷の文化・芸術情報 の収集・発信	・ホームページ、メールマガジン、ブログ、ツ イッター、Instagram、動画配信、ポッド キャスト等による発信	・SNSを活用した区民参加型の情報発信に取り組み、来場者の増加に繋がった。			
発信する	2 世田谷の文化・芸術の魅力を高め、広める取組み	・せたがやガイドブックの配布 ・海外招聘公演の実施	・多種多様な観光情報冊子の積極的な配布により区内外に区の魅力を 広くPRした。			
2 親 しむ	1 誰もが、文化・芸術を身 近に鑑賞・体験ができる機 会の充実	・様々な企画展、コレクション展 ・せたがやまちかど・まちなかコンサート ・高齢者・障害者施設等への出張公演	・リアルとオンラインの二方向での事業展開などにより参加者の層が広がった。 ・訪問が不可の施設について、特製DVDを作成し、配布した。			
3 ⇒	1 区民、団体の文化・芸術 活動や文化施設等の支援 ・ で民ギャラリー等の貸出 ・ 障害者施設アート展の実施		・コロナ禍で活動継続が困難となったアーティストや民間文化施設への 支援に取り組んだ。(せたがや元気出せArtsプログラム) ・障害者施設アート展では動画配信も併用。			
支える	2 次代を担う人材の発掘・ 育成	・ネクストジェネレーションの実施・大学生インターンの受入れ・博物館実習の講義や実践	・学生インターンや学芸員育成のための実習の実施等により実践的な学びの機会を提供した。			
4 育 む	1 次代を担う、子ども・若 者の創造性を育む取組みの 推進	・区立保育園・幼稚園への出張ワークショップ、音楽鑑賞教室、美術鑑賞教室、古典芸 能鑑賞教室の実施	・出張ワークショップの実施や、音楽や美術、古典芸能の鑑賞教室の開催等により鑑賞・体験機会の充実を図った。			
5 活か	1 多様な文化資源やせた がやらしさを活かした取組 みの推進	・歴史講座、野外歴史教室、特別展等の実施 ・郷土歴史文化特別授業の実施	・無形民俗文化財の映像を制作・公開し、記録に残すとともに文化財の 普及啓発に繋げることができた。 ・文化財ボランティアの活動の場の定着			
かしなぐ	2 多文化共生と国際施策 の推進	・姉妹都市等との交流 ・にほんご交流会等の実施	・姉妹都市との交流や国際メッセのオンライン開催など工夫して実施し、 異文化理解・多文化共生を考える機会を創出した。			

第3章第3期文化・芸術振興計画の評価

2 文化・芸術に関する区民意識調査結果

✓文化・芸術の鑑賞率 79.5%

鑑賞しなかった理由 新型コロナウイルス感染症の影響 52.2%

テレビ、CD、ネット等で鑑賞できるから 28.3%

関心がない 15.1%

✓自ら行う文化・芸術活動の活動率 25.8%

活動しなかった理由 関心がない 27.6%

新型コロナウイルス感染症の影響 25.4%

時間がない 24.7%

✓文化・芸術に関する情報の入手しやすさ 入手しやすい 32.9%

入手しにくい 37.1%

✓区の文化施策として重視してほしいこと

身近なところで気軽に文化・芸術に触れられる機会の充実 65.3% 文化財や史跡などを保存・活用し、区の魅力としてアピールする 52.9% 子どもがもっと文化・芸術に触れられる機会の充実 50.2%

3 第4期に向けた課題

(1)情報発信力の強化

SNSを中心に情報収集を行う若年層に対する情報発信について、更なる工夫が必要である。

(2)身近な場所での鑑賞や活動の推進

文化・芸術施策において、身近な場所での鑑賞や活動は区民が最も求めているものであり、引き続き推進していく必要がある。

(3)文化資源の確実な保存

美術品や文学作品等文化資源を確実に次世代に継承するため、文化芸術施設を計画的に改修し、効率的な更新を図っていく必要がある。

(4)文化・芸術活動場所の拡充

活動場所の不足の声があるため、再整備を行っている世田谷区民会館の練習室の活用等、多様な活動場所のさらなる拡充が必要である。

(5)文化・芸術を通した交流の促進

文化・芸術を通した交流の促進により、文化・芸術に関する関心を高め、新たに活動を始めるきっかけづくりが必要である。

第4章 計画の基本的な考え方

1 将来像

- ✓コロナ禍における文化・芸術活動への影響
- √法改正による文化芸術の範囲拡大(食文化等の追加)
- ✓文化・芸術に関する区民意識調査における意見等
- ✓世田谷区民会館の文化・芸術拠点としての再整備

誰もが文化・芸術を楽しめるまち 世田谷



年齢、国籍、障害の有無、また経済的状況に関わらず、区民の誰もが文化・芸術に親しみ、 また民間団体、大学等と連携・協力しながら、将来像の実現を目指す。

2 基本目標

- I 区民が文化・芸術を身近に感じられる取組みの充実 \ 誰もが知る 見る /
- Ⅱ 文化・芸術活動の場や機会の充実 \ 誰もができる
- Ⅲ 多様な文化・芸術の発展と次世代への継承の推進 \ 次世代に伝える /

第4章 計画の基本的な考え方

3 成果指標

- ✓文化・芸術に親しめる環境の区民満足度
- ✓鑑賞活動への区民参加の割合
- ✓文化・芸術の創作活動等への区民参加の割合

4 推進体制(連携強化)

庁内連携

教育、福祉、産業、まちづくりなど

せたがや文化財団 との連携・協力

公益財団法人せたがや文化財団の総合力、専門能力を活かした更なる連携強化

多様な主体との連携

地域の文化・芸術活動団体、アーティスト、商店街、NPO、民間文化施設、 大学等の教育・研究機関他

第5章 計画の内容

1 取組みの方向性

1 触れる

従前の取組みに加え、これまで文化・芸術に親しむ機会が 少なかった方や関心が低い方に対する情報発信や、文化・ 芸術の楽しさや魅力に触れる機会の創出

SERVICE TO SERVICE STATE OF THE SERVICE STATE OF TH

2 楽しむ

文化・芸術に関心を持った方が、日常的かつ継続的に楽し さや魅力を感じることのできる機会を用意し、さらに関心 を深めることができるような取組みの充実

3 創る

自ら文化・芸術活動を行う方や、新しく活動を始める方の 機会や支援の充実。また、世田谷の多種多様な文化を区の 魅力として広めていく取組み

4 繋がる

新たな担い手や団体間の交流促進に向けた支援。また、区内にある様々な文化資源の保存・継承と活用により、世田谷区の魅力を高める取組み

誰も が文化 芸術を楽 めるまち 世田谷

第4章 計画の基本的な考え方

計画の体系

基本目標

るを区 取身民 組近が みに文 の感化 充じ・ 実ら芸 れ術

Π 場文や化 や機会の充実に芸術活動の

 \mathbf{III} 継発多 承展様 ど次世代な文化 代へ 芸術

触れる

誰もが文化・芸術に触れることができる よう、文化・芸術の楽しさや魅力に触れ る機会の創出を図る。

①様々な世代に向けた多様な手段による情報発信 ②誰もが、身近なところで文化・芸術に触れ、親しむことがで きる機会の充実

オンライン・紙媒体 による多様な

子どもの鑑賞・

参加機会の

充実

世田谷の文化的 な魅力について の情報発信

ルコンテンツの充実 活かした

学校や施設等に おけるアウトリー チ活動

区の文化資源を 鑑賞機会等の充実

世田谷の歴史・文化・

芸術に関するデジタ

取組みの方向性と内容

創

区民の文化・芸術活動を支援することで 文化・芸術の土壌を豊かにし、活動や 交流の活性化を図る。

①誰もが、文化・芸術活動をできる機会や支援の充実 ②世田谷の多種多様な文化を広める取組みの推進

地域の文化・芸術 活動団体の発表の 場の提供

若者が主体的に参 画し、地域で活躍 する機会の創出

文化·芸術活動 団体への支援

子どもの作品展の 実施

文化・芸術の発表 の場の充実

障害者の文化・ 芸術活動支援

2 楽しむ か

新たに文化・芸術の拠点と位置付けた 世田谷区民会館を、「文化・芸術を鑑賞 するだけでなく楽しめる場所」とする。

①文化・芸術を楽しめる場や機会の提供

②文化・芸術を通じた交流の場や機会の提供

③まちなかで文化・芸術を楽しめる取組みの充実

機会の提供

文化・芸術の

参加機会の

充実

地域発信の文化・ 芸術による 交流促進

昔の暮らしや風習 などを体験する 機会の提供

文化·芸術活動団体 間の交流支援

繋がる物

地域に根差し、受け継がれてきた歴史 や文化財、伝統文化や風景等を次世代へ継承するため、確実な保存を図る。

①次代の文化・芸術を担う人材の発掘、育成、交流・支援活動

②文化資源等を活用したまちづくり、観光事業の取組みの推進

③文化資源の保存と継承

④国際交流の推進

文化施設の 地域連携

専門的な人材育成、 交流・支援

地域の歴史や 食文化を学ぶ 機会の提供

ボランティアの 育成・交流

文化・芸術施設の計 等の保存・活用・継承

姉妹都市を 始めとする 国際交流の推進

伝統文化を楽しむ

デジタル技術を活

用した文化・芸術を

楽しむ機会の提供

画的な改修と美術品

別紙2

世田谷区第4期文化·芸術振興計画(案)

令和6年度~令和13年度 (2024) (2031)

世田谷区

目次

第1章	章 計画の策定に当たって	1
1.		1
2.	. 計画の位置づけ	2
3.	. 計画の期間	3
4.	. 計画の進行管理	4
第2	章 文化・芸術を取り巻く環境	5
1.	文化・芸術を取り巻く状況	5
2.	. 新型コロナウイルス感染症の影響	8
	. 世田谷区の文化・芸術の特色と歩み	
	章 第3期文化·芸術振興計画の評価 	
	施策目標の取組み状況	
	. 文化・芸術に関する区民意識調査結果<抜粋>	
	. 第4期文化・芸術振興計画に向けた課題	
	章 計画の基本的な考え方 基本理念	
	将来像	
	. 付木隊 . 基本目標	
	— • • • • •	
	. 成果指標 . 推進体制(連携強化)	
	. 推進体制(連携短化) 章 計画の内容	
	<u>・ : : : : : : : : : : : : : : : : : : :</u>	
2.		31
	取組みの方向性1:「触れる」	
	取組みの方向性2:「楽しむ」	
	コラム 「新たな文化・芸術の拠点~世田谷区民会館」	
	取組みの方向性3:「創る」	
	取組みの方向性4:「繋がる」	
	編	
1	(仮称)世田谷区第4期文化·芸術振興計画検討委員会	66
2	世田谷区第4期文化・芸術振興計画(素案)に関する区民意見募集概要及び結果	68
3	世田谷区区民意識調査「文化活動について」	81
4	区政モニターアンケート「世田谷区の文化・芸術振興施策について」	87
5	世田谷区の文化・芸術に関する区民意識調査	92
6	世田谷の文化・芸術に関するヒアリング調査	102
7	文化芸術基本法	115
8	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	124
9	世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例	129
10	O これまでの世田谷区における文化・芸術の振興に関わる歩み	132
	1 主要文化施設等	

第1章 計画の策定に当たって

1. 第4期文化・芸術振興計画策定の趣旨

文化・芸術に触れ、その活動に参加することは、人々の創造力を刺激し、育み、豊かな人間性 を涵養します。文化・芸術活動の高まりは、充足感と人々の思いやりや相互関係を深め、多様性 や包摂性のある地域社会の形成に繋がります。

世田谷区は、昭和61年に世田谷美術館、平成7年に世田谷文学館、平成9年には世田谷文化生活情報センターを開館するなど、全国に先駆けて区立文化施設を整備し、文化・芸術振興に取り組むとともに、豊かな自然環境と閑静な住宅街を背景に、文化・芸術の振興に努めてきました。

そのような中、「区民一人ひとりが生き生きと暮らし、誇りを持って住むことのできる地域社会の実現」のため、平成18年4月に「世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例」を施行し、文化芸術に関する基本理念を明らかにし、区・区民・事業者等の協働による文化芸術の振興に関する施策を進めてきました。また、平成19年には、条例に基づく「第1期文化・芸術振興計画」(平成19年度~平成21年度)を策定し、文化・芸術に関する施策が目指す将来像を区民に示し、計画的に取組みを進めてきました。

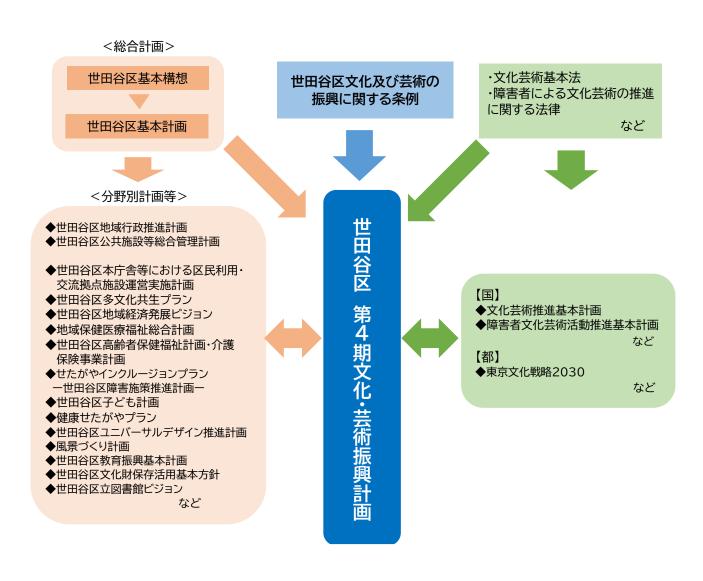
また、平成25年9月に区議会の議決を得て、概ね20年間における公共的指針として定めた「世田谷区基本構想」では、「九つのビジョン」の一つとして、「文化・芸術・スポーツの活動をサポート、発信する」を掲げ、区民が日常の中で文化・芸術に親しみ、交流できる環境を整えるとともに、世田谷ならではの文化資源を将来世代に引き継ぐことを目標としています。

この度、平成30年に策定した「第3期文化・芸術振興計画」(平成30年度~令和3年度)で掲げた将来像を継承して令和4年3月に策定した「第3期文化・芸術振興計画(調整計画)」(令和4年度~令和5年度)が令和5年度をもって最終年度を迎えることから、コロナ禍やSDGs等の社会状況の変化を踏まえ、区の中長期的な文化・芸術政策の将来像や取組みを示す新たな計画として「第4期文化・芸術振興計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「文化芸術基本法」及び「世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例」に基づき、 世田谷区の文化・芸術政策を推進する計画として策定するものです。また、平成30年施行の 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ策定しています。国の「文化 芸術振興基本計画(第2期)」や東京都の「東京文化戦略2030」と整合を図りました。

また、区の公共的指針である「世田谷区基本構想」及び区の最上位計画である「世田谷区基本計画」や、関連計画である「教育振興基本計画」「せたがやインクルージョンプラン」等と整合を図るとともに、地区・地域における取組みについては、世田谷区地域行政推進計画との整合を図り、関係所管と連携して取組みを進めます。



【参考】本計画における「文化・芸術」

本計画における「文化・芸術」とは、文化芸術基本法に例示しているものに加え、年中行事等の地域の伝統的文化、景観・風景・街並み等の文化的な環境、生活様式等、人間の生活とその精神活動に関わることを想定しています。

条	条文
第 8 条	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(メディア芸術を除く)
第 9 条	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸
	術(メディア芸術)
第10条	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、歌唱その他の我が国古来の伝統的な芸能
第11条	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く)
第12条	生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化)、国民娯楽(囲碁、
	将棋その他の国民的娯楽)並びに出版物及びレコード等
第13条	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
第14条	各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等、地域固有の伝統芸能及び民
	俗芸能に関する活動

3. 計画の期間

本計画は、文化・芸術に関する施策が中長期的な視点で取り組むべきものであることや、区の総合計画である「世田谷区基本計画」との整合を図るため、計画期間を令和6年度から令和13年度までの8か年とします。

なお、社会経済状況や区の文化・芸術を取り巻く環境の変化を反映するため、令和9年度に 中間見直しを行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)	(2029年度)	(2030年度)	(2031年度)
基本計画			基本計	·画(令和6年)	度~令和13年	度)		
文化·芸術		第	4 期文化・芸	術振興計画	(令和6年度~	令和13年度)		
振興計画				中間」	見直し			

4. 計画の進行管理

本計画に基づく施策を着実に推進するため、PDCA サイクルによる進捗管理を行います。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により文化・芸術活動が大きな影響を受けたように、施策の推進に当たり、前提となる社会経済状況に大きな変化が生じた場合等については、迅速に把握・分析し、必要に応じて施策・事業の見直しを行います。



SDGsのゴールとの関係

SDGs(持続可能な開発目標)とは

2015 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための 17 の目標から構成されています。

SDGsが掲げる目標や方向性は、地域課題の解決に資するものであることから、本計画における取組みとSDGsを関連付けながら計画の推進を図ります。

SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT GALS



目標1

あらゆる場所のあらゆ る形態の貧困を終わら せる



あらゆる年齢のすべて の人々の健康的な生活 を確保し、福祉を促進 する。



目標4

すべての人々への包摂 的かつ公正な質の高い 教育を提供し、生涯学 習の機会を促進する



目標5

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と 女児のエンパワーメントを図る



目標8

すべての人のための持 続的、包摂的かつ持続 可能な経済成長、生産 的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働 きがいのある人間らし い仕事)を推進する。



目標9

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



目標 10

国内及び各国家間の不平等を是正する。



目標11

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標 16

持続可能な開発に向けて 平和で包摂的な社会を推 進し、すべての人々に司法 へのアクセスを提供すると ともに、あらゆるレベルに おいて効果的で責任ある 包摂的な制度を構築する。



目標17

持続可能な開発のための 実施手段を強化し、グロー バル・パートナーシップを活 性化する。

第2章 文化・芸術を取り巻く環境

1. 文化・芸術を取り巻く状況

(1)社会環境の変化

①世界情勢の混沌化

令和4年2月に開始されたロシアによるウクライナへの軍事侵攻や、令和5年10月から激化したイスラム武装組織ハマスとイスラエルの戦闘は、多くの命を奪うとともに、世界経済にも影響を及ぼしています。

原油価格高騰、小麦等の食糧供給の不安定化、グローバルな物流網の混乱などにより我が国においても物価が高騰し、区民の暮らしを圧迫しています。また、エネルギーや食糧といった生活の土台が揺らぐことによる社会的な不安感がひろがり、厳しさを増す日常生活を前に、文化・芸術の持つ本来の魅力を楽しむ機会が減少することが危惧されています。

②少子高齢化の加速

我が国では、高齢化と少子化が世界に例を見ない速さで進んでいます。若者を中心とする 人口の急激な減少により社会の活力が低下してきています。

令和5年7月の世田谷区将来人口推計によると、世田谷区では今後も人口は微増が続きますが、令和24年をピークに減少に転じると推計しています。しかし、単身世帯が核家族世帯を上回って最多となるなど、単身世帯や高齢世帯が増加しており、社会的孤立や貧困、災害時支援等への影響が懸念されています。地域コミュニティの維持・活性化に向けて、文化・芸術が持つ、感動を共有し人と人との心の結びつきを作り上げる力、心のケアを可能にする力などの活用が期待されています。

③高度情報化とデジタル・トランスフォーメーション(DX)1の進展

現在、世界で、人工知能(AI²)、IoT³、ビッグデータ⁴などの新しい技術により、社会のあらゆる分野において革新的な製品やサービスが創出されています。国としても、これらの最新技術により経済発展とともに社会的課題の解決を図り、誰もが快適で質の高い生活を享受できる未来社会「Society5.0」を目指すこととしています。

文化・芸術においても、こうしたデジタル技術を活用した新たな表現、文化財の鑑賞など が次々に展開されています。また、今の子どもたちは、生まれた時からスマートフォンやタブ

¹ デジタル・トランスフォーメーション(DX):ICT(情報通信技術)の浸透が人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させること。 ² AI:コンピュータがデータを分析し、推論や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習などの人間の知的能力を模倣する技術。

³ IoT:従来インターネットに接続されていなかった物(住宅・建物、車、家電製品、電子機器など)が、ネットワークを通じてサーバやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組み。

⁴ ビッグデータ: 人間では全体を把握することが困難な巨大なデータ群。これらを収集、蓄積、分析することで、様々な成果を生み出す。

レットが身近にあり、それらを活用して日常的に配信で音楽や映像を楽しんだり、自ら作った 作品を世界に発信したりしています。こうした新たな環境における作品の権利保護のあり方 も課題になっています。

④持続可能な社会への意識の高まり

2030年までに達成するべき持続可能な開発目標(SDGs)が、将来に向けた人類共通の目標として社会に浸透してきています。

SDGsには「誰一人取り残さない社会」の実現を目指して17のゴールと169のターゲット が示されており、地球環境保護、多様性の尊重、多文化共生等への意識が高まっています。

文化・芸術においても、年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無、経済的な状況などに関わらず、誰もが身近に文化・芸術に接することができる環境づくりや、地域課題の解決といった視点が求められています。

(2)文化・芸術に係る国・東京都の動向

①国の動向

ア 文化芸術基本法、文化芸術基本計画

平成29年、それまでの「文化芸術振興基本法」が「文化芸術基本法」に改正されました。 この改正により、文化・芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連する各分野との連携の上での総合的な推進へと、方向性が変わりました。また、文化財や芸術・文化ジャンルに加えて、茶道・華道・書道などを始めとする生活文化や食文化なども推進することとされています。

同法の規定に基づく「文化芸術推進基本計画(第1期)」(計画期間:平成30年度~令和4年度)では、社会環境変化なども踏まえて、これまで文化行政が中心としてきた文化・芸術の鑑賞や活動を「本質的価値」として変わらず推進していくとともに、文化・芸術を活用することで生まれる住民の一体感醸成や地域活性化などの効果を「社会的・経済的価値」として明確に位置づけ、こうした多面的な推進を行っていくために他省庁との連携が必要としました。

第2期計画(令和5年度~令和9年度)では、第1期計画で掲げた「本質的価値」「社会的・経済的価値」という基本を前提としたうえで、文化観光やコンテンツの国際市場進出など「社会的・経済的価値」をより強く意識した内容となっています。

イ 文部科学省設置法の改正

「文化芸術基本法」改正を経て、平成30年に「文部科学省設置法」が改正され、文部科学 省及び文化庁の任務について、文化の振興に加え、文化に関する施策の総合的な推進が 位置付けられました。

また、これまで文部科学省が所管していた学校教育における芸術教育や博物館に係る業務を文化庁に移管し、このうち博物館業務については、これまでも文化庁が関わっていた

美術館と歴史博物館に加えて、水族館、動物園及び科学博物館等も含むよう拡大しました。

ウ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定

平成30年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定されました。 この法律は「文化芸術基本法」及び「障害者基本法」の基本的な理念に基づき、障害者に よる文化・芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することによって、障 害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進させることを目的としています。

エ 文化財保護法の改正

「文化財保護法」は、平成30年に大きく改正され、文化財の滅失や散逸等を防ぐための 保護体制の強化と、文化財の観光などへの活用が強く打ち出されました。

なお、同法については、令和3年にも、無形文化財及び無形の民俗文化財登録制度の新設、地方公共団体による文化財の登録制度の新設などを内容とする改正が行われています。

オ 博物館法の改正

「文部科学省設置法」の改正により博物館の所管が文部科学省から文化庁に移ったことを受けて、「博物館法」も令和4年に改正されました。この改正により、これまでは「社会教育法」の下にあった「博物館法」を、「社会教育法」に加えて「文化芸術基本法」の精神に基づくことと定め、また、他の博物館や地域の多様な主体との連携、地域の活力向上への取組みを努力義務としました。

②東京都の動向

東京都では、令和4年3月に、「東京文化戦略2030~芸術文化で躍動する都市東京を目指して~」(令和4年度~令和12年度)を策定しました。

この計画では、新型コロナウイルス感染症の影響や、東京2020大会の文化プログラム (Tokyo Tokyo FESTIVAL)とそこから生まれたレガシーを踏まえて、2040年代の東京 の姿を「都民の誰もが身近に芸術文化に触れることのできる環境が整い、アーティストが成長」「楽しむ、発見する、育てる、創造する好循環が生み出されることで、アートシーンが拡大」 「芸術文化で東京が躍動し、都民の生活がより豊かになる」と想定し、その実現に向けて次の 4つの「戦略」を掲げています。

戦略1 誰もが芸術文化に身近に触れられる環境を整え、人々の幸せに寄与する ~人々のウェルビーイングの実現に貢献する

戦略2 芸術文化の力で、人々に喜び、感動、新たな価値の発見をもたらす ~人々をインスパイアする

戦略3 国内外のアートシーンを中心として、世界を魅了する創造性を生み出す ~芸術文化のハブ機能を強化する 戦略4 アーティストや芸術文化団体等が継続的に活動できる仕組みをつくる ~持続性のある芸術文化エコシステムを構築する

2. 新型コロナウイルス感染症の影響

令和元年12月に初めて確認された新型コロナウイルス感染症は、その後急速に世界中に拡大し、多くの感染者や死者を記録するなど人類の生命や健康を脅かしただけでなく、あらゆる分野の活動や人々の暮らしにも甚大な影響を及ぼしました。日本では、緊急事態宣言等が繰り返し発出されることにより、「不要不急な行動」の制限や自粛が求められ、また、ワクチン住民接種の実施に伴う公共施設の利用の制限などにより、人々の日常生活は大きな制限を受けることになりました。

文化・芸術は、コロナ禍により最も大きな影響を受けたジャンルのひとつです。新型コロナウイルスが飛沫を通じて感染することから、演奏やセリフによる表現活動は感染リスクが高いとされ、また、人が集まることを避ける観点から、展覧会も不適切とされた他、映画や映像の制作などの創作プロセスにおいても、人の集合を伴う場合、行動制限により支障が発生しました。

美術館や劇場などの文化施設は休館や開館時間・利用人数の制限を余儀なくされ、文化施設はもちろんのこと、アーティストや表現活動を支える舞台技術者や裏方、関係者は壊滅的な打撃を受けました。令和2年のライブ・エンタテインメント市場規模は前年の82.4%減となりました。同時期の飲食業が26.6%減、宿泊業が37.2%減、航空業が51.7%減であったことと比較すると、他の業種に比べても影響が大きかったことが分かります。

一方で、「新たな生活様式」の普及に伴い、オンライン配信や「3密」を避けたイベント開催など、新しい手法を活用した活動も広がりを見せました。

世田谷区においても、緊急事態宣言の発出により、世田谷美術館、世田谷文学館をはじめとした文化施設は休館し、また、身近な文化・芸術活動の練習・発表の場であった区民会館や区民センター等の公共施設が感染拡大防止やワクチン住民接種会場となることにより利用できなくなるなど、区民がコロナ禍前の文化・芸術活動を継続したり、新たに文化・芸術に親しんだりすることが難しい状況が続きました。そのような中で、各文化施設ではオンライン配信やSNSを活用した情報発信などに取り組み、また、区では「せたがや元気出せArtsプログラム」を実施し、令和2年度にはコロナ禍により活動の制限を余儀なくされたアーティスト・施設等を対象として、令和3年度にはアーティストや団体等による主体的・積極的な文化・芸術活動の再開・継続を対象に、支援事業を実施しました。

令和5年5月には新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが2類から5類感染症に移行し、感染対策は個人や事業者の主体的な選択に委ねられるなど、徐々に普段の生活を取り戻していくのに伴い、文化・芸術を取り巻く状況もコロナ禍前に少しずつ戻りつつあります。

今後は、コロナ禍による活動の停滞を取り戻し、再び文化・芸術活動がまちの賑わいや活性 化につながるような環境づくりに取り組む必要があります。

3. 世田谷区の文化・芸術の特色と歩み

(1)歴史・文化財等の保護と活用

区では、昭和37年に刊行した『新修世田谷区史』の編さん事業により、郷土史の資料の収集・研究に取り組み、昭和39年9月には、都内最初の公立地域博物館となる「世田谷区立郷土資料館」を開設し、区内外における世田谷区に関する歴史資料等の収集、整理、保存、調査・研究を行い、その成果の一般公開を進めてきました。

昭和52年には「世田谷区文化財保護条例」を制定し、文化財の総合調査を進めるとともに、 指定や登録により文化財の保存と活用を図り、区民への文化財の公開や郷土学習の支援に取 り組みました。

しかし、社会経済状況の変化に伴い、文化財を取り巻く環境も変貌し、かつての世田谷の姿を思い起こさせる資料や風景が少なくなっており、文化財の保存も難しい状況にあります。

このような状況に対応するために、区では平成29年4月に「世田谷区文化財保存活用基本方針」を策定し、文化財を複合的に捉えて価値や魅力をわかりやすく示し、地域の歴史・文化や風景等の保護・継承していくための施策を進めてきました。

また、区内には、世田谷の歴史・文化に触れることができる施設や行事があります。例えば岡本公園民家園・次大夫堀公園民家園では古民家やかつての暮らしを体験でき、長い歴史を持つ世田谷ボロ市は毎年全国から多くの人を集め、芦花公園で行われる蘆花まつりは地域の人々に愛されるイベントに育つなど、地域に根付いて活用されている文化財が数多くあります。他にも、区内には伝統芸能も多数存在しており、区も発表の場を提供するなど活動を支援しています。

(2)施設整備及び文化・芸術事業の展開

①世田谷美術館

昭和50年代前半、地域の文化・芸術に触れる機会や場を求める区民の声の高まりを受け、 区は「世田谷美術館」を、昭和61年3月、都立砧公園内に開設しました。

恵まれた自然環境を活かした空間の中で、展覧会をはじめ講座やワークショップなど様々な活動を通して芸術との出会いの場を提供するこの美術館は、充実した収蔵作品や個性的な企画展とともに、当時は全国にほとんどなかったカフェやレストランの併設、ワークショップやアウトリーチなどの教育普及活動により、新しい「芸術との出会いの場」として全国的に

大きな話題となりました。

その後、世田谷ゆかりの作家やその遺族からの寄贈により、平成5年7月「向井潤吉アトリ 工館」、平成15年11月「清川泰次記念ギャラリー」、平成16年4月「宮本三郎記念美術館」を 分館として開設しました。

いまも、全国から注目される意欲的な企画展を継続的に開催し、美術を専門的に学ぶ人から子どもまで幅広く支援・育成する教育普及活動を展開するなど、更なる活動の充実を図っています。



く世田谷美術館>

②世田谷文学館

昭和61年、世田谷文化会議からの提言を受けて文学館整備の検討が進み、平成7年4月、東京23区では初の地域総合文学館として「世田谷文学館」が設置されました。

世田谷にゆかりのある作家の原稿や資料などを収蔵し、世田谷の文学遺産を次代に承継するとともに、身近な文学者や世田谷の風土を学び知る場として、映画、音楽、演劇、朗読、創作活動など、ジャンルを超えた幅広い活動を行う文学館を目指し、魅力的な展覧会の開催、様々な教育普及活動を展開しています。近年では収蔵品の一部をホームページで公開するなど、時代に即した多様な手法を用いた情報発信にも積極的に取り組んでいます。



<世田谷文学館>

③世田谷文化生活情報センター

平成9年4月に、創造的な文化施設として、「生活工房」と「世田谷パブリックシアター」で構成された「世田谷文化生活情報センター」を開設しました。

「世田谷文化生活情報センター」は、全国の劇場・音楽堂等の概念を大きく変革する施設となりました。当時の劇場・音楽堂等の大半がクラシック音楽の買取型鑑賞事業を主体としていたのに対して、「世田谷パブリックシアター」は、現代演劇とダンスを中心ジャンルとして、海外の劇場と同じように作品制作機能を有し、区民に質の高い作品を提供しました。また、「生活工房」は、「暮らし×デザインの交流拠点」をコンセプトに、日常の暮らしに身近なデザイン、文化、環境などをテーマに新しいライフスタイルを提案しました。

とりわけ特徴的だったのが、国内の劇場・音楽堂等で初めて学芸部門を設置し、文化・芸術の普及、地域とのつながりや子どもや青少年の育成、アーティストの育成などに着目した点です。また、質の高い施設運営により劇場・音楽堂等を支える人材を輩出している点でも知られています。

現在も、国内外の賞を受賞する質の高い作品制作や地域の文化活動支援のほか、高齢者や障害者による表現の支援、地域とのつながりづくり、子ども向けプログラムなど、区の総合的な文化・芸術振興と社会包摂に資する多様な事業を展開しています。

平成19年に発足した音楽事業部(せたおん)も、常に最先端の公立文化施設運営を行ってきた世田谷区らしい新たな着眼点によるものでした。全国では劇場・音楽堂等を整備して、その場を活用する事業として公演等を実施する自治体が多いなか、公演内容に合わせて主に区立施設を使用してコンサートや教育普及活動等を通じて地域の音楽文化振興を行う音楽事業部の活動は、新しい文化事業として全国からも注目されています。

令和2年4月には、在住外国人の増加や東京2020大会を契機とした国際化気運の高まり等を踏まえ、国際施策の充実・発展に向けて、世田谷文化生活情報センターに新たな組織として「国際事業部」を設け、「せたがや国際交流センター」を開設しました。

SDGsなどにより、世界的に多様性への理解や多文化共生がこれまで以上に重要視されるなか、国際化に向けても積極的に取り組んでいます。



く世田谷パブリックシアター>

④せたがや文化財団の設立

平成15年4月、それまでの施設運営等の実績を相互に連携させ、区における質の高い文化・芸術の展開と区民の自主的な文化創造活動の支援を実現するために、財団法人世田谷区美術振興財団と財団法人世田谷区コミュニティ振興交流財団を統合して新たに財団法人せたがや文化財団を設立しました。同財団は平成23年4月には公益財団法人となり、文化・芸術に関する活動の幅を拡げ続けています。

(3)条例の制定

区では、文化・芸術活動の自主性・創造性を尊重し、その活動の環境整備とともに、区、区 民、民間団体、他の自治体等の相互の連携による文化・芸術振興を図るために、平成18年4 月に、「世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例」を施行しました。

この条例に基づき、平成19年度を初年度とする「世田谷区文化・芸術振興計画」策定後、社会状況や環境変化などを踏まえた2つの調整計画、第2期計画の策定を経て、平成30年度~令和3年度を計画期間とする第3期計画、令和4年度~令和5年度を計画期間とする第3期世田谷区文化・芸術振興計画(調整計画)を策定し、施策推進に取り組んでいます。

(4)文化・芸術に身近に接する場の充実(全区的な文化・芸術拠点の整備)

身近な地域で文化・芸術に接する場、あるいは区民が文化活動の練習や発表を行う場として、各地域に区民会館等が整備されています。

この中で、世田谷区民会館は長年区民に親しまれてきましたが、令和3年7月から始まった 世田谷区本庁舎整備工事に併せて、多様な文化・芸術活動拠点施設として生まれ変わるべく、 舞台機構・音響・照明設備の改修や練習室新設などを含む再整備を行っています。改修後は、 区民自治と協働・交流の拠点として、また、音楽や演劇等のイベントや公演など多様に対応で きるホールとして、文化・芸術の魅力を発信していきます。

(5)区内の文化環境

民間の文化施設や大学等教育機関、各種団体、区民が、それぞれの立場で地域における文化・芸術環境を作り出しているのも、世田谷区の大きな特徴です。

区内には民間の文化施設が複数ありますが、国宝8点、重要文化財 83 件(併設の大東急記念文庫所蔵品を含む)を所蔵する五島美術館があり、広い庭園とともに区内外から愛されています。長年親しまれてきた静嘉堂文庫美術館は、ギャラリー機能は他区に移転しましたが、静嘉堂文庫は研究者向けの専門図書館として、近世以前(江戸時代末まで)に作られた書物である古典籍の保存、活用を行っています。

また、下北沢に8つの劇場を展開する本多劇場グループは、我が国の小劇場演劇を長年支えてきました。こうした劇場と、若手アーティストの登竜門としても著名な「下北沢演劇祭」 「下北沢映画祭」、区内在住のアーティストも活躍する「下北沢音楽祭」、個性的なライブハウ ス、カフェ、古着屋などが融け合い、下北沢は「演劇のまち」「音楽のまち」「若者文化のまち」 と呼ばれ、国内外から多くの人を惹きつけています。

下北沢だけでなく、区内の各地域にはそれぞれの魅力があり、独自の文化・芸術イベントを行っています。二子玉川では日本最大規模の子ども国際映画祭である「キネコ映画祭」や多摩美術大学によるパフォーマンスイベント「タマリバーズ」が開催されています。また、世田谷地域では東京都指定無形民俗文化財である「世田谷のボロ市」、烏山地域では蘆花恒春園と連携した「蘆花まつり」、北沢地域では羽根木公園で実施する「せたがや梅まつり」、砧・玉川地域では「たまがわ花火大会」など、地域の歴史や文化資源、自然環境を活かしたイベントが開催されます。

区におけるこうした文化・芸術イベントの特徴は、地域の人々の主導のもと、地元商店街、 町会・自治会、企業、大学、区の総合支所、せたがや文化財団などの連携により実施され、い ずれも長年続いていることです。

こうした地域の魅力づくりには、区内在住のアーティストも数多く関わっています。区には 多くの文化・芸術人材や在住の文化・芸術指導者も多く、プロの劇団や各ジャンルのプロ団 体も区内に数多くみられます。

また、アマチュアの文化活動も盛んです。世田谷フィルハーモニー管弦楽団、世田谷区民合唱団、世田谷区民吹奏楽団、せたがやジュニアオーケストラ等の団体のほか、音楽、美術、工芸、演劇、ダンス、ミュージカル、そして新しい様々なジャンルなど多様な文化団体が活動しています。また、区には古くからの伝統芸能が多数あり、いずれも地域の人々によって保存・継承されています。

表現活動のみならず、地域の文化・芸術イベントや文化施設の運営、文化団体運営、社会的 弱者支援などをボランティアとして支える区民も数多くみられます。区では全国的にみても 早い時期から障害者アートの取組みを行ってきましたが、区民の活動としても、障害者や子 どもと文化・芸術をつなぐ NPO 法人等が複数あり、活発に活動しています。

区内の 17 の大学(学部)も、地域連携事業として、子どもの文化・芸術体験プログラム、各種講座の開催、梅まつりなど地域の文化・芸術イベントへの出演や運営ボランティア参加、地域産業と連携した新製品開発など、多様な側面で地域の文化・芸術を支えています。また、博物館を有する大学も複数あり、研究成果を区民に公開しています。

こうした区民や民間による取組みに、区立文化施設の取組み、恵まれた自然環境、豊かな水と緑、区民の暮らしの基盤となる住宅街と景観整備の取組みなど、様々なものが複合したものが、世田谷の魅力、世田谷らしさに繋がっています。

第3章 第3期文化・芸術振興計画の評価

1. 施策目標の取組み状況

(1)第1期から第2期の取組み結果

世田谷区文化·芸術振興計画(平成 19 年度~平成 21 年度) 世田谷文化・芸術振興計画調整計画(新せたがやアートプラン)(平成 22 年度~平成23年度) 世田谷区文化·芸術振興計画第2次調整計画(平成24年度~平成25年度) 1 音楽文化の振興に向けた取組み 重点取 第1期(平成19 2 子どもの創造性を育む取組み 3 若手アーティストの飛躍機会の創出 組 4 まちの魅力向上やにぎわいづくり 5 ネットワークと協働による文化・芸術の振興 1 せたがや文化財団に音楽事業部を設置し、区内の様々な施設や場を活用した広がりのあ 年度~平成25年度) る事業展開、区民活動支援、育成型の事業の充実を図った。 2 「遊びと学びのこどもプロジェクト」として事業化し、夏休みを中心とした体験型の子ども 組 向け事業を区内の多様な文化施設で展開した。 3 「世田谷区芸術アワード"飛翔"」実施による若手アーティストの飛躍機会を創出した。 4 「商店街アートプロジェクト」「芸術百華」により区内のにぎわいを創出した。 5 「世田谷アートネットワーク会議」を形成し、「アートマップ」を作成した。 問「あなたご自身が文化・芸術にどのように関わっていますか。」 文化・芸術活動(鑑賞、活動)を行っている人の割合 79.8% 最終年度実施 文化・芸術活動(鑑賞、活動)を行っていない理由 区民意識調査 時間的な余裕がないから 52% 興味があるものがない・少ない41.2% 世田谷区第2期文化·芸術振興計画(平成 26 年度~平成 29 年度) 重点取 1 文化・芸術に関する情報の集約と発信 第2期(平成26年度~平成29年度) 2 文化・芸術の力を生活や地域に活かす 3 次代を担う世代の文化・芸術振興 組 4 文化・芸術を身近に感じられる環境づくり 1 文化・芸術に関わる情報誌の発行、ICTの利活用による情報発信の検討 2 商店街アートプロジェクトの拡充、医療や福祉、教育の現場で文化・芸術の力を活かす取組 組 みの実施 み 3 「遊びと学びの子どもプロジェクト」の発行、せたがやジュニアオーケストラの継続的運営 4 歴史とアートに親しむ せたがや文化マップの発行、景観や風景を活かし、継承する取組み 問「あなたは文化・芸術に関わる活動を行っていますか。」 文化・芸術活動(鑑賞・活動)を行っている人の割合 49.6% 最終年度実施 文化・芸術活動(鑑賞・活動)を行っていない理由 区民意識調査 時間に余裕がないから 50.8% 興味があるものがない・少ない 36.6%

(2)施策目標の取組み状況・評価

第3期計画で掲げた施策目標ごとに取組みを検証し、第4期計画に向けた課題を示します。

施策目標1 世田谷の文化・芸術の魅力を発信する

(第3期計画)

さまざまな媒体を活用して、世田谷の文化・芸術に関する情報を効果的に区民や国内外に発信していきます。

(第3期調整計画)

デジタル技術を活用した発信を強化するととも に、紙媒体での発信に継続して取り組む等、多様な 手法を用いた情報発信を推進します。

【施策の方向1】世田谷の文化・芸術情報の収集・発信

主な 取組み ・世代や目的、新しい生活様式に対応したICT等の活用による情報発信

・地域の特色を踏まえた情報発信

■令和4年度の主な実績

文化・スポーツ情報ガイド 年12回発行 202,600部、世田谷文学館ニュース 年2回発行 せたがや文化財団ホームページ、各施設ホームページ、メールマガジン、ブログ、ツイッター、 Instagram、動画配信「世田美チャンネル」等、ポッドキャスト

なぞとき風景PRESS発行 年1回 2,500部、せたがや風景MAP(改訂版)発行 年1回 5,000部 文化財紹介動画「静嘉堂文庫」及び「無形民俗文化財まむしよけ」の制作

■区立文化·芸術施設 実施事業参加者·施設入場者推移

■実績・○評価

年度	生活工房	パブリック シアター	音楽事業部	国際事業部	美術館	文学館
平成30年度	132,017	220,974	16,158		302,460	267,931
令和元年度	113,845	228,234	5,331		259,088	252,502
令和2年度	44,163	100,974	3,189	2,214	151,349	165,620
令和3年度	212,399	147,748	2,608	5,047	276,315	270,977
令和4年度	159,741	214,182	6,350	7,056	352,362	375,167

〇世田谷美術館や世田谷文学館で一部写真撮影が可能な展覧会を開催したほか、世田谷文学館では 収蔵品の一部をホームページで公開するなど、SNS等の区民参加型の情報発信等、時代に即した多 様な手法を用いた情報発信に取り組んだ。SNSのフォロワー数も増加し、来場者の増加や満足度向上 につながった。

【施策の方向2】 世田谷の文化・芸術の魅力を高め、広める取組み

主な 取組み

・文化・芸術の力やせたがやらしい文化を広める取組みの推進

■令和4年度の主な実績

「せたがやガイドブック」の配付、三茶de大道芸の実施

■実績 | 他劇場との共同制作 1件、世田谷パブリックシアター新芸術監督就任記念イベント公開トーク実施 | 気象と音楽をテーマとした「異分野とのコラボレーション」の実施

○評価 |海外招聘公演の実施 2本

○多種多様な観光情報冊子を区内各所への配架やイベント出展時に配布することにより、区内外に世田谷の魅力を広くPRすることができた。

施策目標2 区民の誰もが文化・芸術に親しむ

(第3期計画)

区民の誰もが、文化・芸術活動にふれ、体験・参加し、気軽に親しむことができる機会を充実していきます。

(第3期調整計画)

区民の誰もが文化・芸術に触れ、鑑賞、体験、 参加し、親しむことができる環境を整えます。

【施策の方向1】 誰もが、文化・芸術を身近に鑑賞・体験ができる機会の充実

主な 取組み

- ・年齢、国籍、障害の有無、また、経済的状況にかかわらず、身近なところで文化・芸術に触れ、親しむことができる機会の充実
- ・音楽・演劇など多様な文化・芸術活動の拠点となる区施設の整備

■令和4年度の主な実績

「出版120周年 ピーターラビット™展」「絵本作家・わかやまけんの世界展」等企画展の実施 5本「ヨシタケシンスケ展」「山下和美展」「萩原朔太郎展」の実施

収蔵品を活用したコレクション展の実施(世田谷美術館10回、世田谷文学館2回)

「どこでも文学館」出張展示の実施 49回実施

「世田谷パブリックシアター会場25周年記念ポスター展」等展示の実施 6本

Setagaya Arts Placeの実施 令和4年度 11件

せたがやまちかど・まちなかコンサート 5回実施

多様なジャンルの演奏会(せたがや音楽研究所、シリーズ和・華・調、世田谷アーティスト企画)

「@ホーム公演」(高齢者・障害者施設等への出張演劇公演) 7施設実施

■実績

○評価

- ○新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、区立文化施設の休館や事業が延期・中止を余儀なくされるなど、計画どおりに取組みを進めることが困難な状況であったが、文学と現代アートのコラボレーションなど企画の工夫を図ったことによって若年層にも関心が広がり、令和3年度以降、世田谷美術館や文学館においては入場者数が令和元年度の水準を上回るなど、区民が多彩な文化・芸術活動に接することのできる環境は回復傾向にある。
- ○身近なところで文化・芸術に触れ、親しむことができる機会の充実を図るため、商店街や区内で行われるイベントにアーティストを派遣する「Setagaya Arts Place」を実施し、コロナ禍による一部のイベントの中止はあったものの、まちの賑わい創出に取り組んだ。
- ○リアルとオンラインの二方向での事業展開を行うことにより、日ごろ外出が難しい方の参加が 可能となるなど、参加者の層が広がった。
- 〇コロナ禍の規制が緩和されてきたタイミングでの事業の対面開催は連日満席となり、好評であったことから、対話の効能や必要性が改めて認識された。
- ○多言語表記とピクトグラムを活用し、日本語が母国語でない来場者へのアクセシビリティを向上 させた。
- 〇高齢者・障害者施設等への出張公演について、新型コロナウイルス感染症の影響により訪問が不可能な施設に対しては、特製DVDの作成・配布により対応を行った。

施策目標3 個人や団体の文化・芸術活動を支える

(第3期計画)

今後の世田谷の文化・芸術活動を支えていく仕 組みづくり・取組みを推進していきます。

(第3期調整計画)

文化・芸術活動の継続を支援する仕組みづくり や取組みを推進します。

【施策の方向1】区民、団体の文化・芸術活動や文化施設等の支援 主な 取組み ・誰もが文化・芸術活動をできる機会や支援の充実

■令和4年度の主な実績

区民ギャラリー等の貸出 来場者43,000人

「せたがやアカペラバトル」の実施 出場者44人 観客207人

障害者施設アート・オムニバス展(玉川高島屋)、障害者施設アート展(世田谷美術館)の実施

「世田谷区手をつなぐ親の会子どもたちの作品展」実施及びYouTube配信

区民講座 978人、生涯学習セミナー 参加者1,261人

区民文化祭8件、総合文化祭3件実施

■実績 陶芸講習会の実施 参加者122人、代田陶芸教室 修了者48人、土と農の交流園講座 125人・ シルバー工芸教室38人

○評価

「せたがや元気だせArtsプログラム」補助事業の実施 40件

- ○区民が身近な場で気軽に文化・芸術に触れる機会の充実とともに、魅力的で活気あふれるまちづくりを目指し、引き続き、地域文化芸術振興事業補助金交付事業を実施し、地域の賑わいや魅力づくりを目的とした文化・芸術事業への活動支援を行った。
- ○コロナ禍の令和2~4年度において「せたがや元気だせArtsプログラム」補助事業を実施し、文化・芸術活動の再開・継続が困難な状況にあるアーティストや民間文化施設等への支援に取り組んだ。
- ○障害者施設の美術展の継続開催により、来場者アンケートから障害理解の浸透が伺えた。また、 動画配信も併用し、幅広い取組みを行った。

【施策の方向2】 次代を担う人材の発掘・育成

主な 取組み ・次代の文化・芸術活動を担う人材の発掘、育成、交流・活動促進 ■令和4年度の主な実績 ネクストジェネレーションの実施 世田谷文化生活情報センターでの大学生インターンの受入れ 舞台芸術制作に携わる人材育成のためのSPTラボラトリーの実施 ・ ○新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の施設では学生インターンが実施できなかった が、将来を見据えた学生の育成を理論と実践の両面から多角的に実施することで、実践的な学 びの機会を提供した。

○学芸員の後継者育成に向けた博物館実習の講義や実習を行い、実施後のアンケートでは、参加 者の満足度の高さが伺えた。

施策目標4 次代の文化・芸術を担う人材を育む

(第3期計画)

次代を担う子どもたちを育むために、これまでの取組みに加え、乳幼児期から遊びの中で、文化・芸術に気軽に触れられる機会の提供を充実させていきます。

(第3期調整計画)

次代を担う子どもたちを育むため、全ての子どもや青少年が文化・芸術に触れ、親しむことができる環境づくりと機会の充実に取り組みます。

【施策の方向1】 次代を担う、子ども・若者の創造性を育む取組みの推進

主な 取組み

・次代の文化・芸術の担い手である子ども・若者が鑑賞・体験できる機会の充実

■令和4年度の主な実績

区立保育園・幼稚園において「どこでも文学館」の実施(各1園)

区立保育園1園において東京都市大学との連携で造形遊び体験を5回実施

区立保育園・幼稚園において昭和女子大学との連携で生楽器の演奏による音楽体験を5回実施夏休み・冬休みに行われる子ども向けのプログラム広報の発行(夏5,000部、冬4,000部)

せたがやジュニアオーケストラの運営・支援合宿、オータムコンサート、定期演奏会の実施

音楽鑑賞教室 小学5年生 61校 約6,300人

小学校美術鑑賞教室 小学4年生 61校 約6,000人

古典芸能鑑賞教室 小学6年生 61校 約6,300人

図画工作作品展 小学校代表 30校出品 642点

中学校美術鑑賞教室 中学校1~3年生(個人鑑賞) 329人

音楽発表会 中学校1~3年生 22校 545人

演劇発表会 中学校クラブ 6校 92人

ティーンエイジ・カーニバル実施

青年文化祭実施 来館者数586人 出店団体3団体31人、発表8団体81人

■実績

○評価

〇小・中学校を対象とした出張ワークショップの実施や、音楽や美術、古典芸能の鑑賞教室を開催 し、文化・芸術を鑑賞・体験できる機会の充実を図った。

- 〇小・中学校の児童・生徒の創造性を育む取組みとして、作品展や展覧会、発表会を実施し、児童・ 生徒が自己の表現を発表する場を提供することができた。
- ○世田谷文学館の「どこでも文学館」事業において、オンラインを活用した子ども向けワークショップや出張展示等を実施したところ、参加者や来場者に気軽に文化・芸術を楽しめる機会として好評を得ることができた。
- 〇子ども達が豊かな人間性や社会性を身に付けることを目指し実施している「せたがやジュニア オーケストラ」では、感染症対策による制限があるものの、年1回の定期演奏会に加え、他のオーケストラ等との連携事業も実施し、充実した活動を行うことができた。
- 〇二子玉川花みず木フェスティバルの一環として将棋事業を実施し、将棋のルールや礼儀作法等 を学ぶだけでなく、子ども達が楽しみながら伝統文化に親しむ機会の提供につながった。
- ○中高生がウイズコロナを考慮しながら主体的に実行委員会を運営し、ティーンエイジ・カーニバルを開催し、中高生の手によるバンド演奏やダンスパフォーマンスなどの、発表・鑑賞の機会となった。
- ○世田谷パブリックシアター演劇部の取組みを実施し、区大会において成果発表を行うことができた。

施策目標5 文化資源を次代へ継承し、文化・芸術の力を活かし・つなぐ

(第3期計画)

世田谷の文化資源や文化・芸術を活かしたまちの魅力づくりを進めていくとともに、海外との姉妹都市交流や東京2020大会、アメリカ合衆国ホストタウン・共生社会ホストタウンへの登録を契機とした様々な国との文化交流を進めていきます。

(第3期調整計画)

世田谷の豊かな文化資源を保存・継承・活用する取組みを進めていきます。また、世田谷の豊かな文化資源を活かした国際交流や交流事業等を実施するとともに、様々な支援を通じた多文化共生の推進に取り組みます。

【施策の方向1】 区や区民の多様な文化資源やせたがやらしさを活かした取組みの推進 ・文化資源などを活用したまちづくり、観光事業の取組みの推進 主な 取組み ・文化財の保存と継承 ■令和4年度の主な実績 郷土資料館において、野外歴史教室3教室、小中学校社会科見学受入れ11校、 小学校出張授業10校を実施、資料館だよりNO.76発行 「せたがやの文化財」「文化財調査報告集」「埋蔵文化財調査年報」発行 文化財紹介動画制作 1件、無形民俗文化財記録動画 1件 ○区内に残る貴重な文化財の映像を制作・公開することにより、記録に残すとともに、文化財の普 ■実績 及啓発に繋げることができた。 ○評価 ○文化財ボランティアの活動の場を定着させるとともに、新たな活動に向けた準備を進めること ができた。 ○令和4年度にはコロナ禍以前と同様かそれ以上の来場者を数える地域の文化資産を活かしたイ ベントを実施することができた。 〇世田谷美術館による「さくら祭」の開催や世田谷文学館による「蘆花まつり」への参加等、地域で 開催されるお祭りなどのイベントへの参加・支援を通じて、地域の賑わいの創出に協力するとと もに、文化資源の保存・活用に不可欠な地域との連携を進めた。 【施策の方向2】 多文化共生と国際施策の推進 主な ・外国人への支援や交流事業等の推進 取組み ■令和4年度の主な実績 姉妹都市等との交流 オンライン意見交換、オンラインマラソン交流、区内中学校とのダンス交流 にほんご交流会 5回、やさしい日本語で街歩き 1回開催 ウクライナ支援映画「ひまわり」上映会実施 ■実績 ○コロナ禍にあっても、姉妹都市との交流や国際メッセのオンライン開催など実施方法を工夫し ながら実施し、多くの方の異文化理解・多文化共生を考えるきっかけ・機会を創出した。 ○評価 ○新型コロナウイルス感染症の影響によりボランティア講座の開催はできていないが、「ウクライ ナ支援 映画「ひまわり」上演会」の実施や、難民支援や食糧支援をテーマとした多文化理解講 座の開催により、多文化共生の意識啓発を行った。 ○外国人にもわかりやすいホームページの作成に取り組むほか、「やさしい日本語」の活用に 向けた「やさしい日本語研修」を実施した。

50 %

2. 文化・芸術に関する区民意識調査結果<抜粋>

【調査概要】

調査の対象 世田谷区に住民票のある 18 歳以上の区民 3,000 人(無作為抽出)

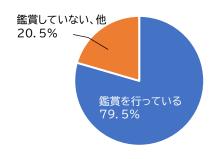
調査の期間 令和 5 年 1 月 6 日(金)~1 月 24 日(火) 調査の手法 郵送による配布・回収または WEB 回答

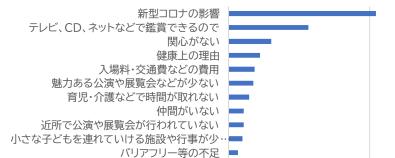
回収数·回収率 回収数 1,038、回収率 34.6%

(1)区民の文化・芸術の鑑賞率

文化・芸術に関する区民意識調査では、「過去1年間に美術・博物館、音楽、演劇等を会場で鑑賞した(テレビ、ラジオ、CD・DVD、インターネット配信等での視聴を除く)」と回答した人の比率は79.5%でした。 一都三県の同様の調査結果と比較すると、8.8ポイント高い結果となっています。

文化・芸術の鑑賞率





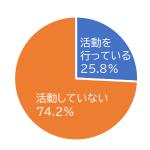
直接鑑賞しなかった理由(複数回答)

夜間に行われていない 公演や展覧会などが人気でチケットが入手困難 0

(2)区民の自ら行う文化・芸術活動の活動率

自ら行う文化・芸術活動では、25.8%となりましたが、一都三県の同様の調査結果と比較すると5ポイント高い結果となっています。活動をしなかった理由として「関心がない」が最も高く、文化・芸術への興味を高める取組みが必要であると考えられます。

文化芸術活動の活動率

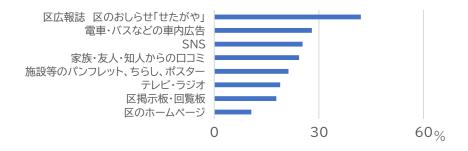


文化・芸術活動をしなかった理由(複数回答)



(3)文化・芸術に関する情報の入手手段

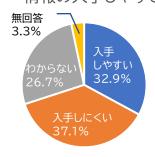
区のおしらせ「せたがや」が 42.0%と最も高く、「電車、バスなどの車内広告」(28.0%)、と続いており、紙媒体の広報物による情報入手が多いことが分かります。



(4)文化・芸術に関する情報の入手しやすさ

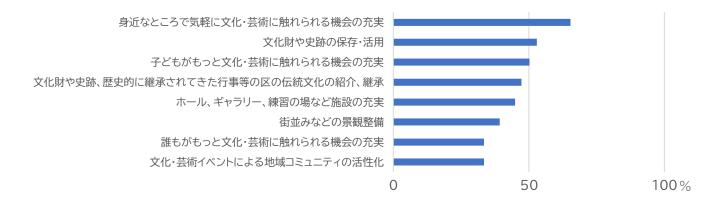
入手しにくいが 37.1%と最も高く、入手しやすい(32.9%)、わからない(26.7%)と続きます。

情報の入手しやすさ



(5)世田谷区の文化施策として重視すること

「身近なところで気軽に文化・芸術に触れられる機会の充実」が 65.3%と最も高く、次いで「文化財や史跡などを保存・活用し、区の魅力として広くアピールしていくこと」(52.9%)、「子どもがもっと文化・芸術に触れられる機会の充実」(50.2%)と続いており、この3項目が 5 割を超えています。



3. 第4期文化・芸術振興計画に向けた課題

世田谷区の第3期計画におけるこれまでの取組みや地域の特性、社会背景や区民意識調査結果、第4期文化・芸術振興計画検討委員会における委員の意見等を踏まえ、策定に向けた課題を以下のように整理します。

(1)情報発信力の強化

紙媒体やインターネット、SNS による情報発信を行っていますが、文化・芸術活動を行わない人の 22.8%は情報が入手できないことを理由に挙げており、調査対象の年齢層と組み合わせて検証した結果、SNS を中心に情報収集を行う若年層に対する情報発信が課題であることがわかりました。

第3期計画では SNS による参加型の情報発信を開始し、効果が出ているため、これらの取組みを続けるとともに、関心・興味がない層へ働きかけるための新たな取組みが必要です。

(2)身近な場所での鑑賞や活動の推進

鑑賞や活動をしない理由で、「新型コロナウイルス感染症の影響」「情報がない」以外では、 興味がないことや、時間が合わないこと、場所が遠いことなどが挙げられています。

身近な場所で文化・芸術に接し、関心に繋げていくことや、普段の生活の中で自然と文化・芸術に触れる機会を創出し、鑑賞や文化・芸術活動への動機付けを行う必要があります。

(3)文化資源の確実な保存

郷土資料館は開設から 60 年近くが経過し、また、世田谷美術館及び世田谷文学館は開設から 30~40 年が経過し、老朽化が進む中、郷土資料や美術品・文学資料等を適正に管理・保管し、次世代に確実に継承するため、計画的な改修を行うとともに、区民の文化・芸術へのアクセス機会が損なわれないよう効率的な更新を図っていく必要があります。

(4)文化・芸術活動場所の拡充

区民意識調査や文化・芸術活動を行う団体に対するヒアリングにおいて、活動場所の不足への声がありました。再整備を行っている世田谷区民会館に練習室を新たに設置するなど、活動場所の確保を進めていますが、さらなる充実に向けた取組みが求められています。併せて、活動場所の拡大や予約におけるデジタルを活用した利便性の向上などを図っていく必要があります。

(5)文化・芸術を通した交流の促進

文化・芸術活動をしない理由として「仲間がいない」が 13.6%と高いことがわかりました。 文化・芸術を通した交流により、新たに活動を始めるきっかけづくりを進め、区民同士の交流 や区内における文化・芸術活動の活発化を図っていく必要があります。

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

世田谷は、みどり豊かな武蔵野の自然にあふれ、閑静な住宅地として発展し、文化及び芸術に携わる人々は、その魅力に惹かれ移り住むようになりました。その歴史は、今日に受け継がれ、多くの世田谷区民は、区内各地域における活発な演劇活動、多くの文化及び芸術に関する自主的かつ積極的な活動、文化施設を支えるボランティア活動等を行っており、文化・芸術に高い関心を持っています。また、世田谷には、日本の文化・芸術の牽引役として活動されている方も多くいます。さらに、世田谷は、文学、映画等の作品の舞台として数多く登場しており、区民にとって、文化・芸術が身近に感じられる環境にあります。

これらは、区民のかけがえのない財産であり、世田谷の大きな魅力でもあります。区はこれらの財産を活かし、文化的な環境の向上に努めるとともに、すべての区民が文化・芸術に触れ、文化的な環境を享受し、文化・芸術に関する活動に取り組むことができるようにすることが、区としての重要な使命であると考えています。

世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例

(基本理念)

第2条 文化及び芸術の振興に関する基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 文化及び芸術に関する活動における自主性及び創造性は、尊重されなければならない。
- (2) 文化及び芸術を鑑賞し、その活動に参加し、及び創造することのできる環境の整備が図られなければならない。
- (3) 文化及び芸術の振興に当たっては、区、区民、民間団体、他の自治体等の相互の連携が図られなければならない。

2. 将来像

誰もが文化・芸術を楽しめるまち 世田谷

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が人々の身体的な接触や交流を妨げ、多くの人々が 行動変容を余儀なくされました。こうした中にあって、当初は不要不急と捉えられることの多 かった文化・芸術ですが、不要のものではなく、人々に安らぎや勇気、希望を与えるという本質 的価値が改めて認識されました。また、ウェルビーイング⁵の向上を図る上でも、文化・芸術が果 たすべき役割が増大しています。

不安な社会情勢が続く中、先の見えない不安感の中を生き抜くには、身体的な健康だけでなく、こころの健康を保つことが重要です。人々の勇気の源となり、生きる力ともなり得る文化・芸術は誰にとっても必要なものであり、誰もが文化・芸術を楽しむことができる環境づくりが区の責務です。

世田谷区には、世田谷美術館、世田谷文学館、世田谷文化生活情報センターなどの区立文化施設をはじめ、民間の美術館や劇場等の文化施設、民家園や古墳などの文化財も数多く存在し、区民が身近に文化・芸術に触れることができる環境があります。

また、区に在住する音楽家や芸術家などのアーティストの数は全国でもトップレベルであり、 文化・芸術を通じて地域づくりに積極的に参画している区民や団体が多いこと、区内に多数立 地する大学等と区との連携が活発なことも特徴的です。

地域ごとのイベントや伝統的な祭り、区民による様々な文化・芸術活動が活発に行われる中、三軒茶屋では、「三茶de大道芸」が秋恒例のフェスティバルとして定着するなど、新しい文化が生まれて根づいていく、文化の輪が広がっています。

こうした文化的環境を活かし、年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無、また経済的状況にかかわらず、区民の誰もが文化・芸術に親しみ、文化・芸術活動を行い、住んでいて楽しい、住み続けたいと思われるまちであるために、本計画に基づく施策の推進により、将来像の実現を目指します。

_

⁵ ウェルビーイング:身体的な健康だけでなく、精神面、社会面も含めた全てにおいて良好な状態のこと。

3. 基本目標

区民が世田谷の財産である文化・芸術に関心を持ち、主体的に活動することによって、人と人、地域等とのつながりが広がり、まちの魅力や活力が向上していきます。また、文化人・芸術家が居を構え、活発な創作活動を重ね、築き上げてきた世田谷の文化・芸術を子どもや若者の世代に確実に引き継いでいくとともに、乳幼児期から文化・芸術に触れ、創造性を高めることが、これからの時代を生き抜く力を育むために重要な取組みとなります。

区民が文化・芸術に身近に触れ、楽しむことで、こころの健康につながる心の豊かさを育み、様々な価値観を知り、多様性を受け入れるとともに、自らの文化・芸術活動への参加機会へとつながっていきます。

将来像の実現に向け、このような展開を図っていくために、横断的に取り組むべき基本目標を掲げ、具体的な取組みを推進していきます。

< I 区民が文化・芸術を身近に感じられる取組みの充実>

多彩で豊富な文化資源など世田谷の文化・芸術を誰もが知り、身近に感じることができるよう、情報発信や実施方法・実施場所などの工夫により、文化・芸術に関する情報の得やすさや、区民が主体的に参加しやすくなる取組みを充実させていきます。

<Ⅱ 文化・芸術活動の場や機会の充実>

再整備を行っている世田谷区民会館を区の新たな文化・芸術の拠点として位置づけ、区民や文化・芸術活動団体の交流の機会を提供することにより、世田谷区の文化・芸術を活発化させるとともに、文化・芸術活動の場や機会の充実を図ります。

<Ⅲ 多様な文化・芸術の発展と次世代への継承の推進>

世田谷区内の歴史的建造物などの文化資産、風景、食文化などの文化的環境や地域・地区特性を活かしたまちづくり、文化的環境及び伝統文化の保存・継承の取組みの推進を図ります。

4. 成果指標

本計画で掲げた将来像の実現に向けて、第3期計画策定時に設定した成果指標を引き続き 本計画の成果指標として位置づけ、進捗の把握や評価を行います。

なお、中間目標の達成状況により、必要に応じて実態に応じた修正を検討します。

成果指標	現況値 (令和4年度)	中間目標 (令和9年度)	計画目標 (令和13年度)
文化・芸術に親しめる環境の区民満足度	55.6% _*	70%	75%
鑑賞活動への区民参加の割合	79.5%	83%	85%
文化・芸術の創作活動等への区民参加の割合	25.8%	30%	33%

※令和5年11月実施の次期世田谷区基本計画の策定に向けた区民アンケート調査結果では、文化・芸術に親しめる環境の区民満足度は 65.0%であった。

5. 推進体制(連携強化)

(1)庁内連携

本計画では、文化・芸術の振興が区民生活の充実や質の向上、地域の活性化等に資するものであることを改めて認識し、まちづくりや教育、産業、福祉など幅広い分野を対象として、総合的に文化政策を推進することを目指しています。

文化芸術基本法においても、文化・芸術のみを振興するのではなく、他の行政分野と連携して総合的に推進するとされています。

区では、これまでも教育や福祉、産業、まちづくりなどとも連携を図りながら文化政策を推進してきました。本計画の推進に当たっては、文化の範囲を広く捉え、これまでの庁内における関係部署との連携・協力を継続しながら、より発展的な取組みを進めていきます。

(2)公益財団法人せたがや文化財団との連携・協力

せたがや文化財団は、区における質の高い文化・芸術事業の展開と区民の多様な文化創造活動・市民活動・交流活動を支援することにより、地域文化の振興と心豊かな地域社会の形成に寄与することを目的として、平成15年4月に設立されました。平成23年4月には公益財団法人となり、文化・芸術に関する活動の幅を広げています。

せたがや文化財団が持つ6つの分野、「生活デザイン」「演劇(舞台)」「美術」「文学」「音楽」「国際交流」で培ってきたノウハウを活かし、質の高い魅力ある事業を展開していきます。

本計画の将来像「誰もが文化・芸術を楽しめるまち 世田谷」の実現に向け、4つの取組みの 方向性「触れる」「楽しむ」「創る」「繋がる」に基づく具体的な取組みを、せたがや文化財団の総 合力、専門能力を活かしながら、更なる連携強化を図り、推進していきます。

(3)多様な主体との連携

本計画を着実に推進し、世田谷の文化・芸術を振興していくためには、区民、地域の文化・芸術活動団体、アーティスト、商店街、NPO、民間の文化施設、大学等の教育・研究機関、さらに文化・芸術に関心を持つ様々な人々と連携・協働して取り組むことが重要です。

区は、これまでも様々な団体や関係機関等と連携を図りながら文化・芸術振興の取組みを 進めてきましたが、今後も多様な主体と連携を図り、区の文化・芸術施策の充実に取り組みま す。

第5章 計画の内容

1.取組みの方向性

条例で掲げた基本理念と本計画で掲げる将来像の実現に向け、基本目標の達成に繋がる4つの「取組みの方向性」を設定します。

1 触れる

文化・芸術に関する情報発信の取組みや、気軽に鑑賞ができる環境の整備などにより、まずは「文化・芸術に触れる」ことが重要です。従前の取組みに加え、これまで文化・芸術に親しむ機会が少なかった方や関心が低い方に対する情報発信や、文化・芸術の楽しさや魅力に触れる機会の創出に取り組みます。

【取組み内容】

- ○様々な世代に向けた多様な手段による情報発信
- ○誰もが、身近なところで文化・芸術に触れ、親しむことができる機会の充実

2 楽しむ

文化・芸術に関心を持った方が、日常的かつ継続的に楽しさや魅力を感じることのできる機会を用意し、さらに関心を深めることができるよう取組みの充実を図ります。

【取組み内容】

- ○文化・芸術を楽しめる場や機会の提供
- ○文化・芸術を楽しむ人の交流の場や機会の提供
- ○まちなかで文化・芸術を楽しめる取組みの充実

3 創る

自ら文化・芸術活動を行う方や、新しく活動を始める方に対して、その機会や支援の充実を 図ります。また、世田谷の多種多様な文化に目を向け、区の魅力として広めていく取組みを進 めます。

【取組み内容】

- ○誰もが、文化・芸術活動をできる機会や支援の充実
- ○世田谷の多種多様な文化を広める取組みの推進

4 繋がる

これまで続いてきた文化・芸術の歴史を絶やさず、さらに発展させていくために、新たな担い 手や団体間の交流促進に向け、支援を行います。また、区内にある様々な文化資源を保存・継 承するとともに、活用により世田谷区の魅力を高める取組みを行います。

【取組み内容】

- ○次代の文化・芸術活動を担う人材の発掘、育成、交流・支援活動
- ○文化資源などを活用したまちづくり、観光事業の取組みの推進
- ○文化資源の保存と継承
- ○外国人への支援や国際交流の推進

触れる

知る・観る

繋がる

次世代やまちのにぎわいと繋がる

楽しむ

参加する・交流する ・街中で楽しむ

創る

活動する ・区の魅力を高める

2.計画の体系

誰もが文化・芸術を楽しめるまち
世田谷

将来像 基本目標

区民が文化・芸術を身近に 感じられる取組みの充実

取組みの 方向性

取組み内容

触れる

・様々な世代に向けた多様な手段に よる情報発信

・誰もが、身近なところで文化・芸術 に触れ、親しむことができる機会の 充実

2 楽しむ

・文化・芸術を楽しめる場や機会の提 供

・文化・芸術を通じた交流の場や機会 の提供

・まちなかで文化・芸術を楽しめる取 組みの充実

文化・芸術活動の 場や機会の充実

創る

3

・誰もが、文化・芸術活動をできる機 会や支援の充実

・世田谷の多種多様な文化を広める 取組みの推進

多様な文化・芸術の発展と 次世代への継承の推進

繋がる

・次代の文化・芸術活動を担う人材の 発掘、育成、交流·支援活動

・文化資源等を活用したまちづくり、 観光事業の取組みの推進

・文化資源の保存と継承

・外国人への支援や国際交流の推進

31

取組みの方向性1:「触れる」

区民の文化・芸術鑑賞率は79.5%と、周辺自治体と比べても高い結果となっていますが、 自ら行う文化・芸術活動については29.5%にとどまり、活動を行わない理由のうち最も多かったものが「関心がない」というものでした。

文化庁が令和4年に実施した「文化に関する世論調査」において、地域の文化芸術活動に「関心がない」という人たちは、ウェルビーイングが低い傾向にあることが示されており、ウェルビーイングの向上の観点からも、文化・芸術への関心の必要性が高まっています。また、令和4年に東京都が策定した「東京文化戦略2030」においても、4つの戦略の1つ目として、「人々のウェルビーイングの実現に貢献する」と謳われています。

また、博物館の持つ癒しやリフレッシュ効果を血圧や心理測定で数値化し、健康増進や疾病 予防に活用する取組み「博物館浴」の研究が国内の大学等で進められており、怒り、混乱、うつ といった精神状態を示す数値が多くの参加者で低下し、血圧が正常値に近づく傾向が見られ たとの研究結果もありました。

こうしたことも踏まえ、これまで文化・芸術に親しむ機会が少なかった方や、関心が低い方に対する情報発信を強化し、さらに多くの区民が文化・芸術の楽しさや魅力に触れる機会の創出に取り組んでいきます。

【取組み内容】

- ①様々な世代に向けた多様な手段による情報発信
- ②誰もが、身近なところで文化・芸術に触れ、親しむことができる機会の充実



<移動劇場「@ホーム公演」>

①様々な世代に向けた多様な手段による情報発信

区内には、様々な文化施設が立地し、日々公演や展示、イベント等の様々な催し物が行われ、各施設や開催団体等からは多様な情報が発信されています。コロナ禍により、社会全体でデジタル化が進み、情報発信のあり方も、従来の紙媒体を中心とした発信から、ホームページやSNS等を活用した発信へと手法の変化が見られています。世田谷区が令和4年に実施した調査(※)では、年齢層によって情報を得る手段に違いが見られる結果となり、紙媒体を活用した発信に加え、SNSによる情報収集を中心とする概ね40代以下の年齢層に対しても効果的に情報発信を行う必要があります。

また、障害のある方に向けた発信について、文化・芸術に触れる機会が一層増えるよう取組 みを進める必要があります。

※文化・芸術に関する区民意識調査:文化・情報に関する情報の入手手段として、40代以下の年齢層では、SNSを回答した割合が他の手段に比べて高いのに対し、60代以上の年齢層では、区広報紙や新聞・情報誌等の紙媒体が最も多いことがわかりました。一方で、文化・芸術に関する情報が入手しやすいかを尋ねると、40代以下は「入手しにくい」と回答した割合が最も高く、60代以上は「入手しやすい」と回答した割合が最多となりました。

◆オンライン・紙媒体による多様な情報発信

区の文化・芸術に関する取組みを分かりやすく発信するため、区のホームページの文化・芸術に関するページの見直しを行い、文化・芸術に関連する様々な情報が入手しやすくなるよう取組みます。

また、SNS、動画配信等のオンラインによる情報発信を強化し、様々な年齢層に対する多様な発信を行うとともに、SNSを活用した情報の受け手側からも広がる区民参加型の情報発信を行います。オンラインによる発信とともに、引き続き、紙媒体も活用し、広く区民に対する情報の発信を行います。

主な取組み	
取組み名	取組み内容
「(仮称)文化・芸術ポータルサイト」の開設	区のホームページに掲載している文化・芸術に関する 様々な情報を集約・整理し、一元的に情報発信を行う ポータルサイトを開設します。【令和6年度中に開設】

文化・芸術公演や展覧会 における印刷物への音声 コードの導入促進 障害の有無に関わらず文化・芸術を楽しむ機会を充実させる取組みとして、パンフレットやチラシ等の印刷物への音声コードの導入を積極的に進めます。 【令和6年度から順次導入】

◆世田谷の文化的な魅力についての情報発信

ガイドブックやホームページにおいて、各地域にある自然や文化施設、歴史的建造物、また地域の文化の特色や観光スポットを紹介していきます。

また、生活や文化が感じられる街並みや、商店街の賑わいなど、区民が誇りと愛着を持っている風景についての情報発信を行い、区内の身近で魅力ある風景を紹介します。

主な取組み	
取組み名	取組み内容
「せたがやガイドブック」の 発行	世田谷の食や歴史文化、芸術、四季折々の風景などをテーマごとに紹介するガイドブックを発行します。【継続】

◆世田谷の歴史・文化・芸術に関するデジタルコンテンツの充実

歴史、民俗などに関するデジタルデータや動画コンテンツ、区が収蔵する作品等をインターネット上で公開し、多くの方が手軽に区の歴史・文化に触れることができるよう情報発信に取組みます。

主な取組み	
取組み名	取組み内容
世田谷デジタルミュー ジアム	区内の指定文化財をはじめ、郷土資料館や民家園で収蔵 している歴史、民俗等に関するデジタルデータや動画コ ンテンツをインターネット上で公開します。【継続】
収蔵資料に関する情報 のホームページでの公 開	世田谷美術館に収蔵されている作品について、展示の機会ごとに目録リストをホームページで公開します。また、世田谷文学館の収蔵資料のうち、森鴎外家族資料など、特徴のある一部のコレクションの内容をホームページから確認することのできるコレクション検索を実施します。 【継続】



<せたがやガイドブック>



<世田谷デジタルミュージアム>

②誰もが、身近なところで文化・芸術に触れ、親しむことができる機会の充実

区内の文化施設では、国内外に誇れる、多彩な文化・芸術活動が行われています。また、各地域では、まちの魅力を高め、活性化を図るために、様々な活動が展開されており、これらの活動を契機として新たに文化・芸術に関心を持つ区民が増えています。

また、文化庁における文化芸術の振興に関する基本的な方針の中でも、すべての子どもや若者が、学校や地域において優れた文化芸術に触れ、豊かな感性や創造性、コミュニケーション能力を育む機会を充実することにより、心豊かな子どもや若者の育成を図ることとしています。

前出の文化・芸術に関する区民意識調査においても、区の文化施策に対し期待することとして、「身近なところで気軽に文化・芸術にふれる機会の充実」が65.3%と、最も高いものとなっています。

年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無、 また経済的状況にかかわらず、誰もが文化・芸術に触れ、鑑賞、体験、参加し、親しむことがで きる環境の充実を図ります。

◆身近な場所での鑑賞機会の充実

身近な場所でのコンサートや寄席、落語会等の開催や、区施設における美術品の展示など、気軽に鑑賞する機会を充実し、文化・芸術への興味・関心を高めていきます。

主な取組み					
取組み名	取組み内容				
区民会館・区民センタ ーにおける鑑賞機会の 充実	身近な地域の区民会館や地区の区民センターでコンサートや寄席、落語会等を開催します。【継続】				
区施設における美術品 の展示	再整備を行っている区役所本庁舎やまちづくりセンター、公園など、身近な場所に彫刻や絵画などを展示します。【拡充】 <美術品展示数>				
	現況値	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
	369点	430点	450点	470点	490点

◆学校や施設等におけるアウトリーチ活動

学校や幼稚園・保育園、高齢者・障害者施設、図書館等への出張公演やワークショップ、出張展示、出張授業等の実施により、様々な方が身近な場所で鑑賞・参加できる機会を提供します。

主な取組み					
取組み名	取組み内容	!			
どこでも文学館	世田谷文学 展や文学作 プを実施し <開催数>	品のパネル ます。【継続	等の出張展		.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	現況値	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
	49回	50回	50回	50回	50回
移動劇場「@ホーム公 演」、学校のためのワー クショップ	高齢者・障害 します。また に、演劇ワー 続】	、区内の小	・中学校の		教員を対象

◆子どもの鑑賞・参加機会の充実

すべての子どもが乳幼児期から文化・芸術に親しむことで、自らの才能や個性に気づき、将来の夢や目標を発見し、成長できるよう、保育園や幼稚園、学校等や各文化施設が連携し、年齢に応じた文化・芸術を体験・創造する機会を充実していきます。また、文化・芸術体験を通じて、子どもたちの非認知的能力⁶等、「これからの社会を生き抜く力」の伸長を図っていきます。

⁶ 非認知的能力…我慢強くやり遂げるような自制心、実行機能と呼ばれる能力、人と協働できる能力など。非認知能力は、意欲・ 意思、自覚し見渡す力、人と協力する力等を含み、乳幼児期・学童期・思春期を通して育つ。

主な取組み	
取組み名	取組み内容
保育園・幼稚園等での 文化・芸術体験	昭和女子大学や東京都市大学と連携し、保育園・幼稚園 等で楽器の生演奏を聴く体験や粘土遊び体験を実施し ます。【継続】
美術鑑賞教室、 古典芸能鑑賞教室	区立小学校4年生が、展覧会鑑賞及び美術館施設見学を行い、ボランティアである鑑賞リーダーと共に、児童が少人数グループで鑑賞します。また、区立中学校全学年を対象に生徒個人で美術館を訪れ鑑賞する「個人鑑賞方式」で実施します。 区立小学校6年生を対象に、狂言の公演とワークショップを実施します。【継続】

◆区の文化資源を活かした鑑賞機会等の充実

世田谷パブリックシアターや世田谷美術館、世田谷文学館など区の文化施設において、様々な公演、企画展や収蔵品展を実施することにより、区内で多様な芸術に触れる機会を提供します。

また、区内の文化財や史跡を巡る教室の開催や、区内の民間文化施設との連携により、区 民がより多くの文化・芸術に触れる機会の拡大を図っていきます。

主な取組み	
取組み名	取組み内容
収蔵品を活用した取組み	子どもからシニア世代まで、誰もが楽しめる質の高い魅力ある収蔵品展を開催します。 世田谷美術館では、美術の専門図書、雑誌等の閲覧ができるアートライブラリーを運営し、収集資料の閲覧や相談対応等の提供を行っていきます。 世田谷文学館では、書物との新たな出会いと多様な楽しみ方を可能にする、地域の図書空間を提供します。【継続】
野外歴史教室	区内の文化財や史跡を学芸員とともに実際に歩いてめ ぐりながら、歴史を学ぶ教室を実施します。【継続】

◆区立文化・芸術施設の区民割引

世田谷パブリックシアターの公演チケットや世田谷美術館、世田谷文学館の観覧料などが割引価格になる「せたがやアーツカード」や、18歳から24歳の方を対象とした公演チケットの割引を実施しています。また、世田谷区在住・在学の小・中学生は、土曜、日曜、祝・休日及び夏休み期間に世田谷美術館及び文学館の収蔵品展を無料で観覧できます。これらの取組みにより、文化・芸術に気軽に触れる機会の拡大を図っていきます。

主な取組み	
取組み名	取組み内容
せたがやアーツカード	15歳以上の世田谷区民であればどなたでも登録でき、 入会金・年会費無料で、公演チケットや観覧料、生活工房 のワークショップ等に割引価格で参加することができま す。【継続】



<新春寄席>



くどこでも文学館>

取組みの方向性2:「楽しむ」

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類となったことを契機に、コロナ禍において制限されていたお祭りなどのイベントが、コロナ禍前のような形態で再開し始めています。令和4年度に実施した文化・芸術に関する区民意識調査においても、文化・芸術イベントなどによる地域コミュニティ活性化への期待が、平成28年度調査時から約3倍に増え、地域の中で楽しみたいという意識が見られます。

また、令和6年度に完成する世田谷区民会館が新たに文化・芸術の拠点と位置付けられ、室内音響性能が向上し、より質の高い文化・芸術を鑑賞できるようになりました。さらに、ホワイエにおける絵画の常設展示や集会室を利用したワークショップ等、気軽に立ち寄って文化・芸術に触れ、参加や交流によって楽しめる場所として生まれ変わります。既存の文化資源も活用しながら、「誰もが文化・芸術を楽しめるまち せたがや」の実現に向けた取組みを進めていきます。

【取組み内容】

- ① 文化・芸術を楽しめる場や機会の提供
- ② 文化・芸術を通じた交流の場や機会の提供
- ③ まちなかで文化・芸術を楽しめる取組みの充実



〈ワークショップ〉



<三茶 de 大道芸>

① 文化・芸術を楽しめる場や機会の提供

文化・芸術に触れ、興味を持った人たちが、実際に体験したり、文化・芸術を通じた交流を楽 しんだりすることで、日々の暮らしを豊かに彩り、文化・芸術に関する関心をさらに高めていき ます。

◆世田谷区民会館での多彩な文化・芸術イベントの実施

新たな文化・芸術の拠点である世田谷区民会館では、多彩な文化・芸術イベントを実施します。また、ラウンジで来館者が楽しむことができるミニコンサートの開催等により、気軽に文化・芸術を楽しむことができるような取組みを進めます。

主な取組み				
取組み名	取組み内容			
世田谷区民会館ホールでの多彩な公演の実施	世田谷区民会 サートをメイン の鑑賞の機会	に多彩な公演	を実施し、良質	質な文化・芸術
区民利用・交流拠点施 設を活用した音楽イベ ント等の実施	区民利用・交流拠点施設内のラウンジにおいて、ミニコン サート等を実施するほか、施設全体を活用して、気軽に文 化・芸術に触れ、楽しむ機会を提供します。【新規】			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	試行	検証·試行	実施	実施

◆文化・芸術の参加機会の充実

様々なワークショップや教室・講習会の実施など、実際に体験する機会を通じて豊かな感性や 表現力を育むとともに、ストレスの解消や心の安定を図り、文化・芸術を楽しむ人の増加を目指 します。

主な取組み	
取組み名	取組み内容
ワークショップ、講座の 開催	世田谷文化生活情報センターでは、通年で様々なテーマのワークショップやセミナーを開催し、生活や文化等を考え、体験する機会を提供します。 世田谷美術館や世田谷文学館では展覧会と連動したワークショップや講座を実施します。【継続】

◆伝統文化を楽しむ機会の提供

区民センター等で行う寄席、着付け教室や地域のお祭りでのお囃子等を通じ、伝統文化を体験することの楽しさや地域での交流の促進を支援していきます。

◆映画や様々な体験を楽しむ機会の提供

子どものための国際映画祭である「キネコ国際映画祭」を共催実施することにより、映画・映像を通じて子どもたちが国際性や道徳を学び成長する機会を提供するとともに、様々な体験を通じて、親子で楽しめる機会を提供します。

◆デジタル技術を活用した文化·芸術を楽しむ機会の提供

鑑賞者のアクションによって変化が起こる参加型の「インタラクティブ・メディアアート」や、 VRによる劇場紹介など、デジタル技術を活用した取組みにより、文化・芸術体験への接点を拡 大し、より楽しめる機会を提供します。

◆高齢者の文化・芸術活動支援

文化等を学び、体験する継続的な講座や高齢者向けのイベントの開催により、生涯を通じた学びや交流、生きがいに繋げ、いきいきと楽しく過ごす機会を提供します。

主な取組み	
取組み名	取組み内容
いきいきせたがや文化 祭	高齢者相互、高齢者と地域社会のふれあいを深めるため、高齢者の祭典である「いきいきせたがや文化祭」を開催します。【継続】
生涯大学	講義と健康体育を中心に学習し、自主的な交流や様々な サークル活動を実施します。【継続】

◆昔の暮らしや風習などを体験する機会の提供

体験事業の実施を通じ、かつての世田谷の農村の暮らしぶりや風習を体で感じ、楽しみながら、歴史文化の次世代への継承を図っていきます。

また、「第二のふるさと」である群馬県川場村において、日本の伝統的な技術を学び、体験することで、自然の中で文化を楽しむ機会を提供します。

主な取組み	
取組み名	取組み内容
民家園での体験事業	かつての世田谷の農村の暮らしぶりや風習などを再現している区内2つの民家園で、「昔の農村体験」や「民家園教室」などの体験事業を実施します。【継続】
里山塾(茅葺きコース)	群馬県川場村で収穫した素材を活用して、茅葺職人の指導の下、村で茅葺き屋根をつくる体験事業を実施します。 【継続】

◆誰もが文化・芸術を楽しめる環境の整備

施設のバリアフリーや、車いす・音声イヤホンの貸出、補聴システムの設置、手話通訳等の配置、多言語表記の充実などにより、ユニバーサルデザインに基づいた、誰もが文化・芸術を楽しむことができる環境の整備を継続して進めていきます。

主な取組み	
取組み名	取組み内容
来館者サポート	貸出やスペースの確保などの車椅子サービスのほか、視 覚障害者のための音声案内システム付き化粧室の設置、 補助犬を伴っての観劇、ヒアリングサポートシステム、台 本貸出等を行います。【継続】

◆子育で中の方への鑑賞支援

ひととき保育や託児サービスなど育児期の方に向けた取組みや、親子で参加できるプログラム、親子観覧室の整備など、親子で文化・芸術を鑑賞できる環境の充実を図ります。



<いきいきせたがや文化祭>



<民家園での体験事業>

② 文化・芸術を通じた交流の場や機会の提供

文化・芸術を通じた交流は、異なる文化や価値観を共有し、相手の立場や視点に対する理解、 尊重に繋がります。このような交流は、地域や社会の結束力を高めるだけでなく、個人の成長 や多様性の受容力をもたらし、新たなシナジーによる文化・芸術活動の活性化が期待できま す。

◆地域発信の文化・芸術による交流促進

地域団体や地域住民、小・中学生による音楽会等を通じて、コミュニティの醸成や交流の促進を支援していきます。

主な取組み	
取組み名	取組み内容
地域文化交流会	各地域の児童館を利用する子どもたちが年に一度、一堂 に会して太鼓演奏、手品など文化的なパフォーマンスを発 表する地域文化交流会を開催します。【継続】
区民センターまつり	日頃、区民センターを利用して文化・芸術等の活動を行っている団体に発表の場を提供するとともに、利用団体同士、来場した地域住民との良好なコミュニケーションの場となる区民センターまつりを実施します。【継続】

◆文化・芸術活動団体間の交流支援

世田谷区民会館を活用し、地域で活動している文化・芸術活動団体同士の交流のきっかけづくりを行い、横のつながりの創出を図ります。

主な取組み				
取組み名	取組み内容			
文化·芸術活動団体交 流事業	世田谷区民会館におけるコラボレーションイベント等交流 事業の実施により、文化・芸術活動団体間の交流のきっか けとなる機会を提供します。【新規】			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	検討·試行	実施	実施	実施

③ まちなかで文化・芸術を楽しめる取組みの充実

文化施設に行かなくても、休日の商店街や公園などを散歩していると自然に文化・芸術に出 会える、歩いていて楽しいまちとなるような取組みを進めていきます。

◆地域団体による文化・芸術を楽しむ場づくりの支援

地域で活動する詩吟や民謡、日舞など様々な団体の発表会や、地域団体による寄席などを開催し、地域自らの力で文化・芸術で楽しむ場を作る支援をしていきます。

◆まちの中で文化・芸術を楽しむ機会の提供

街全体が劇場となる「世田谷アートタウン『三茶de大道芸』」の実施のほか、屋外でのコンサートや、商店街等のイベントへのアーティスト派遣、区内文化施設の近隣で開催される祭りなどの地域行事の開催協力等により、まちなかで文化・芸術を楽しむ機会を提供していきます。また、様々な場所での音楽等のパフォーマンスが可能となるよう検討していきます。

主な取組み	
取組み名	取組み内容
世田谷アートタウン『三 茶de大道芸』	三軒茶屋の街を舞台に、商店街、町会・自治会、ボランティア等との連携により、商店街の各所で大道芸などのパフォーマンスを行う「世田谷アートタウン『三茶de大道芸』」を実施し、三軒茶屋の活性化と地域の文化向上を図ります。【継続】
せたがやまちかど・まち なかコンサート	区内各所で、小さな規模の区民が親しみやすい演奏会を開催し、気軽に音楽を楽しめる機会を提供することで、音楽との出会いづくりとともに、地域の活性化に繋げていきます。【継続】



くせたがやまちかど・まちなかコンサート>

コラム「新たな文化・芸術の拠点~世田谷区民会館」

昭和34(1959)年に開館した世田谷区民会館は、竣工から 60 年が経過し、施設の老朽化やユニバーサルデザイン等、様々な面で問題や課題を抱えていました。

そのため、令和3年7月から始まった世田谷区本庁舎等整備工事に併せて、音響性能の向上、楽屋面積の拡充等の機能向上を図るための改修・改築工事を行い、令和6年9月にリニューアルオープンします。

ここが変わります



良い響き、良い音を届けます!

舞台を客席側に近づけること等により、音をより客席に届きやすくします。また、ホール全体に豊かで明瞭な響きをお届けします。

舞台が変わります!

大編成の演奏にも対応可能な、可動式前舞台を設置します

練習室を新設します!

音楽やダンスなどの練習で使用できる、防音された練習室を2 部屋新設します

ユニバーサルデザインに配慮します!

車椅子席の増設や気がねなく親子で鑑賞を楽しめる鑑賞室、聴 覚障害者が補聴器等を使用して場内の音声をクリアに聞くこと ができる集団補聴システムを新設します

区民の文化活動の場としてこれまで様々な利用をされてきた世田谷区民会館の役割を継承しつつ、世田谷区の新たな文化・芸術の拠点として、区民の誰もが文化・芸術に触れ、楽しみ、繋がることができる取組みを進めてまいります。

基本方針1 区民が気軽に、文化・芸術に触れ、楽しめる場を創出する

- 音楽コンサート等を実施し、文化・芸術の鑑賞の機会を提供します。
- ホール以外の場所でも、ミニコンサートや世田谷美術館の収蔵作品の展示を行い、気軽に文化・芸術に触れ、楽しめるような環境をつくります。

基本方針2 区民及び地域の団体の文化活動を支援する

● 区民や地域の団体が様々な文化・芸術活動に取組むことができるよう、ホールの音響性 能の向上や練習室の新設等、環境の整備・充実を図ります。

基本方針3 文化・芸術を通して多様な交流(繋がり)を生み出し、区内の文化・芸術活動を活性化する

● 文化・芸術を通じた交流事業を実施し、区内で文化・芸術活動を行う区民や団体同士の 様々な交流を促進することで、区内の文化・芸術活動の活性化を図ります。

取組みの方向性3:「創る」

文化庁が令和4年に行った調査では、1年以内に文化活動を実践した方は、活動しなかった 人たちに比べ、より人生の意義(ユーダイモニア)を感じる経験頻度が高かったことが示されて います。

近年では、ビジネスシーンでもデザイン思考やアート思考に注目が集まり、創造性を育み、豊かな人間性の涵養に繋がる、自身で行う文化・芸術活動へのニーズが高まってきています。

区民の文化・芸術活動を支援することで、文化・芸術の土壌を豊かにし、活動や交流の活性化を図っていきます。

また、世田谷区の多種多様な文化を広めることで、区のブランド力を向上し、区の魅力を高める取組みを進めていきます。

【取組み内容】

- ①誰もが、文化・芸術活動をできる機会や支援の充実
- ②世田谷区の多種多様な文化を広める取組みの推進

①誰もが、文化・芸術活動をできる機会や支援の充実

年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無、また、経済的状況にかかわらず、区民の誰もが多様な文化・芸術活動ができるよう、身近に文化・芸術活動に取り組める場の充実を図っていきます。また、障害者の創作活動を支援し、作品の魅力を発信するとともに、障害者が文化・芸術活動に参加しやすい環境の整備に取り組んでいきます。

◆文化・芸術の発表の場の充実

日々の活動の成果を発表する場を提供することで、文化・芸術活動の振興を促進します。

主な取組み	
取組み名	取組み内容
フリーステージ	音楽やダンスなどの文化活動を行っている団体から出演 団体を公募して、世田谷パブリックシアターとシアタートラ ムでフリーステージを開催し、日頃の成果の発表の場を提 供します。【継続】
総合文化祭·区民文化 祭	幅広い区民の参加による文化団体活動成果発表の場として、区内の芸能、芸術を一同に集める「総合文化祭」とジャンル別の「区民文化祭」を開催します。【継続】

◆地域の文化・芸術活動団体の発表の場の提供

区民センター利用団体や、生涯学習セミナー修了者の団体の発表会等の開催により、地域で 文化・芸術活動を行う団体の発表の場を提供し、文化・芸術活動への意欲の向上に繋げていき ます。

◆子どもの作品展の実施

区内小学生の絵画の作品展や、環境などテーマごとのポスターコンクールの実施等により、 子どもの豊かな感性や情操の育成に向けた取組みを推進します。

◆若者が主体的に参画し、地域で活躍する機会の創出

若者が自ら企画・運営するイベントの実施等により、地域と関わり、交流する機会を提供します。

主な取組み	
取組み名	取組み内容
青年文化祭	青少年交流センターで活動する若者が参加し、自らの企 画・運営により「青年文化祭」を開催します。【継続】
ダンスフェスティバル SETAGAYA	区内の中学や高校から参加を募ってジャンルを問わない オリジナルダンスの発表や交流の機会とする「ダンスフェ スティバルSETAGAYA」を開催します。【継続】

◆障害者の文化・芸術活動支援

障害者アートの美術展を様々な場所で開催することで、障害者の文化・芸術活動を支援し、 障害への理解促進を図ります。

主な取組み	
取組み名	取組み内容
障害者施設の美術展	世田谷美術館区民ギャラリーや玉川高島屋SCにて障害 者施設に通う障害のある人たちが創作した作品の展覧会 を開催します。【継続】
障害のある子どもたち の作品展	世田谷区内在住の特別支援学級、区立小・中学校、特別支援学校に通う障害のある子どもたちの絵画、工作、手芸等の作品展を区役所展示スペースで開催していきます。【継続】

◆文化・芸術活動団体への支援

区民の文化・芸術活動の支援や、文化・芸術によるまちの賑わい・魅力の創出支援の取組みを 進めるため、区民が鑑賞や参加することができる文化・芸術事業に対する補助を行うほか、区 内で実施する文化・芸術事業の広報を支援します。

主な取組み				
取組み名	取組み内容			
地域文化芸術振興事業 補助金事業	区民等の鑑 わいや魅力 助を行いま <補助事業 現況値 8件	づくりを目に す。【継続】	 	
世田谷芸術百華	区内で開催ことにより、		 	

ます。【継続】

◆部活動の地域移行に向けた取組みの支援

中学校部活動の地域移行に際し、せたがや文化財団の専門性を活かして取組みを支援していきます。

◆地域のアーティストが活躍できる仕組みの導入

世田谷区で活動するアーティストを公募し、区内イベント等への派遣、区立施設等における活動場所の提供、アーティスト情報の発信を行っていきます。アーティスト活動の支援により、区内の文化・芸術活動がより活発になり、文化・芸術であふれるまちを目指します。

主な取組み

取組み名

取組み内容

(仮称)世田谷アーティ ストバンク 区内で活動するアーティストを公募・登録し、区や商店街が主催するイベントへの派遣のほか、区施設等における活動場所の提供などを行います。【新規】

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
検討	募集·実施	実施	実施



<ダンスフェスティバル SETAGAYA>



<障害者施設美術展>

②世田谷の多種多様な文化を広める取組みの推進

世田谷区には、公立劇場や美術館、古墳や歴史的な建造物、また地域ごとの伝統的な祭りやイベントなど、様々な文化が根付いています。また食文化においては、パンやスイーツの街としても名高く、世田谷パン祭りは2日間で約5万人が来場する日本最大級のローカルイベントとなり、いまや世田谷の食文化を象徴するものとなっています。

こうした多種多様な魅力を区内外に広め、区内の文化のみならず、観光や経済などの活性化 に繋げていきます。

◆地域の歴史や文化を活かした事業展開

多摩川の水辺に親しんでもらうとともに、周辺環境の美化に努めている「たまがわ花火大会」の開催のほか、地域の文化資源に位置付けた「大山道」や、23区唯一の渓谷「等々力渓谷」を活かした事業を展開するなど、各地域の歴史や文化を活かし、次代に継承する事業を展開していきます。

また、地域に密着したテーマや人材を中心にした講座を実施し、区民が地域の歴史や伝統文化を学ぶ機会を提供していきます。

さらに、各図書館では地域特性に応じた資料構成や、各館の地域の歴史に応じた資料展示、 講演会などの事業を実施することにより、地域の文化や歴史を発信するとともに、地域文化形 成を支援していきます。

◆区立文化施設における世田谷発の文化発信

公立劇場である世田谷パブリックシアターにおいて、高品質な舞台作品を制作するほか、世田谷ならではの特色ある演奏会の実施や、世田谷美術館、世田谷文学館では、企画した展覧会を全国に巡回させるなど、世田谷から全国へと文化の発信をしていきます。

主な取組み	
取組み名	取組み内容
国内演劇創作事業	多様な表現が生まれる芸術の農園=「アートファーム」の コンセプトのもと、公立劇場として未来に向けて文化的・ 芸術的財産として再演を繰り返すことができる高品質な 舞台作品を提供します。【継続】
世田谷ならではの演奏会	音楽以外の領域からゲストを招き、音楽監督とのトークや映像を交えながら、テーマにまつわる音楽の生演奏を身近な施設で楽しむことができる演奏会を開催します。 【継続】

◆地産地消の取組みや区内産農作物の発信

世田谷区の農地は、東京23区内で2番目の規模で、旬の野菜や果実、季節の花など多岐にわたって農産物が生産されています。これらを活用した地産地消の推進の取組みや、小学校での花の栽培指導など区内産農作物のイメージアップとPRを図っています。また、世田谷区の地場野菜である大蔵大根を使った料理レシピの紹介や、子どもたちが献立を考える学習などを行うことで、食育の推進や伝統的な食文化の継承に繋げています。

主な取組み	
取組み名	取組み内容
せたがやそだち	世田谷で生産された野菜・果実・花などを総称して「せたがやそだち」と呼び、区立小・中学校では、地産地消、食育等の観点から「せたがやそだち」を活用した給食の提供を行います。また、メニューに積極的に使用している飲食店等を登録し、区のホームページ等でお店を紹介することで、「せたがやそだち」の魅力を発信していきます。【継続】

◆食文化の振興・継承に係る取組みの推進

食育動画や区ホームページ「食育ポータルサイト」を通じて伝統的な食文化を発信し、次世代へ繋げる食育に取り組んでいます。学校や保育園、地域等と連携して、昆布やかつお節などの出汁、醤油などの発酵調味料、伝統野菜等伝統食材を活用した食事、箸等食具の取扱いやしつらいなどの「食」の体験を通じ、家庭や地域に向けた食育を推進していくことで、食文化の普及・啓発を進めます。

また、「食」をテーマとしたイベントの開催や、食に関するイベント支援等を通じ、食文化の振興と地域の活性化を図っていきます。

主な取組み	
取組み名	取組み内容
食育ポータルサイト	ライフステージに応じた、多様な暮らしに対応する望ましい食習慣の普及啓発や、一汁三菜を基本とした和食や、 季節の移ろいとともにある行事食など、日本の食文化を 伝える動画やポスターを発信します。【継続】
「食」に関するワークショップ等の実施	「暮らし×デザインの交流拠点」である生活工房において、 様々な切り口から「食」に関するワークショップ等を行い、 食文化を考えるきっかけづくりを行います。【継続】



<「せたがやそだち」ロゴマーク>



<たまがわ花火大会>

取組みの方向性4:「繋がる」

世田谷には、地域に根差し、受け継がれてきた歴史や文化財、史跡、建造物などとともに、 人々の暮らしの中で育まれてきた伝統文化や風景が数多くあります。今後も、こうした世田谷 の豊かな文化資源を守り、次世代へ継承するため、確実な保存の取組みを進めていきます。

また、世田谷の豊かな文化資源を活かした国際交流や交流事業等を実施するとともに、様々な支援を通じた多文化共生の推進に取り組みます。

【取組み内容】

- ①次代の文化・芸術活動を担う人材の発掘、育成、交流・支援活動
- ②文化資源などを活用したまちづくり、観光事業の取組みの推進
- ③文化資源の保存と継承
- ④外国人への支援や交流事業等の推進



<インターンの受入れ>



〈世田谷区指定有形文化財 旧山田家住宅〉

①次代の文化・芸術活動を担う人材の発掘、育成、交流・支援活動

これからの文化・芸術の創造を担う若手アーティストの支援や、その創作活動を支える専門的な人材の育成・支援に取り組んでいきます。また、文化施設等で実施する事業や育成プログラムの実施により、生きがいや心の豊かさの醸成にも繋げていきます。

◆次代の担い手を生み出す取組み

有望な劇作家、演出家、劇団の発掘、育成を図る事業を実施することで、次代の担い手を発掘し、育成していきます。

主な取組み	
取組み名	取組み内容
シアタートラム・ネクス トジェネレーション	若い才能の発掘と育成を目的に「ドラマ(演劇)」「フィジカル(ダンス、サーカス等身体表現)」の2ジャンルを隔年で実施し、シアタートラムが次代を担う若手実演家・実演団体にとっての創造・活動の拠点となることを目指します。 【継続】

◆専門的な人材育成、交流・支援

世田谷美術館や世田谷文学館において、区内大学からの学生インターンシップや研修生の受け入れや、学芸員の資格取得を目指す実習生等の受入れ、中学生の職業体験の受入れ等のほか、世田谷パブリックシアターにおいて舞台芸術に関する人材育成を行うことにより、文化・芸術を支える人材の育成に取り組みます。

主な取組み	
取組み名	取組み内容
インターンの受入れ	区内にある大学などからの学生インターンシップの受入れを通じ、事業の現場や学校、劇場等での人材育成を行います。また、世田谷美術館では学生インターンによる区内小学校への出張事業など、人材育成と児童・生徒、学生の世代間交流を促進します。【継続】
創造へ向けた人材育成 調査研究プログラム、 舞台芸術家のための人 材育成プログラム	将来のワークショップの担い手を育成するためのワークショップラボや講座事業の展開、コミュニティプログラムでの若手ファシリテーターの起用などを積極的に行います。また、劇場運営者、劇作家、演出家など様々な講座等を実施するほか、舞台芸術を支える舞台、音響、照明等、舞台技術人材を育むためのワークショップや講座を開催していきます。【継続】

◆ボランティアの育成・交流

文化・芸術活動を支えるボランティアの積極的な募集と、事業を通したボランティア育成と世 代を超えた交流を推進します。

主な取組み							
取組み名	取組み内容						
美術館ボランティアの 育成	鑑賞リーダーとして小・中学生を誘導するボランティアを育成し、世代を超えた交流を促進するほか、ボランティアがワークショップの企画に参画するなど、やりがいや生きがいにつながる仕組みとしていきます。【継続】 <人数>						
	現況値	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		
	398名	400名	400名	400名	400名		



<シアタートラム・ネクストジェネレーション>



<美術館ボランティア>

②文化資源等を活用したまちづくり、観光事業の取組みの推進

世田谷の豊かな文化資源などを活用して、地域の魅力を引き出し、地域経済の活性化に繋げていきます。歴史的建造物や伝統文化行事など、地域特有の文化資源を活かした活用は、地域の発展のみならず、世田谷にしかない魅力を求めた観光客の来訪を促します。また、住民や観光客が共に楽しむイベントは、地域の結束力を高め、地域に愛着を持つ人材の定着に繋がります。

◆文化施設の地域連携

美術館や文学館をはじめとする区立文化施設を中心に、民間を含めた区内の多様な文化施設において、地域連携を図り、地域行事の参加や支援を行うことで、地域との交流を深めるとともに、文化・芸術を楽しむ場であることを積極的に発信していきます。

主な取組み	
取組み名	取組み内容
セタブンマーケット	世田谷文学館において、書物との出会いと多様な楽しみ 方を発信する本と雑貨のノミの市を区内・近隣の古書店 や雑貨店等と協力しながら、人と人、人と本、人とモノと の新たな交流の場を作ります。【継続】

◆世田谷らしい風景の保全と創出

区民一人ひとりが愛着と誇りを持てるような魅力あるまちを形成していくため、世田谷らしい風景の保全と創出に努めていきます。

また、世田谷の特徴でもある、多様で良好なみどりを皆で守り、育てていく取組みを進めていきます。

主な取組み	
取組み名	取組み内容
風景と風景づくり	「世田谷区風景づくり条例」と「風景づくり計画」に基づき、区民・事業者・行政が協働して風景づくりを進めていきます。また、地域の個性ある風景づくりを進めると共に、地域資源の有効活用を図るなど、世田谷らしい風景の保全と創出に努めていきます。【継続】
みどりの保全と創出	国分寺崖線や社寺林・屋敷林、農地、公園緑地などまとまりあるみどりや湧水を保全しながら、多様なみどりを新たに創出し、世田谷らしいみどりの保全・創出に努めていきます。【継続】



<セタブンマーケット>



<岡本の富士見坂>

③文化資源の保存と継承

文化資源とは、人々の歴史や習慣、伝統や芸術など多岐にわたる文化の遺産です。これらを 確実に保存し、次世代へと継承することは、人々が自らの歴史や文化を理解し、共有するため の重要な手段となるとともに、地域のアイデンティティの形成にもつながります。

◆文化・芸術施設の計画的な改修と美術品・文学資料の保存・収集・活用・継承

区立文化・芸術施設は、開設から相当期間が経過し、老朽化が著しく進行しています。美術品や文学資料を保存し、次世代に確実に継承していくため、寄附を募りながら、計画的に施設の改修を進めていきます。また、収蔵作品の積極的な活用を図るとともに、収集した美術品・文学資料を適切に保存するための収蔵庫の整備等を進めます。

◆文化財の保存

「世田谷区文化財保存活用基本方針」に基づき、文化財を取り巻く様々な課題を踏まえた総合的な取組みを推進していきます。

また、解体や土木工事により保存することができない歴史的建造物や埋蔵文化財等についても適切な調査、研究に基づく記録の保存や成果の公開により、文化財保護への理解の向上を図っていきます。

主な取組み	
取組み名	取組み内容
文化財の登録・指定、保 存助成	文化財のうち、特に重要なものを世田谷区の文化財として登録・指定し、文化財保護奨励金や保存・修理についての補助金を交付し、文化財の保存を支援していきます。また、発掘調査により出土した遺物の展示・公開などを通し、区民の埋蔵文化財に対する理解の向上を図っていきます。【継続】
埋蔵文化財の保存	区内に約300か所ある遺跡を記録として残していくほか、発掘調査により出土した遺物の展示・公開や遺跡見学会、遺跡調査発表会などを通し、区民の埋蔵文化財に対する理解の向上を図っていきます。【継続】

◆地域における文化財保護の担い手の育成

地域における文化財の保存や活用の担い手を育成し、歴史や文化についての解説・案内ボランティアの活動の場を創出していきます。

◆地域の歴史や食文化を学ぶ機会の提供

民家園において、区民が地域の歴史や食文化を学ぶ機会を提供し、歴史文化の次世代への 継承を図っていきます。

主な取組み	
取組み名	取組み内容
昔の農作物の展示栽培 及び「ハレの日」の食文 化の伝承	民家園において、かつての世田谷に見られた季節ごとの 農作物を栽培展示するとともに、収穫した農作物などを 活用し、農家などが行っていた「ハレの日」の食の展示や お供え物作りの実演、うどん打ちなどの体験を通して、区 民が地域の歴史や食文化を学ぶ機会を提供します。【継 続】

④外国人への支援や国際交流の推進

世田谷の豊かな文化資源を活かした国際交流や、多様な文化・慣習等に対する相互理解を深める講座等を通して多文化共生を進めていきます。また、外国人等に向けた多言語化や「やさしい日本語」の活用、日常生活への支援、地域との交流などの取組みを推進します。

なお、これらの取組みを含めた諸施策は、「世田谷区第二次多文化共生プラン」と整合を図り 推進します。

◆多文化共生の推進

多様な文化を理解し合える交流イベントや講座等を開催し、外国人住民と日本人住民が相互 理解を深め、ともに活躍しながら暮らしていける多文化共生の意識の醸成・啓発を強化してい きます。

主な取組み	
取組み名	取組み内容
せたがや国際メッセ	区内大使館や大学、国際交流団体等と連携し、ブース出展やステージイベント、体験コーナー等を実施するとともに、 チラシ・パンフレットにルビを振るなど、誰もが気軽に多様な文化に触れられる機会を作ります。【継続】
多文化理解講座	海外の文化や慣習、考え方の違いを学ぶ機会を設けるこ とで、多文化共生の意識を醸成します。【継続】
「やさしい日本語」や英 語によるまち歩き	文化施設や商店街、様々な地域イベントをめぐるツアーなど、日本人住民と外国人住民が共に世田谷の魅力を感じることができるまち歩きを実施するとともに、多文化料理の食べ歩きマップなど、多文化を新たな魅力とした情報発信を推進します。【継続】

◆姉妹都市を始めとする国際交流の推進

3つの姉妹都市や、その他の都市と交流を深め多様な国際交流を推進することで、交流がもたらす活力を国際化の推進に活用していきます。交流については、相互交流(パートナー・テーマ型交流、包括的な交流)、地域での交流の実践を通じて、多様な文化とふれあい、様々な国際交流が展開する地域づくりを目指します。

主な取組み

取組み名

取組み内容

姉妹都市交流事業、多 様な国際交流事業 3つの姉妹都市とのさらなる交流促進とともに、ホストタウンであるアメリカ合衆国との交流や、世界の国々からの多様なテーマ交流等を実施します。【継続】



<せたがや国際メッセ>



〈東京都指定史跡 野毛大塚古墳〉

資料編

- 1 (仮称)世田谷区文化·芸術振興計画検討委員会
- 2 世田谷区第4期文化・芸術振興計画(素案)に関する区民意見募集概要及び結果
- 3 世田谷区区民意識調査「文化活動について」
- 4 区政モニターアンケート「世田谷区の文化・芸術振興施策について」
- 5 世田谷区文化・芸術に関する区民アンケート
- 6 文化・芸術団体ヒアリング
- 7 文化芸術基本法
- 8 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律
- 9 世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例
- 10 これまでの世田谷区における文化・芸術振興に関わる歩み
- 11 主要文化施設等

1 (仮称)世田谷区第4期文化•芸術振興計画検討委員会

(1)(仮称)世田谷区第4期文化·芸術振興計画検討委員会設置要綱

令和4年8月25日4世文国第250号

(目的及び設置)

第1条 (仮称)世田谷区第4期文化・芸術振興計画(以下「計画」という。)の策定に係る事項を検討するため、(仮称)世田谷区第4期文化・芸術振興計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所堂事務)

第2条 委員会は、計画の案について検討する。

(組織)

第3条 委員会は、生活文化政策部長の職にある者、公募した区民及び有識者、学識経験者等の うちから区長が委嘱する委員15名以内で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和5年1月1日から令和6年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により、副委員長は委員長 の指名によりこれを定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長がこれを招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、説明等を聴き、又は委員以外の者に必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会に部会を設けることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生活文化政策部文化・国際課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

(2)世田谷区第4期文化·芸術振興計画検討委員会委員名簿

氏名	役職・所属団体等	備考
粟野 哲夫	世田谷区郷土芸能保存会会長	~令和5年6月27日
大塚 康時	世田谷区郷土芸能保存会会長	令和5年6月28 日~
小貫 智之	区民公募委員	
垣内 恵美子	政策研究大学院大学教授	委員長
片桐 誠	生活文化政策部長	~令和5年4月30日
渡邉 謙吉	生活文化政策部長	令和5年5月1日~
川崎 賢一	駒澤大学教授	副委員長
高木 仁	(公財)五島美術館理事	
建部 麻紀	区民公募委員	
松下 洋章	(公財)せたがや文化財団事務局長	~令和5年3月31日
志賀 毅一	(公財)せたがや文化財団事務局長	令和5年4月1日~
米屋 尚子	日本芸術文化振興会プログラムオフィサー/芸術コーディネーター	

(敬称略:50音順)

(3)世田谷区第4期文化·芸術振興計画検討委員会開催日程及び概要

日時	議題等	場所
第1回 令和5年3月13日(月) 10時~12時	(仮称)世田谷区第4期文化・芸術振興計画策定について	オンライン
第2回 令和5年6月5日(月) 14時~16時	世田谷区第4期文化・芸術振興計画(骨子案)につ いて	オンライン
第3回 令和5年6月28日(水) 16時~18時	世田谷区第4期文化・芸術振興計画(素案)について	オンライン
第4回 令和5年10月27日(金) 10時~12時	世田谷区第4期文化・芸術振興計画(案)について	オンライン

2 世田谷区第4期文化・芸術振興計画(素案)に関する区民意見募集概要及び結果

1 意見募集期間

令和5年9月15日(金)~令和5年10月6日(金)

2 意見募集方法

- ①区のおしらせ「せたがや」(9月15日号)及び区ホームページでの周知
- ②区内施設(区政情報センター・コーナー、各出張所・まちづくりセンター、図書館等)での閲 覧資料配架
- ③無作為で抽出した区内在住の 18 歳以上の方500人への個別送付

3 意見提出人数

23人(内訳:ホームページ22人、その他1人)

4 意見の件数

46件

項目	件数
(1)計画全般について	8件
(2)推進体制・連携強化について	6件
(3)取組みの方向性1「触れる」について	11件
(4)取組みの方向性2「楽しむ」について	8件
(5)取組みの方向性3「創る」について	6件
(6)取組みの方向性4「繋がる」について	7件
合計	46件

[※]提出された意見に複数のテーマが含まれている場合、テーマごとに件数を集計したため、提出人数と件数は一致しない。

5 意見概要及び区の考え方

(1)計画全般について

No	意見概要	区の考え方
1	内容がわかりにくい。区民にとってわかりやすい計画とするべき。	ご指摘の趣旨を踏まえ、「取組みの方向性」に位置づけた「取組み内容」の見直しを行い、必要に応じて整理・統合を行いました。また、「取組み内容」に「主な取組み」を設定し、具体的な内容がイメージできるよう記載内容を充実させました。計画策定後もホームページでの広報を工夫するなど、区民の皆さんにわかりやすい計画となるよう取り組んでまいります。
2	文化・芸術の振興に向けて、取組みに必要な環境や場所をどのように提供し、施策を推進するかという具体的な内容が不明確である。	厳しい財政状況の中、文化・芸術活動に 必要な環境や場所を新たに整備すること は困難ですが、既存の公共施設の有効活 用等も含め具体的な取組みの検討を進 めてまいります。
3	小中学生やその保護者を対象とした事業では、学校単位で事業を実施することが可能だが、その他の社会人や高齢者など対象を捕捉できない区民に対する施策をどのように実施するかが重要である。	計画策定時に実施する区民へのアンケートや、区民意識調査、施設・事業ごとに実施するアンケート等も活用し、様々な方の文化・芸術に対する認識・行動の把握に努め、対象に応じた取組みを検討してまいります。
4	区が実施した区民意識調査が、区民の現状を表しているのか不明確である。	「世田谷区の文化・芸術に関する区民意 識調査」は、本計画の策定に向けて、区民 の文化・芸術に関する認識の把握を目的 として、令和5年1月に区民3,000人 に調査票を送付する形で実施した調査で あり、約1,000人の方にご回答いただ きました。多くの区民の方にご回答いた だき、有効な調査結果を得たものである と認識していますが、次期計画の策定等 の機会を捉え、より効果的な調査手法の 研究を行ってまいります。
5	多角的な視点で積み上げられている点は評価するが、予算の制約もある中で、総花的で具体性に欠ける計画となり、形式的に取り組んだだけとなる結果になることを懸念している。幅が広く難しい課題ではあるが、優先順位の設定を十分に議論してほしい。	「取組みの方向性」や「取組みの内容」で 掲げた網羅的な取組みに対し、重点的に 取り組むべき目標を基本目標として掲げ ております。引き続き、効果的な取組み の推進に向けて、取組みを進めてまいり ます。

No	意見概要	区の考え方
6	高齢者に対しては、区報や町会・自治会を通した周知、ラジオによる情報提供が効果的である。児童に対しては、定期的に児童館で囲碁・将棋教室をしたり学校で職場体験を行ったりするなど、公共施設を利用した会やイベントであれば安全性が高く、効果的である。「触れる」「繋がる」の機会が増えることで、「楽しむ」「創る」が充実していくと思う。	年齢層に応じて所属するコミュニティが 異なることを意識し、効果的かつ効率的 な取組みを進めてまいります。
7	新型コロナウイルス感染症の影響が甚大であったという認識なのであれば、令和9年度に予定されている中間見直しでは遅いのではないか。	文化・芸術に関する施策は中長期的な視点で取り組むべきであると考え、8 年間の計画期間の中間年での見直しを予定しております。中間見直しの時期の変更を現時点では予定しておりませんが、いただいたご意見の趣旨も踏まえ、見直しの際はコロナ禍の影響に十分留意し、評価検証及び次期計画の策定を進めてまいります。
8	文化政策の基本は「人権」であり、この視点なくして、文化政策は成り立たないと考える。第4期計画の「基本理念」に「人権」を謳ってほしい。	区では、平成 18 年に制定した世田谷区 文化及び芸術の振興に関する条例において、自主性及び創造性の尊重を基本理 念として掲げ、施策の推進に取り組んで きており、年齢、性別、LGBTQなどの性 的指向及びジェンダーアイデンティティ、 国籍、障害の有無、また経済的状況にか かわらず、多様性が尊重されることが不 可欠であると認識しております。文化・芸 術の振興においても同様であり、ご意見 の趣旨を踏まえ、文化・芸術における「誰 一人取り残さない」社会の実現に向け、 取り組んでまいります。

(2)推進体制・連携強化について

No	意見概要	区の考え方
1	「触れる」「楽しむ」「創る」で提案した内容に関して、せたがや文化財団に人的・財政的支援を行い、同財団が指定管理を担っている施設で役割を果たしてはどうか。	区の外郭団体である公益財団法人せたがや文化財団(以下「せたがや文化財団」という。)は、世田谷美術館、世田谷文学館、世田谷文化生活情報センターの3施設の指定管理者として、区立文化施設の維持管理のみならず、専門性を活かした多様な自主事業を実施しております。区
2	区内にある 17 大学と積極的に連携し、 区の文化施設とも連携しながら、学生が 積極的に活動に参加できる枠組みを設 けてはどうか。	は引き続き、せたがや文化財団との連携・協力をさらに深め、本計画に掲げる施策の推進に取り組んでまいります。 区内には 17 大学(学部)があり、それぞれが持つ強みや専門性を活かし、様々な分野で連携事業を実施しており、事業に応じて多くの学生に参加いただいているところです。いただいたご意見を踏まえ、区の様々な文化資源の活用に向け、
3	世田谷区が更なる文化政策の充実を図るために、現場感覚のある人材を積極的	文化・芸術分野における学生の積極的な 参加による連携の方策について研究して まいります。 第4期計画検討委員会では、民間美術 館である五島美術館館長(令和5年6
	に検討委員会の委員に迎えてほしい。	月~:理事)や世田谷区郷土芸能保存会会長にご参加いただき、学識経験者や専門家、区民委員、区職員とは異なる日々文化・芸術活動の最前線にいる委員からのご意見をいただきながら検討を進めてまいりました。今後の計画策定においても、引き続き様々な経験を有する委員からご意見をいただけるよう、委員の選定を検討してまいります。
4	文化・国際課とせたがや文化財団との連 携強化と職員の専門性の向上を図って ほしい。	区の外郭団体であるせたがや文化財団 との連携・協力関係を強化するととも に、様々な研修等に積極的に参加するな ど職員の専門性向上に取り組んでまいり ます。
5	教育委員会との連携強化を図ってほしい。文化を人権と考えておらず、子どもの成長に欠かせない文化・芸術への理解が薄い管理職や教職員が多いと感じている。	引き続き教育委員会との連携を図り、文 化・芸術を通した子どもの成長に繋がる 取組みを実施してまいります。

No	意見概要	区の考え方
6	せたがや文化財団という資源を生かすた	計画の推進体制として、せたがや文化財
	めに、財団と行政や NPO、地域の市民	団との連携・協力関係を強化するととも
	団体との連携を強化してほしい。	に、区内で文化・芸術活動に関わる様々
		な主体との連携の強化を目指してまいり
		ます。

(3)取組みの方向性1「触れる」について

No	意見概要	区の考え方
1	情報発信の強化が掲げられているが、投入した費用に対して効果が上がっているのか分析や見直しをしてほしい。発信が一方的な垂れ流しとならないよう留意してほしい。	年齢に応じて情報の入手手段が異なる ことに留意し、SNS を活用した区民参加 型の情報発信なども引き続き取組みつ つ、効果的な情報発信のあり方について 検討してまいります。
2	子ども達が文化・芸術に直接触れる機会を増やしてほしい。子ども達が姉妹都市など海外を訪問し、日本の文化・芸術をアピールする場や機会を与えられれば、子ども達の未来が変わると思う。また、今の中高生が興味のある文化・芸術は大人たちが考えるものとは違うと思う。現在の流行を生んでいる中高生と意見交換を行うことで、新たな文化・芸術が見えてくるのではないか。	本計画では、取組みの方向性 1「触れる」において、「学校や施設等における身近な鑑賞・参加機会の提供」「子どもの鑑賞・参加機会の充実」を位置づけ、成長過程にある子ども達が学校や地域で文化・芸術に触れる機会の充実に取り組んでまいります。また、中高生との意見交換については、ご指摘の趣旨に加え、こども基本法に基づく子どもの意見反映の側面からも重要なご意見であると認識しており、効果的な意見集約のあり方について機会を捉えて検討してまいります。
3	SNS を活用した情報発信について、フォロワーの年齢層を把握し、施設に足を運ぶ機会が少ない年齢層に対象を絞って発信すべき。	年齢に応じて情報の入手手段が異なる ことに留意し、効果的な情報発信のあり 方について検討してまいります。
4	施設の入館証・入館カードとマイナンバー カードを連動して、情報収集の一本化を 図るべきではないか。	施設の来場者に関する情報を収集・分析 し、効果的な施策の実施に反映すること は重要であると認識しております。マイ ナンバーカードとの連動については、個 人情報保護の観点から困難ですが、効果 的な分析の実施に向けて取り組んでまい ります。

No	意見概要	区の考え方
5 6	新型コロナウイルス感染症による影響で「文化・芸術を鑑賞しなかった」「文化・芸術を鑑賞しなかった」「文化・芸術活動を行わなかった」と回答した方々に対し、文化・芸術に対する関心が薄れたり、他の分野に興味が流れないようにしたりする取組みが必要である。空き時間に近隣にある文化施設等に「ふと、入ってみた」というように、文化・芸術の世界に誘因する土壌づくりが重要である。区内の小中学生の課外学習として、世田谷パブリックシアターで本格的な演劇を鑑賞する機会を設けてはどうか。成長過程で本格的な演劇に接する機会は、子ど	文化施設を身近に感じられるような広報の実施や事業等の充実を図るとともに、 取組みの方向性 2「楽しむ」に位置づけた「まちなかで文化・芸術を楽しめる取組みの充実」を推進し、身近な環境で文化・芸術を楽しめる環境づくりに取り組んでまいります。 世田谷パブリックシアターでは、せたがやこどもプロジェクトと銘打った公演やワークショップ、体験型企画等の子ども向けの取組みを実施しています。区教育委
	もの力になり、人間形成にプラスになると考える。	員会では、子どもの成長過程で芸術に触れることは大変重要であると考え、普段の授業では得られない体験学習を通じて、知的好奇心の喚起や体験による気付きから自ら学び考える力の増進を図っています。さらに、質の高い芸術の鑑賞を通じて、芸術文化を味わう楽しさや喜びを享受する豊かな感性を育むことを目的として、区立小学校を対象に古典芸能鑑賞教室や音楽鑑賞教室、美術鑑賞教室などを実施しています。いただきましたご意見は、今後の施策検討の参考にさせていただきます。
7	世田谷美術館・砧公園を中心として、北には世田谷文学館、蘆花恒春園、南には五島美術館、静嘉堂文庫、次太夫堀公園民家園のある環状8号線に結ばれた細長い地域は「アートパークの街」と呼べるのではないか。美術館・公園群は、訪れた文化・芸術施設での体験に加え、新たな娯楽として注目されている「まち歩き」に絶好の配置であり、地域住民や観光客のみならず、外国人向けの「優しい日本語でのツアー」での活用も期待できる。	社会課題や区民ニーズが多様化・複雑化するなか、施設や事業を単独のものとして捉えるではなく、総合的な活用の方策を検討することは、課題解決に向けて非常に有効な考え方であると考えております。ご提案の趣旨を踏まえ、様々な主体との連携の推進に向け、機会を捉えて検討してまいります。

No	意見概要	区の考え方
8	第3期計画の施策目標4「乳幼児期」と	引き続き乳幼児期からの取組みが重要
	具体的な年齢層が明記されていたが、第	であると考えております。いただいたご
	4 期計画では「子ども」という大きなくく	意見も踏まえ、記載を修正いたしました。
	りになっている。人間形成の大事な時期	
	である乳幼児期から文化・芸術に触れる	
	ことは非常に大切である。そのため、表	
	記を「子ども」だけでなく「乳幼児期」と明	
	記してほしい。	
9	世田谷区では、第3期計画の重点政策	引き続き乳幼児期からの取組みが重要
	として「次の時代を担う世代の文化・芸術	であると考えております。いただいたご
	振興」を掲げ、施策目標「育む」には「乳幼	意見も踏まえ、記載を修正いたしました。
	児期から文化・芸術にふれることは、想	
	像力と創造性を育み、多様な価値観を受	
	入れ、人と人との絆を結ぶ社会の基盤を	
	形成していくことが期待されます。次代	
	を担う子どもたちの創造性を育むため	
	に、乳幼児期から文化・芸術にふれられ	
	る機会の提供を充実させていきます。」	
	という文言があった。第4期計画にも、	
	この精神を引き継いでほしいと切に願	
	う。そして、このことを強く示すためにも	
	「子ども」と一括りにするのではなく、「乳	
10	幼児期から」という文言を入れてほしい。 コロナ禍を経て、オンラインやデジタルの	 コロナ禍で急速に普及したオンライン配
10	良さが評価されているが、やはり子ども	コロケ侗で忠迷に自及したオブライブ配 信は手軽に楽しむことのできる機会を提
	の成長にはリアルな体験が欠かせない。	供するツールとして、有用であると考え
	子どものリアルな体験機会の充実も計画	ておりますが、特に成長期の子どもには
	に謳ってほしい。	施設等で直接鑑賞・体験する経験が重要
		であると考えております。引き続き、文
		化・芸術を通して子ども達の成長につな
		がる経験の機会を提供してまいります。
11	区のおしらせ「せたがや」には、多くのイ	区のおしらせ「せたがや」については、ご
	ベント情報が掲載されているが、「読みた	指摘のように、区が行う施策を多くの方
	い」と思わせるような紙面にデザインをリ	に知っていただくため、読みたいと思っ
	ニューアルしてはどうか。区で行われて	ていただける紙面づくりが大切であると
	いる取組みを、まずは知ってもらうこと	考えております。いただいたご意見も参
	が必要である。表紙にアート・デザインコ	考にしながら、リニューアルも含め、より
	ンペで選ばれた作品を掲載するなど、ア	魅力ある紙面となるよう取り組んでまい
	ーティストが活躍するチャンスを設ける	ります。また、区内の文化・芸術活動がこ
	ことが必要ではないか。	れまで以上に活発になるよう地域のアー
		ティスト支援に取り組んでまいります。

(4)取組みの方向性2「楽しむ」について

No	意見概要	区の考え方
1	高齢になると外出が億劫になり、音楽・芸術を会場で楽しむことが難しくなる。 PC やスマートフォンにより外出せずとも 気軽に楽しめる方法に期待している。	コロナ禍により、文化・芸術に関するオンライン化・デジタル化も進展しました。区立文化施設においても、世田谷パブリックシアターにおける劇場公演のオンライン配信や、ホームページ上で収蔵品を公開するなど、施設を訪れずに公演や作品を楽しむ取組みを実施しております。著作権法上の課題や会場で実際に作品や公演を楽しんでいただくことの価値を重視しながら、文化施設に足を運んでいただきやすくなる取組みとともに、引き続き、場所を問わず気軽に文化・芸術を楽しんでいただける取組みも実施してまいります。
2	先日、チェロの演奏者による公園の来園 者向けの演奏を聴く機会があり、素敵な 時間を過ごすことができた。芸術は場を 設けて鑑賞することも大切だが、生活の 一部にあることも重要だと感じた。ふる さと納税による減収がこのような取組み に影響が生じないようにしてほしい。	取組みの方向性 2「楽しむ」において「まちなかで文化・芸術を楽しめる取組みの充実」を掲げており、商店街や公園などを散歩しているときに自然と文化・芸術に触れることのできる歩いて楽しいまちづくりを進めてまいります。
3	文化・芸術のオンライン配信には、他のコンテンツと比較してどのような強みがあるのか。その点が伝われば、施設等に足を運ばずに、積極的にオンラインで鑑賞する意欲が湧くと思う。	コロナ禍で急速に普及したオンライン配信には、遠方に住んでいる方や、美術館や劇場等に足を運ぶ機会の少ない方に対して、気軽に楽しむことのできる機会を提供するツールとして、有用であると考えております。施設等で直接鑑賞・体験する経験も引き続き重視しながら、施設や事業の特性を踏まえ、リアルとデジタルを効果的に組み合わせた取組みを展開してまいります。

No	意見概要	区の考え方
4	文化・芸術は敷居が高く、必ずしも多くの区民が必要としているとは言えないと思う。例えば、文化・芸術関連予算の一部を区内に映画館を建設することに充てた方が、多くの区民の利便性が向上し、文化・芸術の振興に繋がると思う。	区では、平成 18 年に制定した世田谷区 文化及び芸術の振興に関する条例において、「活動における自主性及び創造性 の尊重」「鑑賞・活動・創造できる環境の 整備」「相互の連携」を基本理念として掲 げ、具体的な施策・事業については文化・ 芸術振興計画で明らかにし、取組みを進 めてまいりました。区立文化施設の老朽 化が進み、改築・改修に相当の経費が必 要となる中、世田谷区文化振興基金への 寄附のお願いをしておりますが、引き続 き多くの区民の皆様にご理解・ご支援を いただけるよう、区の取組みに関する周 知についても力を入れてまいります。
5	芸術は、見聞きしたり触れたりすることで初めて感じられることがあるので、直接楽しめる機会を充実させてほしい。世田谷公園や砧公園等の大きな公園を活用したアートフェスティバルを開催してはどうか。	コロナ禍によりオンライン化・デジタル化 が進展したものの、文化・芸術分野にお いて、美術館等で実際に作品を鑑賞した り、劇場で公演を鑑賞する機会の重要性 は変わっておらず、子どもから高齢者ま で様々な事業を実施し、直接楽しめる機 会の充実を目指しております。ご提案い ただいたイベントの開催については、現 時点では予定しておりませんが、ご意見 の趣旨を踏まえ、事業を実施してまいり ます。
6	世田谷区には子育て家庭が多いため、人 気の絵本作家の個展を開催することで、 来館者数の増加に繋がるのではないか。	子育て世帯をはじめ、区民の年齢構成等 の情報も参考に、多くの方に楽しんでい ただける取組みを実施してまいります。
7	世田谷パブリックシアターのようなホールが区内に複数あれば、より気軽に文化に触れることができるのではないか。また、居住する地域の住民が優先的にチケットを購入できるとよい。	現時点で新たな施設の整備は予定して おりませんが、身近な場所で気軽に文 化・芸術に触れる機会の創出に向けて、 アウトリーチ事業や出張展示・出張公演 等の取組みを進めてまいります。

No	意見概要	区の考え方
8	再整備を行っている世田谷区民会館では、公演の定期開催や文化・芸術活動団体の交流支援を実施すべき。また、区の中心に立地するという利点を活かし、参加型の活動拠点として、他の4つの地域の区民会館での参加型事業を充実させた上で、新たな区民会館での全区的な大会につなげる取組みを実施し、鑑賞だけでなく、参加して楽しめる施設を目指してはどうか。	新たな世田谷区民会館では、区民自治と 協働・交流の拠点として、文化・芸術の魅力を区内外に発信する施設となります。 事業の実施については、ご提案の趣旨も 参考に、検討してまいります。

(5)取組みの方向性3「創る」について

No	意見概要	区の考え方
1	伝統的な芸術や展示に加え、バンドやDTM(デスクトップミュージック:PCを利用して楽曲を作成する手法)等の現代音楽を発表する機会を増やしてほしい。日本の現代音楽はアメリカのヒットチャートにも食い込んでおり、次世代のアイデンティティ創出に資する貴重な芸術資源である。文化施設や公園、体育館等を活用することで、身近な場所で現代音楽を楽しむことができるのではないか。	本計画における「文化・芸術」とは、文化 芸術基本法で例示されたものを基本とし ながらも、多種多様なジャンルが存在し ていることを踏まえ、幅広く捉えて振興 の対象としています。公共施設における 音楽活動の実施には、他の利用者や近隣 住民に配慮する必要があるため一定の 制限が発生しますが、芸術資源の一つと して利用可能な施設に関する情報公開 等について検討してまいります。
2	区民が文化・芸術を自由に表現できる期間限定のフリースペースを設けてはどうか。また、テーマを設定して作品を募集し、優秀作品を世田谷美術館に展示してはどうか。	世田谷区民絵画・写真展を令和 5 年度 より世田谷区民展と改称し、絵画・写真 等の制作を楽しむ区民による展覧会を 世田谷美術館区民ギャラリーで実施しま す。引き続き、取組みの方向性 3 「創る」 で掲げた文化・芸術活動を行う区民への 支援に取り組んでまいります。
3	第3期計画の施策目標3「個人や団体の文化・芸術活動を支える」は、文化・芸術に関する課題の中で最も困難な課題であり、区民にとって見えにくい部分だと思う。	本計画においても、第3期計画に引き 続き、取組みの方向性3「創る」に「文化・ 芸術の練習や発表の場の充実」や「文化・ 芸術活動への支援」を位置づけ、取組み を進めてまいります。また、補助制度の 活用について、引き続き区報やホームペ ージを活用して広報を実施してまいりま す。

No	意見概要	区の考え方
4	空き家を活用し若者に活動の場を提供する取組みを試行的に実施してはどうか。取組みが徐々に理解されていけば、 区の文化・芸術活動が少しずつ広がる契機にもなり得ると考える。	いただいたご意見も参考にさせていた だき、若者による活動の場や機会が広が る取組みについて、研究してまいります。
5	下北沢と三軒茶屋を結ぶ茶沢通り沿いに、下北沢には本多劇場の8つの小劇場が、三軒茶屋には世田谷パブリックシアターに2つの劇場があり、毎日、演劇の公演が行われている。多くの演劇関係者も区内に居住しており、この地域は「演劇の街」と呼べる。「演劇の街」と呼べる。「演劇の街」となるのあるブランドとなるのではないか。コロナ禍を経て、ライブを前提とする演劇などの舞台芸術の置かれた状況はかなり厳しいものがある。「演田谷」が、さらに盛り立て、世田谷」が、さらに盛り立て、世田谷」が、さらに盛り立て、世田谷」が、さらに盛り立て、世田谷」が、さらに盛り立て、世田谷」が、さらに盛り立て、世田谷」が、さらに盛り立て、世田谷」が、さらに盛り立て、世田谷」が、さらに盛り立て、世田谷」が、さらに盛り立て、世田谷」が、さらに盛り立て、世田谷」が、さらに盛り立て、世田谷」が、さらに盛り立て、世田谷」が、古いた。	立地等の地域特性を活かし、民間事業者と連携しながら、様々な文化資源を積極的に活用することは、有効な取組みであると考えております。広報や活動場所の確保については、区内で活動する様々な団体・個人との公平性の観点や区の関わり方等も踏まえ、慎重に判断すべきと考えますが、今後の施策検討の参考とさせていただきます。
6	芸術愛好家のアマチュア団体の育成とともに、プロの芸術家の組織化に協力してはどうか。活動場所の確保、委託事業の実施などを提案したい。	新たに開館する世田谷区民会館では、ホールや集会室等を活用した文化・芸術の 交流事業を実施し、様々な交流を促進す ることで、区内の文化・芸術活動の活性 化に取り組むことを予定しております。 文化・芸術には多様なジャンルがあり、一 元化する組織の必要性については、各団 体の意向や区の関わり方も踏まえ、慎重 に検討することが必要ですが、交流の機 会の創出について、世田谷区民会館にお ける事業の実施状況等も踏まえ、検討し てまいります。

(6)取組みの方向性4「繋がる」について

No	意見概要	区の考え方
1	美術品や文化財の保存に引き続き取り 組んでほしい。	本計画では、取組みの方向性 4「繋がる」 において、「美術品・文学資料の保存・収集・活用、継承・「文化財の保存・を掲げて
		集・活用・継承」「文化財の保存」を掲げて おります。引き続き、文化資源を確実に
		保存・継承できるよう取り組んでまいり
		ます。
2	台湾・高雄市との文化交流を進めてほし	令和5年3月に文化交流に関する覚書
	U,	を台湾・高雄市との間で更新しておりま
		す。いただいたご意見を参考に、今後交
3	 風景の保全・創出の取組みは、まだ十分	流を検討し進めてまいります。 令和 5 年度末に策定予定の世田谷区み
3	でないと感じる。更なる植樹・緑地化に	で和3年度不に現在)たの世田台区の どりの行動計画において、平成 29 年度
	向け、50 年後・100 年後の緑地面積の	こうの付勤計画に切りて、「スピーース に策定した世田谷区みどりの基本計画で
	数値を掲げて具体的な取組みを進め、大	掲げた令和 9 年のみどり率 29%の目
	きな公園だけでなく、自宅を出たところ	標達成に向けて、具体的な取組みを定め
	から緑のある街にしてほしい。	て取り組んでいきます。引き続き、みどり
		の風景の保全・創出に向け、風景づくり
		計画と整合を図りながら、取組みを進め
		てまいります。
4	郷土の視点も併せて複合的な取組みを	いただいたご意見も踏まえ、引き続き取
	検討している点は評価できる。	組みを進めてまいります。
5	文化財関係の予算の充実を図ってほし	平成 29 年に定めた世田谷区文化財保
	い。また、文化財は「活用」よりも「保全」 に重点が置かれているのが現状だが、積	存活用基本方針では、文化財を中心とし て地域のつながりがより豊かになるよ
	極的な活用を検討してほしい。また、小	く地域のフながりがより豊かになるよ
	学生に学校教育の中で文化財に触れる	方針を掲げております。同方針と整合を
	場や活用する場を提供してほしい。	図りながら、文化財の保存・活用に取り
	a change a server trainer	組んでまいります。
6	子ども達が教育の場で歌舞伎に触れる	日本固有の伝統芸能に対する関心を高
	取組みを提案したい。歌舞伎鑑賞や歌舞	める機会として、区立小学校 6 年生を対
	伎に関するイベントへの参加を通して、子	象に狂言のワークショップを実施する小
	ども達が貴重な経験を積み、人間性を磨	学校古典芸能鑑賞教室を実施しておりま
	くことに繋がるとともに、文化・芸術の保	す。ご提案の歌舞伎に関する鑑賞等の取
	全・継承において大きな課題となる費用	組みの実施については、今後の施策の参
	面での貢献が期待できる。	考とさせていただきます。

No	意見概要	区の考え方
7	親の経済格差が子どもの体験格差に影響している今、NPOを含む民間団体への支援強化を図る意味でも「文化関係のNPOと行政との連携強化のためのネットワーク構築の推進」を「繋がる」に明記してほしい。	「推進体制」として、「多様な主体との連携」を位置づけ、連携・協働して取組みを 進めることの重要性を掲げております。 このような考え方に基づき、引き続き施 策の充実に取り組んでまいります。

3 世田谷区区民意識調査「文化活動について」

(1)調査概要

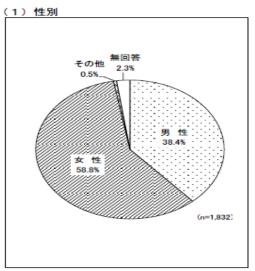
①調査の目的

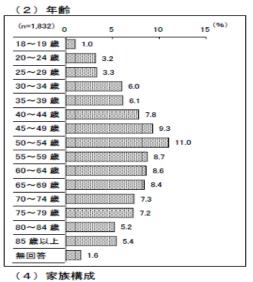
この調査は、区民が区政に対してどのような意見・要望を持っているかを把握し、今後 の区政を進めていくうえでの基礎資料とすることを目的としています。

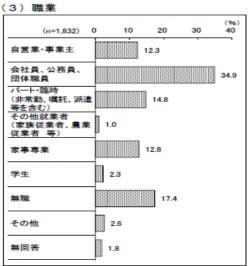
②調査設計

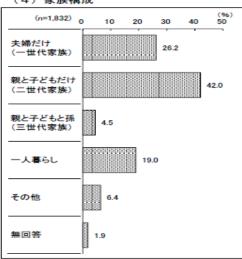
- 1)調 査 対 象 世田谷区在住の満 18 歳以上の男女
- 2) 対 象 数 4,000 人(内訳/日本国籍 3,882 人、外国籍 118 人)
- 3)抽 出 方 法 層化二段無作為抽出法
- 4)調 査 方 法 郵送配布・回収またはインターネットによる回答
- 5)調査期間 令和5年5月19日~6月9日
- 6)有効回答数 1,832 人(内訳/日本国籍 1,797 人、外国籍 35 人) (有効回収率 45.8%)

③標本構成

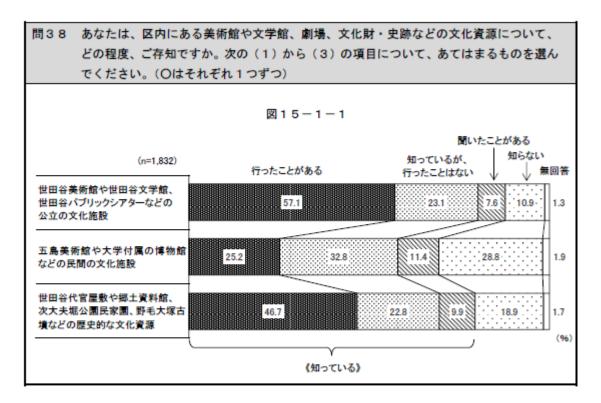






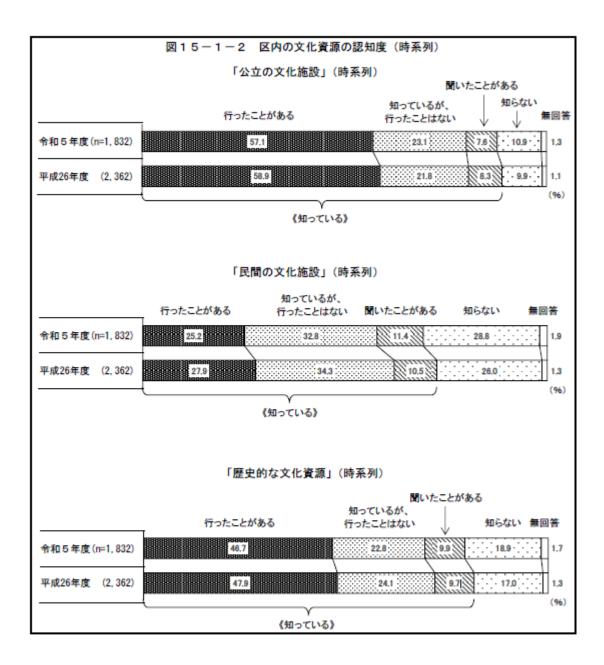


◎「行ったことがある」は公立の文化施設が6割近く、歴史的な文化資源が 5割近く



区内の文化資源についてどの程度知っているか聞いたところ、「行ったことがある」は、公立の文 化施設 (57.1%) が6割近くで最も高く、歴史的な文化資源 (46.7%) が5割近く、民間の文化施設 (25.2%) が2割半ばとなっている。《知っている》は、公立の文化施設が9割近くで最も高い。

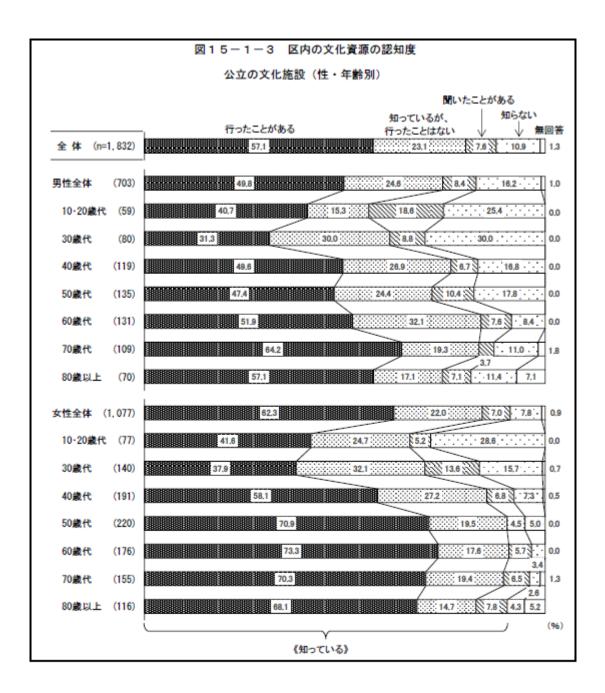
 $(\boxtimes 15 - 1 - 1)$



「公立の文化施設」について平成26年度からの時系列の変化をみると、「行ったことがある」は平成26年度(58.9%)から令和5年度(57.1%)で大きな違いはみられない。

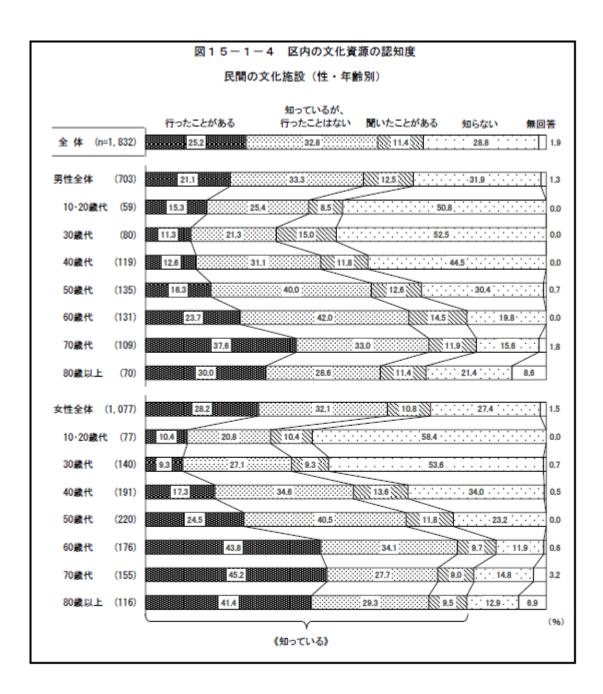
「民間の文化施設」について平成26年度からの時系列の変化をみると、「行ったことがある」は平成26年度(27.9%)から令和5年度(25.2%)で大きな違いはみられない。

「歴史的な文化資源」について平成26年度からの時系列の変化をみると、「行ったことがある」は 平成26年度(47.9%)から令和5年度(46.7%)で大きな違いはみられない。(図15-1-2)



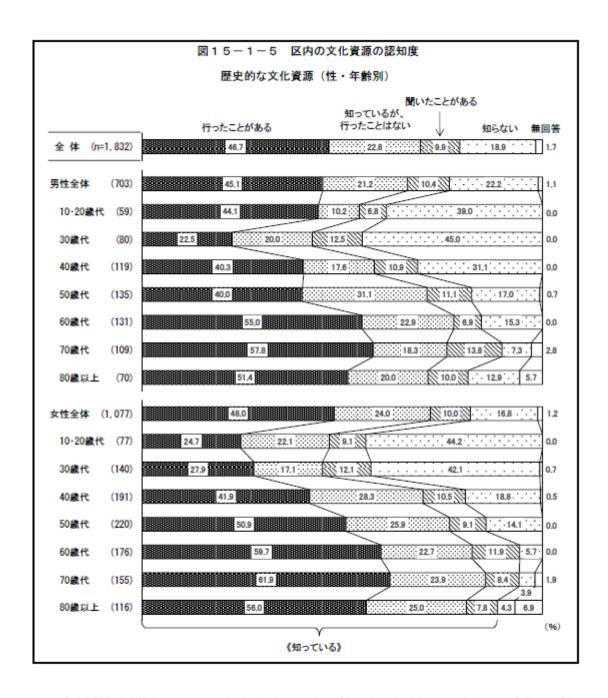
「公立の文化施設」について性・年齢別にみると、「行ったことがある」は女性の 60 歳代で7割を超え、女性の 50 歳代でほぼ7割、女性の 70 歳代で7割となっている。「知らない」は男性の 30 歳代で3割、女性の $10\cdot 20$ 歳代で3割近く、男性の $10\cdot 20$ 歳代で2割半ばとなっている。

 $(\boxtimes 15 - 1 - 3)$



「民間の文化施設」について性・年齢別にみると、「行ったことがある」は女性の70歳代で4割半ば、女性の60歳代と80歳以上で4割を超えている。「知らない」は女性の10・20歳代で6割近く、男性の30歳代、女性の30歳代で5割を超え、男性の10・20歳代でほぼ5割となっている。

(図15-1-4)



「歴史的な文化資源」について性・年齢別にみると、「行ったことがある」は女性の 70 歳代で 6 割を超え、女性の 60 歳代で 6 割、男性の 70 歳代で 6 割近くとなっている。「知らない」は男性の 30 歳代、女性の $10 \cdot 20$ 歳代で 4 割半ば、女性の 30 歳代で 4 割を超えている。(図 15-1-5)

4 区政モニターアンケート「世田谷区の文化・芸術振興施策について」

(1)調査概要

①調査の目的

区政モニターアンケートは、区政モニターとして選任した区民から、区政に対する意見、 要望、提案等を収集し、区政の参考にすることを目的としています。

②調査設計

1)対 象 数 200人

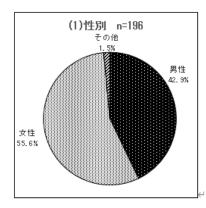
- 2)調 査 方 法 郵送配布・回収または E メールによる送信・インターネットによる回答
- 3)調査期間 令和5年5月24日~6月7日
- 4)有効回答数 196人(回収率 98%)

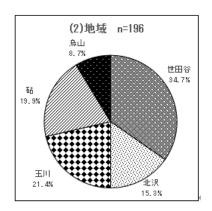
③数値の見方

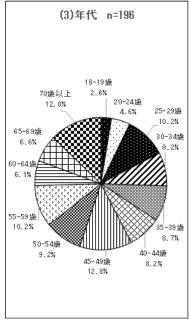
特に断りがない場合の設問の n 値は 196 である。

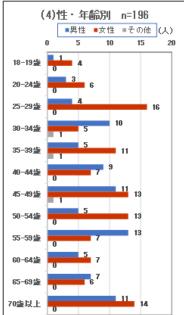
※n値とはサンプル数(アンケート回答件数)

④標本構成



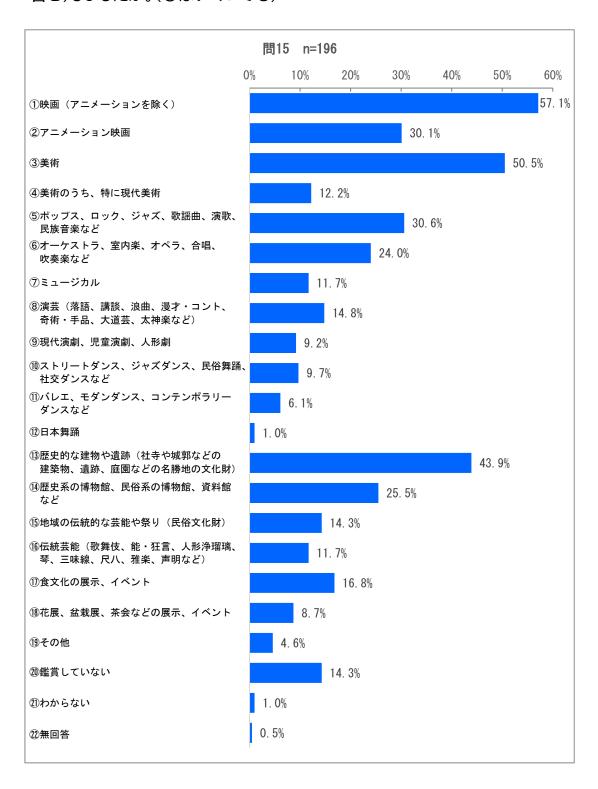




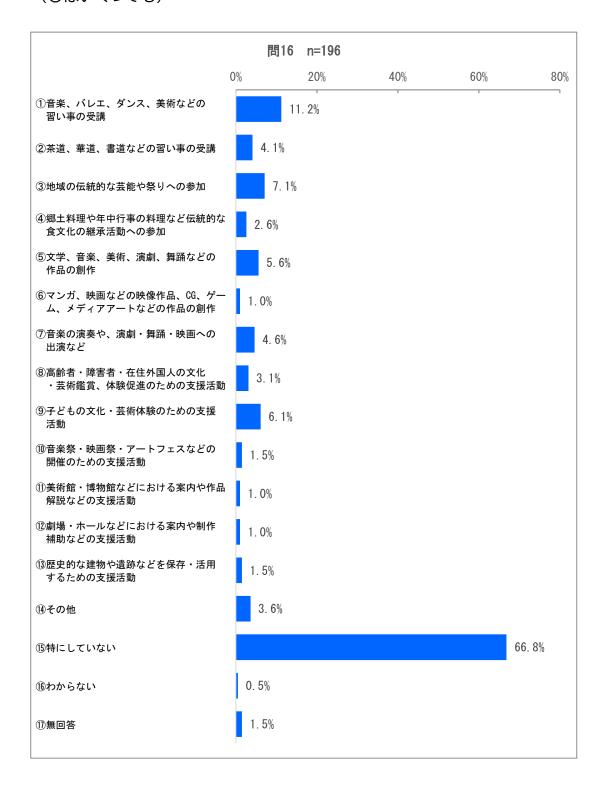


(2)調査結果「世田谷の文化・芸術振興施策について」

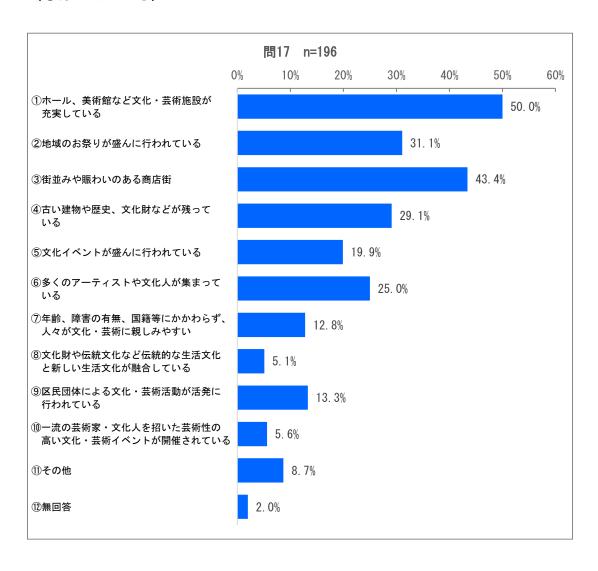
①この1年間に、コンサートや美術展、映画、歴史的な文化財、アートや音楽のフェスティバル等の文化・芸術イベントを鑑賞(テレビ、ラジオ、CD・DVD、インターネット配信等での視聴を含む)しましたか。(〇はいくつでも)



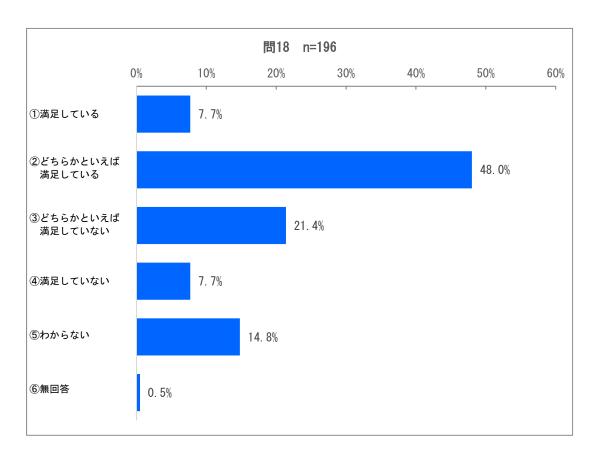
②この1年間に、鑑賞ではなく、自分で文化・芸術活動を実践(創作や出演、習い事、祭りや体験活動への参加など)したり、ボランティアとして活動を支援したりしましたか。 (○はいくつでも)



③区内の文化環境のイメージで、あてはまるものを選んでください。 (Oはいくつでも)



④区内の文化環境に満足していますか。(〇は1つ)



5 世田谷区の文化・芸術に関する区民意識調査

(1)調査概要

① 調査の目的

「世田谷区第4期文化・芸術振興計画」(令和6年~令和9年(予定))の策定に当たり、世田谷区内における文化・芸術振興の状況等を把握し、計画策定の基礎資料を得ることを目的として実施した。

② 調査の対象

世田谷区に住民票のある18歳以上の区民3,000人

③ 調査の期間

令和4年1月6日(金)~1月24日(火)

④ 調査の手法

郵送による配布・回収またはWEB回答

⑤ 回収数・回収率

配布数 3,000票

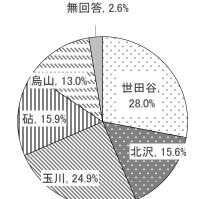
回収数 1,038(うち白紙のため無効1)票

回収率 34.6%

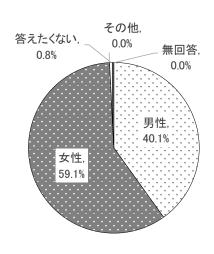
(2)調査結果

① 回答者の属性

F1 居住地域



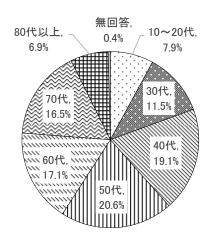
F2 性別



(n=1,037)

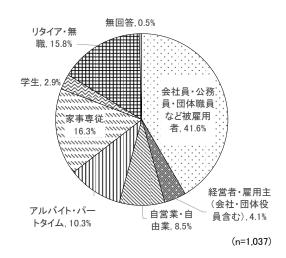
(n=1,037)

F3 年代



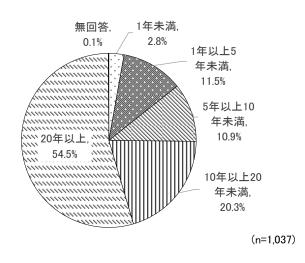
(n=1,037)

F4 職業

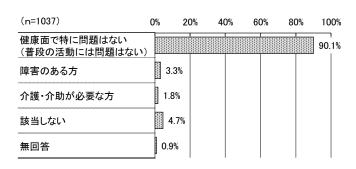


(11-1,037)

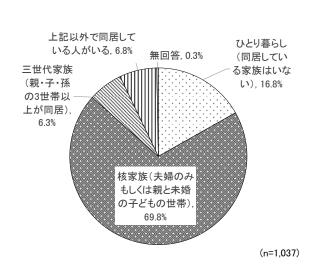
F5 居住年数



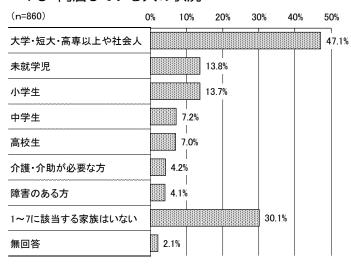
F6 自身の状況



F7 世帯の状況

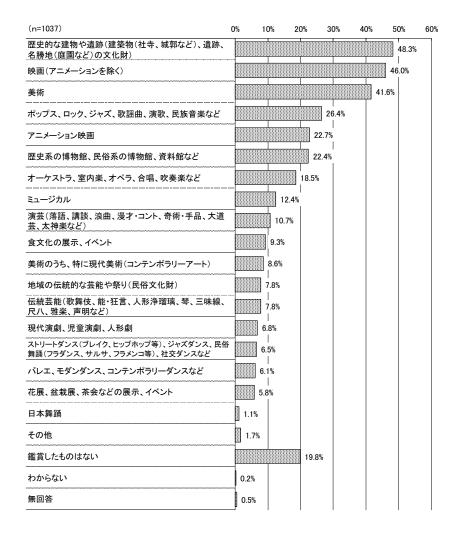


F8 同居している人の状況



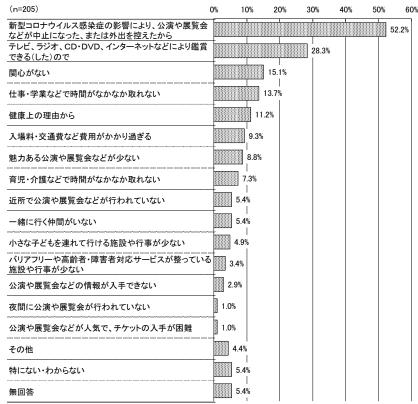
問1

あなたは、この1年間に、コンサートや美術展、映画、歴史的な文化財、アートや音楽のフェスティバル等の文化・芸術イベントを直接鑑賞(テレビ、ラジオ、CD・DVD、インターネット配信等での視聴を除く鑑賞)したことはありますか。(○はいくつでも)

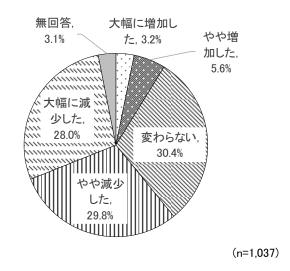


問2

【問1で「鑑賞したものはない」に ○をした方のみ】 鑑賞しなかった理由は何ですか。 (○はいくつでも)

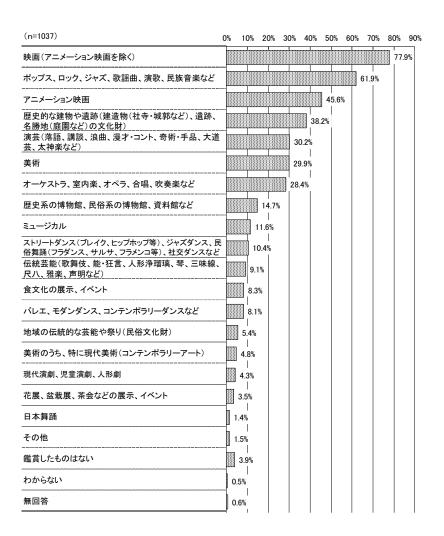


コロナ前と比べて、あなたがこの1年間に、コンサートや美術展、映画、歴史的な文化財、アートや音楽のフェスティバル等の文化・芸術イベントを直接鑑賞(テレビ、ラジオ、CD・DVD、インターネット配信等での視聴を除く鑑賞)した頻度は増加しましたか、減少しましたか。(○は1つ)

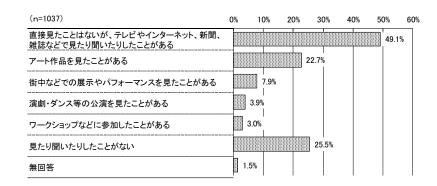


問4

あなたが、この1年間に、テレビ、 ラジオ、CD・DVD、インターネット 配信等により鑑賞したものはあり ますか。(○はいくつでも)

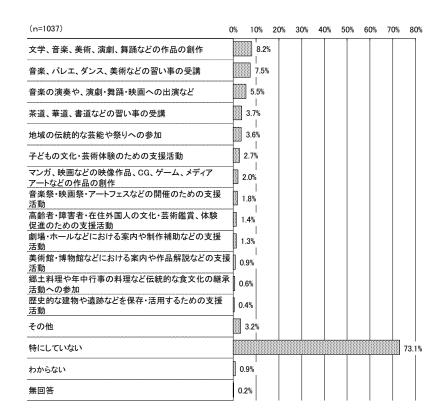


あなたは、障害のある方のアート 作品(絵画・造形等)や演劇、ダン スなどの芸術活動について、これ までに鑑賞や参加などしたことが ありますか。(○はいくつでも)



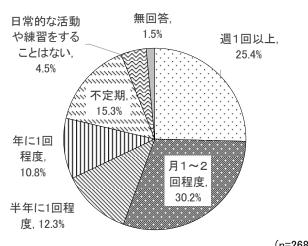
問6

あなたは、この1年間に、鑑賞では なく、自分で文化・芸術活動を実 践(創作や出演、習い事、祭りや体 験活動への参加など)したり、ボラ ンティアとして活動を支援したこ とはありますか。(○はいくつで **も**)



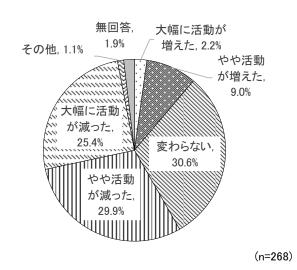
問7

この1年間の活動の頻度はどの程 度ですか。



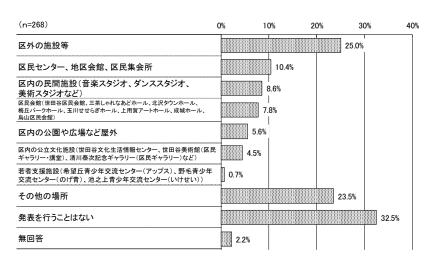
(n=268)

新型コロナウイルス感染症の流行によって、あなたの文化・芸術活動に変化はありましたか。(〇は1つ)



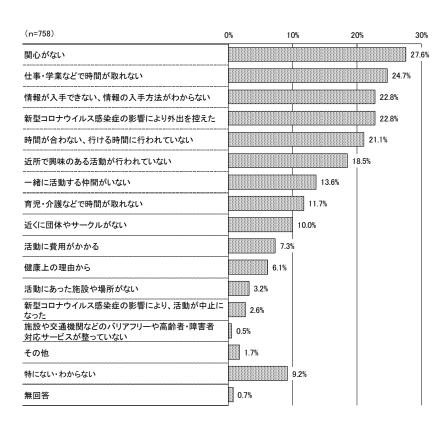
問9

あなたは、主にどこで発表を行い ますか。

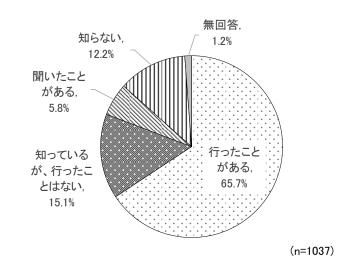


問10

あなたが、自ら行う文化・芸術活動をしていない理由は何ですか。(○はいくつでも)

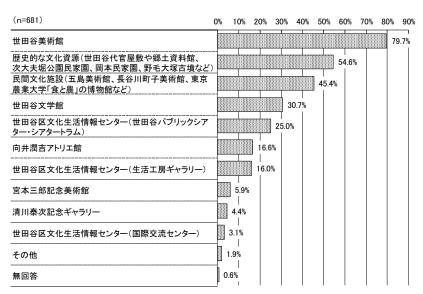


あなたは、区内にある美術館や文学館、劇場、文化財・史跡などの文 化資源について、どの程度ご存じですか。(○は1つ)



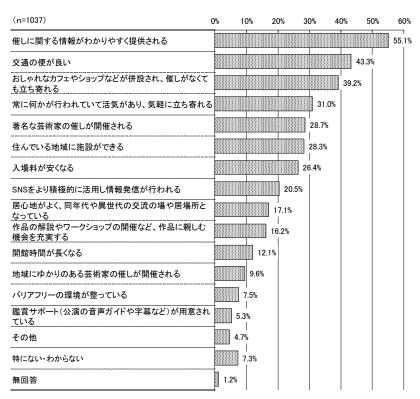
問12

行ったことがある文化施設はどれ ですか。(○はいくつでも)

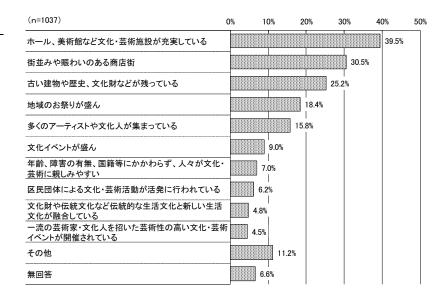


問13

どうすれば文化施設にもっと行き やすくなると思いますか。(〇はい くつでも)

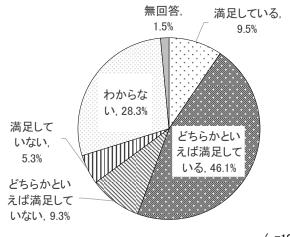


あなたは、区内の文化環境について、どのようなイメージをもっていますか。



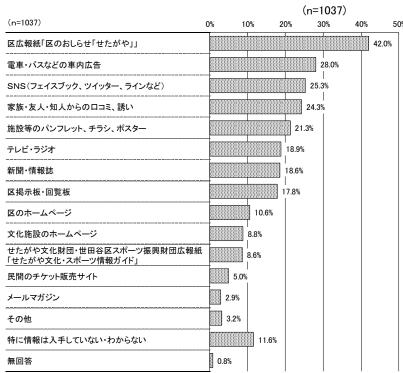
問15

あなたは、区内の文化環境に満足 していますか。(○は1つ)

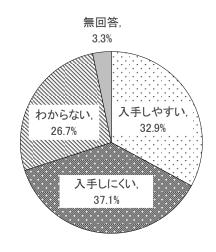


問16

あなたは、文化・芸術に関する情報をどのような手段で手に入れていますか。(○はいくつでも)



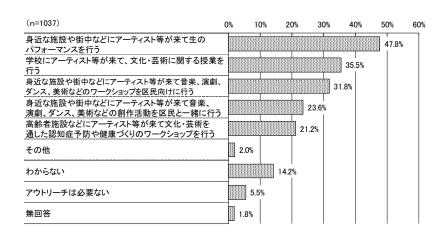
文化・芸術に関する情報は入手し やすいですか。(○は1つ)



(n=909)

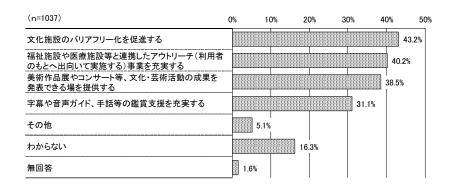
問18

どのようなアウトリーチ(生活の場 に出向いて実施する事業)が世田 谷区内で行われるとよいと思いま すか。(○はいくつでも)

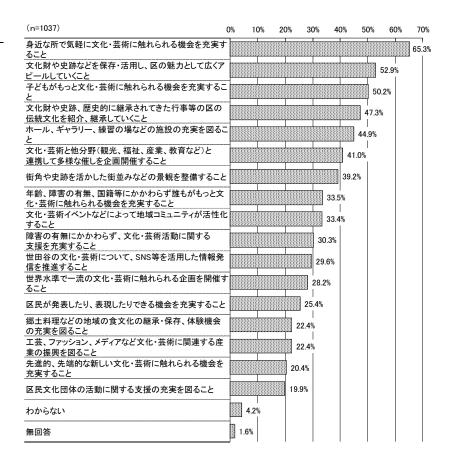


問19

高齢者や障害者の文化・芸術の体験や活動をもっと活発にするために、どのようなことが重要だと思いますか。(○はいくつでも)



区の文化施策として、どのような 内容を重視することが良いと思い ますか。



6 世田谷の文化・芸術に関するヒアリング調査

(1)調査概要

①調査の目的

世田谷区では「世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例」第3条に基づき、第1期~第3期の「世田谷区文化・芸術振興計画」を策定し、文化・芸術振興の取組みを進めてきた。

この度、社会情勢や区の文化・芸術状況等の変化を踏まえ、「(仮称)世田谷区第4期文化・芸術振興計画」の策定に当たっての参考とするため、区内で文化施設運営や文化的事業などの取組みを行っている団体・企業にヒアリングを実施した。

②調査の対象

世田谷区区内で文化施設運営や文化的事業などの取組みを行っている団体・企業

③調査の期間

令和5年2月6日(月)~3月12日(日)

④調査の手法

電話またはメールにて依頼、対面またはオンラインでヒアリングを実施

(2)調査対象一覧

(分類ごとに五十音順)

分類	対象施設・団体等	ヒアリング実施日
地域文化施設	世田谷区立池之上青少年交流センター	令和5年2月14日(金)
民間文化施設	五島美術館	令和5年2月28日(火)
	本多劇場グループ	令和5年2月11日(土)
文化活動団体・	SAC	令和5年3月12日(日)
アーティスト	C ユ企画 [*]	令和5年3月8日(水)
	世田谷区郷土芸能保存会	令和5年3月5日(日)
	Tact Yamada & Leaping Strings*	令和5年3月11日(土)
社会課題解決に	NPO 法人 Ubdobe	令和5年2月20日(月)
文化・芸術を活	NPO 法人子育て支援グループ amigo (arTeaTreaT)	令和5年2月9日(木)
用	NPO 法人せたがや子育てネット	令和5年2月17日(金)
祭り、フェスティ	烏山地域蘆花まつり	令和5年2月16日(木)
バル	下北沢音楽祭	令和5年3月7日(火)
	下北沢映画祭	
	世田谷ボロ市	令和5年2月28日(火)
まちづくり	世田谷まちなか観光交流協会(公益財団法人世田谷	令和5年2月24日(金)
	区産業振興公社)	
大学	駒澤大学	令和5年2月6日(月)
	昭和女子大学	令和5年2月10日(金)
	多摩美術大学	令和5年2月17日(金)

^{※「}せたがや元気出せ Arts プログラム」採択アーティスト

(3)調査結果

ヒアリングで各団体等からいただいたご意見を抜粋して掲載します

①子どもへの対応について

■子どもにとっての文化・芸術の意義

- ・いま子どもたちにとって、人と出会う、自分の意見を言う等はとても大切なこと。
- ・ダンスを通して、人と仲良くなる、繋がる、お互いを知る、そういう素敵な部分を伝えてい る。
- ・自分を表現するのは子どもにとって相当勇気が必要。身体を動かすのが苦手な子が勇気 を持ってやろうとしている姿勢に気づき、指一本の表現も見落とさないように大切にし ている。
- ・絵の具遊びや音遊びなど当団体のワークショップやイベントは、言語でコミュニケーションをとる前の年齢の子どもや、病気や障害のため言語でコミュニケーションをとることが難しい子どもでも表現ができ、感受性を育める。
- ・今の子どもたちは忙しく、「完成させることが大事」「速くやった方がすごい」などの固定 的な価値観に縛られている中で、作品作りを通して「このように考えてよいのか」「こんな ことが許されるのか」など、無意識に課していた枠が外れ、解放される体験をしているよ うだ。
- ・作品ができた後、子どもは堰を切ったように、親に内的な考え、作品制作の過程の体験などを話し始める。叱られた子どもが、ベランダで自分のつくった作品を抱えて座っていた、という話もあるように、心のよりどころになっていると感じる。

■子どもの頃から文化・芸術に親しむ大切さ

- ・子ども時代に文化・芸術に接した経験がないと、親になっても接点が持てない。子どもの 頃に触れる機会を増やすことが大切。
- ・和室のない家が増え、床間を飾るなどの伝統的な日本文化に触れたことのない子どもが 多い。親世代でも知らない人が増え、日常生活と日本の伝統文化がかけ離れてきてい る。日本の伝統文化をどのように次世代に受け継いでいくかが非常に重要な課題。
- ・日常生活の中にいかに日本の伝統文化を取り入れていくかが、今後の日本全体の大きな 課題。
- ・子どもの頃に触れた物語の言葉が、人生を支える力になることがある。多様な人と関わることも大切だが、物語を読み、一人で心を動かす経験や、それができる環境も重要。

②高齢者・障害者対応について

■障害者・障害のある子どもにとっての文化・芸術活動の意義

・特別支援学校生は卒業後、仲間と一緒に何かをやって達成感や充実感を感じる機会がな

- くなる、あるいは極端に少なくなるため、文化・芸術を用いた場を考えた。
- ・公的なサービスが減る小学生以降、特に障害や病気、発達などの問題を抱えた子どもの 居場所は地域に見つけにくく、文化・芸術活動という形で場を提供している。
- ・仲間と一緒に協力し活動する舞台作品制作は、一人ひとりの達成感を育むことができ、 生活の質の向上ができるのではないか。活動を続ける中で、目に見えて日常での積極性 が増す。会社などの人間関係もよくなっていると聞く。
- ・障害者のワークショップで確実に変化を実感するには、年単位の長期で実施する、または 週に1度など頻度を上げることが必要だと思う。
- ・身体を媒体とした表現活動は、コミュニケーション力が強くなる。
- ・社会の仕組みで分断されている人たち同士を介在するもの、つなぐ役割を果たすものに なる。
- ・文化・芸術活動による表現は人間が本来持っている力を引き出せる。こちらも触発され、 与え合う感じがある。

■障害のある子どもを持つ親にとっての文化・芸術活動の意義

- ・病児・障害児の親は、ただ場を開いているだけでは、周りの目が気になる、負担が大きいなどの理由で出てきにくい。当団体は、多様な人に来てもらえる活動は何かを考えて「アート」をテーマにした。
- ・障害の有無にかかわらず、親には、子どもに何かに挑戦させたい、表現活動をさせたいという思いが強い。その点でもアートをテーマにすることで、場に参加しやすくなる。
- ・障害児は習い事に定期的に通うのが難しいため、表現活動においても機会が限られてしまうが、ニーズは高い。親は教育的視点から希望することも多いが、どんな子どもでも持っている表現するもの、表現したい感情を引き出すことで、親の意識を変え、気づきにつながるような活動であるとよい。
- ・形に残るものは親子ともに喜ばれる。作品がどこかに展示されると、さらに満足度が高 まる。
- ・親子活動では保護者のほうが夢中になることもある。病児・障害児の親にとっても自己解 放できる機会となる。

■障害者と健常者の交流事業について

- ・障害者関連事業では障害者との交流を行いがちだが、障害の有無にかかわらず知らない 人と突然交流したい人はいない。
- ・障害者と交流しなければいけない、優しくしなければいけないといった風潮をつくること 自体が合理的配慮から逆行しているし、世界的なインクルーシブやダイバーシティの文脈 からも外れている。
- ・一番気を付けているのは、いかに自然に健常者と障害者が出会い、一緒に遊び始めるか

- という点。用意しすぎず、ある程度状況だけ用意し、そこから先は任せる。その際、ヘルパーその他の医療福祉専門職をスタッフとして配置することがとても大事である。
- ・準備しすぎないこと(例えば、段差を全部なくすようなことはせず、入り口だけ段差をなくして、それ以降は自分たちで何とかしてもらうなど)により、声を掛け合う状況が自然発生するような空間をつくり、流れとして交流が生まれる工夫をしている。
- ・日頃から障害者に接していないと、特に小さい子どもは、予測できないが故に年上の障害者の行動を怖いと思ってしまうこともある。徐々に時間をかけて交流していかないと難しい。

■高齢者向け事業について

- ・生涯学習の受講生は60~80代の近隣住民が中心で、その層に関心の高いテーマはコンスタントに開講している。
- ・単身高齢者の引きこもり対策として、定期的な講座などで若者と話すだけでも効果がある。若者が加わる講座は高齢者の出席率が高いと聞いている。

■受入れ側の対応:基本的な姿勢

- ・(事業では)障害のあることを特別視せず、特別支援学級に通っている子どもも一緒に参加する。問題も起こるが、それも含めて「普通のこと」であり、スタッフが個々に対応している。
- ・文化・芸術は幅広いので、それぞれの活動の中に障害のある子が入り、何かしら自然な工 夫で体感できるといい。障害の有無は関係ないと思う。
- ・障害の有無で体験そのものは変わらない。どれだけ理解できるかが問題となると思う。
- ・バリアフリー化は社会的に必要である反面、必要な対応は統一的ではなく、決して万全ではない。その時々で対応を当事者と話し合いながら対応してきたし、今後もしていく。
- ・いかに個別最適化できるか、いかにそのための工夫ができるか、その結果、何を体験し、 体験した後にどういう感情になってほしいかを、事前にきちんと考えて、そのためのサポートをする。
- ・障害の種類により対応が異なるため、どのような環境がよいか事前に聞き取りをし、できる準備をする。
- ・社会的な課題を抱えている人、発達障害の人など、それぞれの事情と特性があるので、ス タッフは必要なときには本人の気持ちや希望を聞いて対応する。関連機関とも連携して いる。
- ・実施している事業で、障害者ということで特別枠にしたことはない。鑑賞者、出演者いずれの立場でも障害者が参加するときは、その都度できるサポートをする。
- ・特別支援学級や障害者団体がイベントに参加したいという要望があれば、できることは対 応し、普通に受け入れる。

- ・世田谷区は何十年も前から「障害者のいるまちづくり」を進めてきている。全国的にも有名で、わざわざ移り住んできた人もいる。
- ・(イベントで)地域の福祉作業所にも毎回参加してもらっている。今後も、地域の繋がりのひとつとして続けていく。

■受入れ側の対応:サポート内容

- ・事前に問い合わせてくれれば、スタッフが人の手で対応できるところはサポートしている。
- ・設備、環境でカバーできないところは人でカバーする。専門性がないボランティアでも対応できるよう、イベント開始前にひとりずつ聞き取りを行い、苦手や特性、接し方などを確認しておく。
- ・事前に交通手段(バギーで来るか、バスで来るか、自家用車で来るかなど)を確認。駐車 場の位置を知らせる等のサポートを実施。
- ・会場のすべてをバリアフリー化するのは難しいが、障害物を減らしておく、見通しをよくしておく、クールダウンできる場所・静かな場所をつくるなど、設備や環境面でできる工夫は最大限準備するよう心がけている。
- ・イヤホンガイドによるサポート、字幕つきの公演を実施。字幕つき公演は生配信も実施。
- ・字幕をつくるのは大変だが、字幕による鑑賞サポートは障害者だけでなく、外国人対応という点もあり、検討していきたいと思っている。
- ・来年度のイベントではステージに手話通訳をつける予定。
- ・手話通訳や資料の点字化は、専門人材もおらず、手が回っていない。オンラインの自動音 声変換や読み上げソフトの利用も準備が必要で、費用面の負担もあるため、すぐに対応 は難しい。

③地域連携について

■区内での連携の例

- ・様々な企画で商店街や地元の団体の協力を得ている。
- ・地元の企業は、地域貢献として退職者に声をかけてイベント運営に協力し、事務所スペースも無償提供してくれている。公的には世田谷警察署、消防署とも連携。小中学校は授業の一環として協力。自衛隊の協力もある。区の地域振興課は全面的に支援してくれている。
- ・地域の方々への感謝を目的とするイベントを開催する際は、地域の団体が協力してくれる。地域の高齢者グループに声をかけてくれて若者と地域の人たちの交流が実現したこともあり、その後も若者と高齢者の交流が続いているようだ。
- ・以前、区内の類似施設を回遊する循環バスの実験運行を行った。
- ・同じジャンルの他団体とは合同練習会を行い、横のつながりを維持している。

- ・地域の企業はイベントの協賛や賞品の提供などかなり協力的。こちらも、協賛への対応策 として、イベント後も企業と関われるようクーポン券をつけるなどを検討。
- ・毎年、近隣の大学の学生がイベントを盛り上げてくれる。学生からも好評で、行政や地域 との繋がりの場になるとともに、学生たちのモチベーションに繋がっており、良好な関係 で続けている。
- ・区内の他施設との間で、パンフレットラックを常設して相互に告知で協力している。
- ・世田谷は人も含めて資源は豊富にあり、誰もが地域で何かをやろうという思いが強い。 つながる掛け算が多いのも世田谷区ならではではないか。
- ・参加する若い人の意見を聞いて実際に取り組んでくれるイベントも多く、参加者も参加に 意欲を感じている。
- ・地元在住のアーティストが毎年イベントに出演して、地域の文化的なイメージをつくる役割を担ってくれている。

■連携への姿勢

- ・相互に背景や重視するポイントの違いがあるので、一緒に、対等に進めていける関係づく りを積極的につくるようにしている。
- ・当エリアは地元だけではなく、「まちを好きな人」を受け入れる土壌がある。地元住民ではないが、まちが好きで活動している人たちのイベント立ち上げを、商店連合会や区がバックアップするのも、まちの魅力のひとつ。

■連携に当たっての課題

- ・高齢者施設や障害者施設でのアウトリーチは、ボランティアが当たり前になっているケースもあるため、プロのアーティストにとっては、こうした施設での活動は限られてしまうと思う。
- ・区内のイベントへの出演依頼もあるが、ボランティアだったり、企画自体がなくなることも ある。機会があれば参加したいと思っているが、プロとしての活動、資金的な裏付けがな いと難しいというのが本当のところである。
- ・参加する若い人たちから意見を聞いて、その感性を柔軟に取り入れるように対応してほ しい。企画段階から参画し、やりがいを感じられるようにしないと、参加する人もいなく なってしまう。
- ・型にはまったもの、貢献を一方的に求められるものではなく、参加する人のためになる連携、相互性の中で新しい価値が生まれる連携について積極的に取り組んでいく。
- ・連携相手が何を期待しているのかを整理し、求める側と受ける側のマッチングができる とよい。ともに協働する姿勢を見出すためのリードをしっかり行ってほしい。

④新型コロナウイルス感染症による影響

■既存事業等に対する影響

- ・対面での事業を中止したり、定員を減らさざるを得なかった。
- ・近隣小学校の活動へのスタッフ派遣等、一連の活動を停止している。
- ・人が集まる拠点の利用を停止せざるを得なかった期間がある。
- ・2020年の3月から5月まで、東京都の要請で臨時休館を実施。その後、再開してもコロナ前の平均入館者数の半分程度になった。
- ・事業を開催できない、開催できても定員を半数にするなどの制約により、集客力が低下した。
- ・事業実施が困難になり、イベントがゼロなった。もともとのビジネスモデルが崩壊してしまった。
- ・イベントを無観客や配信という形で開催した。
- ・一番堪えたのは、文化活動に対する世の中の風潮。「不要不急」という言葉で、一番下に 置かれたような気がする。投げ銭方式で動画配信なども実施したが、収益には結びつか なかった。
- ・地元のイベントなどが減り、発表機会も減ったため、新しい人材発掘の機会が減った。
- ・コロナで活動が制限され、若手の育成が難しかった。
- ・区のイベントが3年間開催できなかった間に担当者が変わり、基本的な考え方についての引き継ぎができていなかったため、不備が生じた。継続性は重要である。
- ・区の施設が使えなくなり、練習場所がなくなった。街中に出て人と行う活動も、コロナと 相性が悪くやりづらくなった。
- ・食事を伴う活動ができなくなった。密のつくれない場では交流は薄まる。
- ・イベントにおける飲食のテイクアウトの問題や人の出入などで苦情や提言がかなりあっ た。

■文化・芸術全般への影響

- ・学生のサークル活動も難しかったこともあり、若者による文化活動(劇団、バンドなど)の立ち上げが減っている。そのような空白の期間が2~3年ある。空白期間があると、そこから下の世代に文化がつながらなくなる。人をつなげるための方法を考えなければならない。
- ・コロナ禍の中でいろいろな人たちと知り合いになった。コロナ以前は個別に活動していた が、みんなで協力し合う機運が生まれ、つながりが深まった。
- ・地方とのプロジェクトは、頻繁に顔を合わせてオンライン上でミーティングできるように なったことと、時間調整がしやすくなった。ただミーティング以外の雑談ができないため 打ち解けるまでに時間がかかるという点はあった。

■新しい展開

- ・講座をオンライン開催に変更したことで、参加者の年齢層、居住地が広がった。一方、80 歳代以上の受講は減少した。
- ・地域連携では地元や都内の人中心になるが、オンラインだと全国から参加があり、連携の 広がりを生み出せることに気づいた。
- ・オンラインでの作品配信により、これまでアクセスしにくかった人たちがアクセスできるようになった。配信についての考え方は様々だが、選択肢が増えたのはいいことではないか。
- ・講座の受講申込をオンラインのみにするなど省力化が図れた。
- ・コロナ禍で困窮家庭の存在が顕在化し、困窮家庭支援事業を開始した。
- ・受託事業を、イベント系ではないものを中心にした事業に切り替えた。
- ・表現・創作をしたい人へ制作サポートする団体を立ち上げた。

⑤活動における課題、今後の方向性

■団体運営面について

- ・財政的に脆弱。関わってくれる人には対価を払いたいが、人件費が活動のネックになって いる。
- ・運営コストが非常にかかる民間施設に対し、就労支援や、設備費や運営に対する助成などがあると、手広くいろいろなことに取り組めるようになる。
- ・地域の文化資源のツアーや啓発を行う団体があったが、高齢化で解散してしまった。アン ケートでもニーズがあることは分かっているので、継承が課題。
- ・新入会員は少なく、人材発掘が困難で、後継者育成は進んでいない。組織の高齢化も課題。若い人は仕事も生活もあるので、ある程度の数を集めて育て、ある年齢に達した時にやってもらえばいいという考えで進めている。60歳前後の人を集めていこうという声も出ている。
- ・イベント運営の後継者を育てているところだが引き継ぐのに6~7年かかる。
- ・小学生の時から大学まで練習に参加していても、就職・転勤等によりつながりが切れてしまう。
- ・志のある活動をしたい人だけでなく、どんな人でも参加できる枠組みにしていきたい。

■練習場確保について

- ・一番深刻な問題は稽古場がないこと。舞台の稽古場として、長期に借りられて、セットな ども置いておける場所が望ましく、常に複数の場所を探している。
- ・障害のある子どもたちが使うに当たり、十分な広さがあって、音漏れなど周囲への迷惑 の懸念のない公共施設は限られており、借りることに苦労している。
- ・知的障害のある参加者が多いため、毎回同じ会場で練習ができることが理想。しかし、2 か月前の抽選日まで場所が決まらないので練習計画がつくれず、会場もまちまちになる

ことが課題。

- ・生活工房のような大きなワークスペースを年に数回でも、優先的に使える機会をいただけると有難い。区の施設は広さ、立地、バリアフリーなどの面で利用者の認知度も高く、安心感もある。
- ・練習会場の不足が課題。太鼓等は近隣住民から騒音の苦情が来るため、公立施設でも夜 9時以降は音出しができない。
- ・練習場所不足により、やりたい子どもがいてもその機会を持たせられない。場の不足が 後継者育成問題、活動の存続に直接つながっている。
- ・区にも和室・茶室など畳敷スペースのある施設は少なく、正座しての練習がしにくい。
- ・世田谷区の施設は使いやすい。希望の日時に取れるのは1割ぐらいだが、安く利用できる ので仕方がない。空いているところに合わせて取っている。

■発表の場について

- ・平土間のフリースペース型のホールは、舞台公演には使いにくい。緞帳がないので、退場から次の場面のセッティングまで、舞台裏がすべて観客に見えてしまう。表現の根幹に関わる課題で、今後、建替えなどで区民会館がすべてこの形式になったら、発表できなくなる危機感がある。
- ・区のスペースは抽選時期が遅いため、イベントの告知が難しい。乳幼児や病児・障害児は 予定をたてるのが難しいため、数か月先までスケジュールの見通しを立てられることが 望ましい。
- ・楽屋など設備が古いところもあるが、区の施設と考えれば悪くはない。音響なども必要 最低限の環境はある。つくり込んだ舞台や派手なことは、そもそも区の施設でやるべきこ とではないと考えている。

■今後やっていきたいこと、方向性

- ・若者が、地域の様々な面白い人が出入りする中で自然な出会いがあるというような、日 常の延長で豊かな出会いや関わりが持てるような場所にしたい。
- ・近隣の区の特色ある施設とオープンにやり取りできるようになってくるとさらに交流が 活発になると思う。
- ・若者が自分たちでやっていることを広げたいとき、技術力を上げたいというようなとき に、うまくサポートできるような体制づくりをしたい。
- ・40代以降で、自己パフォーマンス欲求、自己表現欲求を満たしたい人はいるように感じる。年代に関わらず、今まで文化活動をしたことがない人も参加できる体験会のようなもの、ふとしたきっかけで参加できるものがあると楽しいのではないか。
- ・舞台公演で出演者を公募すると、50代以降の応募も多い。かつてやっていた人もいるが、いつかやってみたかったという全くの未経験者もいる。

- ・エリア間競争の中で、世田谷のエリアがいかに文化・芸術の発信を続けていくかが課題。
- ・区民、区外の人、外国人も含めて、世田谷を訪れてもらうためにどういう情報を、どう届けるか。区内には美術館や文化財も多いので、世田谷ならではのアートを情報発信していきたい。
- ・当エリアは若者や外国人が集まり、いろいろな文化がある。まちの魅力に惹かれアーティストも集うし、住民の地元愛も強くなると感じる。この環境のもとで、このまちならではのコンテンツの魅力をさらに高めていきたい。
- ・ウェブサイトへの掲載、SNSでの展開も含め、活動するうえでどれだけ広く周知できるかが課題。その時代に合った周知方法をアップデートし続けなければいけない。
- ・当エリアについて様々なイメージが定着しているのは、メディアをうまく使って発信した 結果もある。いろいろなメディアにプレスリリースをして、メディアが取材にくるといっ た、戦略的に効果を狙うことも大切だと思う。

⑥区への期待と要望

■文化·芸術全般

- ・立派なホールで良い作品を見るのも良いが、文化的な活動が道端に溢れるようにあって ほしい。
- ・身体的バリアがあるとホールに行くことが難しいので、街や公園で演じてもらうなど、生 活の中でアートに触れる機会、見ようとしていない人にまで届く機会があるとよい。
- ・障害のある子どもは、ホール等での鑑賞はハードルが高い。街なかで公演を見られる機会があるとよい。じっとしたり交流したりするのが苦手な子どもでも屋外なら対応可能。 スタッフや他の家庭の親も一緒に見守れる。
- ・世田谷区にはエリア格差もあるためアウトリーチが効果的だと思う。ホール等から遠い地域の困窮家庭だと、会場に行く交通費を出すのも難しいケースがある。
- ・重度の障害のある子どもにはアウトリーチの機会があると良いと思う。
- ・行政がいう「文化・芸術」は、文化・芸術という世界のほんの一部なのではないか。例えば、 ヒップホップのDJイングやダンス、グラフィティ等の体験イベントを行政は企画しないだ ろう。文化・芸術の情報がアップデートされておらず、新しく出てきた文化に対する情報 量は子どもと逆転している。
- ・区で文化イベントを実施するときに、ジャンルに捉われず、音楽や美術、パフォーマンス、 いろいろなアートが一堂に会するような、シームレスなおもしろいプログラムを提供する とよいのではないか。そうした場から、また新しい表現が生まれてくると思う。
- ・先進的なアートに目が行きがちだが、「世田谷ならではの伝統的な文化」、お囃子や踊り、 祭り、文化財なども大切にしてほしい。
- ・地方の大規模な芸術祭などと世田谷がアートを通じてコラボし、区内の若手アーティスト が地方で発表する場をつくるなど、アートを通じた地方との交流をするのはどうだろう

か。

・郷土芸能は盛んであるが、あまり区民に知られていない。まず知ってもらうために、駅や 公園などのオープンスペースで、誰もが生の演奏を見る機会があるとよい。

■文化・芸術体験や地域文化にアクセスしにくい人へのサポート

- ・食事にも困るような困窮家庭の場合、文化・芸術に目を向ける余裕がない。そこをどう文 化につなげていくかが課題。
- ・子どもの権利の中には文化に触れる権利も含まれているが、生まれ等により獲得できない状況がある。その格差による欠落部分を、地域の中で自然に与えられるとよい。
- ・障害のある親は、自分の子どもの体験や可能性を狭めているのではと気にしている。福祉など、区の複数の部署が連携し、芸術体験にアクセスしにくい人がアクセスできる機会ができたらよいと思う。
- ・世田谷区は広いので、区民全員が一体となる地域アイデンティティのような伝統行事が なく、新規住民や余裕がない人たちが最小限でも文化に触れられる機会がない。
- ・観光協会等とも連携し、新規住民に地域の伝統芸能や文化活動などを知ってもらう機会をつくれるとよい。

■子どもの文化・芸術体験づくり

- ・学校の体育館ではなく、ちゃんとした劇場で、一学年が作品を鑑賞する機会などがあるとよい。
- ・地域の子どもたちの繋がりには学校の存在が必要。いま子どもたちの発表の場も少なくなっている。学校と連携できるのは区が関与することの良い点でもある。
- ・分野横断的に子どもの声を入れていくことは大切。子どもに対しても文化行政に望むこと等をヒアリングする、子ども会議を開催するなども検討してほしい。意見表明だけでなく、その後、子どもも参画できるようにつなげていくとよいと思う。
- ・子どもは将来の伝統を守ってくれる人材。子どものうちから育成できる環境をつくりたい。学校との連携は小さい時から地元への愛着をはぐくむ効果もあると思う。
- ・区立の学校での地域学習は現在は限定的なので、もっと広げられるとよい。

■文化団体等の活動支援

- ・区内の施設で稽古場に利用できるところが増えるといい。他区で廃校の校舎一棟を再利 用して稽古場にしているところもある。世田谷区でも同様のことはできないだろうか。
- ・練習場の抽選日程を、2か月より前にしていただけるとありがたい。
- ・舞台公演などを前提に、継続的に利用でき、装置なども置いておける場があるとありが たい。
- ・コロナの影響もあり、施設運営側も文化団体側も資金的に苦しい。そのためチケット代が

- コロナ前より上がり、観客は減って収入に結びつかない。施設や文化団体の負担を軽減 し、観客も来やすくなるような支援策を求めたい。
- ・一律の支援でなく、公演や団体、施設等の規模に応じた支援を検討いただけるとありがたい。
- ・フリーランスのアーティストへの助成制度のようなものがあるとよいと思う。
- ・出前公演等に対して、少額でも一律に補助があるとよい。現状は公演を企画する側の負担やリスクが大きすぎるし、演者に十分な謝礼が払えないことが多い。
- ・手話や点訳を希望する参加者がいた場合、公的なサポートを受けられる制度があるとよい。
- ・文化団体等や民間施設が鑑賞サポートの設備を全部揃えると費用負担が大きいため、鑑賞サポートの支援があると実施しやすくなる。

■ネットワークづくりへの支援、マッチング機能

- ・他団体との交流のきっかけになるようなイベントを開催するなど、同様の活動をしている 他団体との横のつながりをつくる機会となるような場を設けてほしい。
- ・アーティスト側と受け入れ側のマッチング事業があるとよい。ノーギャラでも上演したい 団体と無料で依頼したい側をつなぐ、呼びたい場と演者をつなぐなど、人と場をつない でほしい。
- ・文化・芸術に関して何かやりたいと思ったときに相談できる、繋がることのできる文化関 係のネットワークがあるといい。
- ・区の活動は、実績や信頼がないと受託できず、結局同じ人がやり続けることが多いが、区内には探せば面白い人材がいるのではないか。例えば区がSNSで、ハッシュタグ「#世田谷区アーティスト」などで「ちょっと面白そうな人見つけたい」といった発信をすると、区内の何かやってみようと思っている人たちが集まるのではないか。
- ・著名な表現者が若者を集めるなどして、文化・芸術活動に興味がある人たちをつなげる 場所などが必要ではないか。金銭だけではない支援策が必要だと思う。
- ・区の職員と共創できる関係がつくれるようなコミュニケーションの場がもっとあるとよい。
- ・連携に関して区との情報共有の場があるとよい。
- ・現状は各民間団体が独自に活動しているが、区が十分にコミュニケーションをとりながら、予算もかけて市民やNPOと組み、地域が潤うかたちの市民参加型事業を実施したらいいのではないか。
- ・「こういう課題を解決したいが、一緒にできる人はいませんか」と行政が連携を求めれば、 手を挙げるNPOや民間企業はあると思う。

■区の業務の進め方等の改善

- ・対象者が被る区のイベントが同日開催されると集客に苦労することがある。各部署間、あるいはNPOなどの団体と密に連絡を取り合い調整してほしい。
- ・申し込みルートややり方が部署ごとで違うことがあり、一括した情報があるとありがた い。
- ・区からの依頼は開催まで短期間であることが多いため、早めの情報発信を期待する。
- ・小学校に人員を派遣するケースでは、区の担当コーディネーター以外に社会教育主事、学校の先生等が関わるため、調整に非常に時間がかかる。

7 文化芸術基本法

発令:平成13年12月7日 法律第148条 最終改正:令和元年6月7日 法令第26号

目次 前文 第一章(第一条-第六条) 第二章(第七条・第七条の二) 第三章(第八条—第三十五条) 第四章(第三十六条・第三十七条) 附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に 尊重されなければならない。
- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が 反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術に関する施策を 総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができる とともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を 深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の 充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなけれ ばならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、 基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置をつ他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

- 第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画(以下「文化芸術推進基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

- 第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。)町村の教育委員会 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条 第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行する こととされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長) は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計 画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努める ものとする。
- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術 (以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支 援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継 承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を 図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係 る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存 及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策 を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

- 第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう 努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利(以下この条において「著作権等」という。)について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する 機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う 創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸 術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ず るものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験 学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸 術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る 施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策 を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

- 第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。
- 2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図る とともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団

体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

- 第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団 体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られ るよう配慮しなければならない。
- 2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、 文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産 省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に 関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の 機関を置くことができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則(平成二九年六月二三日法律第七三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成三〇年六月八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則(令和元年六月七日法律第二六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

8 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

発 令: 平成 30 年 6 月 13 日号外法律第 47 号 最終改正: 平成 30 年 6 月 13 日号外法律第 47 号

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 基本計画等(第七条·第八条)

第三章 基本的施策(第九条—第十九条)

第四章 障害者文化芸術活動推進会議(第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、 人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法(平成十三年 法律第百四十八号)及び障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にの っとり、障害者による文化芸術活動(文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。)の推進に関し、 基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸 術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害 者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。

(基本理念)

- 第三条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。
- 一 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。
- 二 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い 評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害 者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。
- 三 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等(以下「障害者の作品等」という。)の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。

2 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総 合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び 実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

- 第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の 総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計 画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 障害者による文化芸術活動の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ 計画的に推進するために必要な事項
- 3 基本計画に定める前項第二号に掲げる施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

- 第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化 芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

(文化芸術の鑑賞の機会の拡大)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設(劇場、音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第十一条において同じ。)を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の創造の機会の拡大)

第十条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の作品等の発表の機会の確保)

第十一条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他公共的な施設におけるその発表のための催し(障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。)の開催の推進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の評価等)

- 第十二条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備 その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(権利保護の推進)

第十三条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動について、これが円滑かつ適切に行われるよう、その企画、対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動を通じた交流の促進)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進するため、 障害者が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の 学校の生徒等が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催 しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その 他の関係者からの相談に的確に応ずるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要 な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、第九条の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、第十条の支援を行う者、第十二条第一項の評価を担う専門家、前条の相談に応ずる者その他の障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集等)

第十八条 国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう、 国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う等、障害者による文化芸 術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(関係者の連携協力)

第十九条 国及び地方公共団体は、第九条から前条までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第四章 障害者文化芸術活動推進会議

- 第二十条 政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。
- 2 前項の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に関し学識経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、同項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。 (文化芸術振興基本法の一部を改正する法律の一部改正)
- 2 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書きを削る。

附則第三条第五号を削る。

9 世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例

平成 18 年3月 14 日 条例第 18 号

文化及び芸術は、創造性の源として社会的価値を生み出し、人々の心に潤い、ゆとり等をもたらし、豊かな人間性をはぐくみ、人々の生活の質を向上させる力を持っている。文化及び芸術に親しむことは、人の悲しみ及び痛みを想像する力を培い、人を慈しむ心を芽生えさせ、ひいては、世界中の人々が共に平和に暮らす社会の実現につながっている。さらに、近年、地域との関わりが希薄になりがちな子どもたちは、文化及び芸術に触れることにより、表現する力を身に付け、社会性を高めることが期待され、また、福祉及び医療の分野において、文化及び芸術は、いやし及び生きがいとなるとともに、治療に役立てられている。そこで、経済的な豊かさの中にあって、こうした文化及び芸術の持つ力又は果たす役割を改めて見つめ直し、行政の基本的施策として位置付け、その振興を図ることが、今求められている。

世田谷は、みどり豊かな武蔵野の自然にあふれ、閑静な住宅地として発展し、文化及び芸術に携わる人々は、その魅力にひかれて移り住むようになった。そのような歴史は、今日に受け継がれ、区内各地域における活発な演劇活動、多くの文化及び芸術に関する自主的かつ積極的な活動、文化施設を支えるボランティア活動等に見られるように、多くの区民は、文化及び芸術に関する活動に親しみ、文化及び芸術に高い関心を持っている。また、世田谷は、文化及び芸術の様々な分野において第一人者と目される人々による活動も活発に行われており、まさに日本の文化及び芸術をけん引しているといっても過言ではない。さらに、世田谷は、文学、映画等の作品の舞台として数多く登場しており、区民にとって、文化及び芸術が身近に感じられる環境にある。

これらのものは、区民のかけがえのない財産であり、世田谷の魅力を支える大きな要素でもある。区は、これらの財産を活かし、文化的な環境の向上に努めるとともに、すべての区民が文化及び芸術に触れ、文化的な環境を享受し、文化及び芸術に関する活動に取り組むことができるようにすることが、重要な使命であると考える。

ここに、文化及び芸術の振興についての基本理念を明らかにし、区、区民、民間団体等の協働による文化及び芸術の振興に関する施策により、心に潤い、ゆとり等を感じることができる区民生活及び地域社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、区の文化及び芸術の振興に関する基本理念を定め、区の責務について明らかにするとともに、文化及び芸術の振興に関する施策(以下「振興施策」という。)を推進することにより、区民一人ひとりが生き生きと暮らし、誇りを持って住むことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化及び芸術の振興に関する基本理念は、次のとおりとする。

(1) 文化及び芸術に関する活動における自主性及び創造性は、尊重されなければならない。

- (2) 文化及び芸術を鑑賞し、その活動に参加し、及び創造することのできる環境の整備が図られなければならない。
- (3) 文化及び芸術の振興に当たっては、区、区民、民間団体、他の自治体等の相互の連携が図られなければならない。

(区の責務)

- 第3条 区は、前条に規定する基本理念に基づき、文化及び芸術の振興を図るための計画を策定し、及び振興施策を推進するものとする。
- 2 区は、振興施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- 3 区は、区が行う施策について、文化及び芸術の振興を図る視点を取り入れるよう努めるものと する。

(文化及び芸術に触れることができる機会の充実)

第4条 区は、区民が身近な場所で文化及び芸術に触れることができる機会の充実を図るため、 事業を実施し、及び環境の整備を行うものとする。

(自主的な活動に対する支援)

第5条 区は、文化及び芸術に関する区民の自主的な活動に対し、その場所及び機会の提供、助成その他の必要な支援を行うものとする。

(文化及び芸術に関する専門的知識又は技能を有する者に対する支援等)

- 第6条 区は、文化及び芸術に関する専門的知識又は技能を有する者の発掘、育成、確保及び登用に努め、これらのものに対し、必要な支援を行うものとする。
- 2 区は、区民と文化及び芸術に関する専門的知識又は技能を有する者との交流の促進を図るため、その場所及び機会の提供に努めるものとする。

(地域文化及び伝統文化の保存、継承及び発展)

第7条 区は、将来にわたって地域文化及び伝統文化を保存し、継承し、及び発展させるために必要な施策を推進するものとする。

(国際交流の推進)

第8条 区は、区民と外国の諸都市の市民との相互理解及び親善を図るため、文化及び芸術に関する活動を通じた国際交流を推進するものとする。

(高齢者、障害者等の文化及び芸術に関する環境の整備)

第9条 区は、高齢者、障害者等が文化及び芸術に親しみ、又は文化及び芸術に関する活動を活発に行うことができるよう環境の整備に努めるものとする。

(青少年の文化及び芸術に関する活動の充実)

第10条 区は、青少年の豊かな人間性の形成に資するため、青少年が文化及び芸術に触れ、又は文化及び芸術に関する活動を活発に行うことができるよう必要な施策を推進するものとする。

(学校教育における文化及び芸術に関する活動の充実)

第11条 区は、学校教育において、児童及び生徒が文化及び芸術に触れることができる機会を 設け、並びに児童及び生徒が文化及び芸術に関する活動に積極的に取り組むことができるよう 必要な施策を推進するものとする。

(情報の提供)

第12条 区は、文化及び芸術に関する情報の収集に努めるとともに、区民が多様な媒体を通じてこれらを利用することができるよう情報の提供を行うものとする。

(顕彰)

第13条 区は、区の文化及び芸術の振興に大きく寄与したもの並びに文化及び芸術に関する活動において著しい功績のあったものを顕彰することができる。

(文化及び芸術の振興に関する委員会の設置)

- 第 14 条 文化及び芸術の振興に関し、助言を受け、及び意見を聴き、並びにこれを振興施策に 反映させるため、文化及び芸術の振興に関する委員会を設置する。
- 2 前項に規定する委員会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

10 これまでの世田谷区における文化・芸術の振興に関わる歩み

	· ······
年月	事業等
大正8(1919)	○「世田谷城跡」都指定旧跡指定
昭和4(1929)	○「伊勢貞丈墓」都指定旧跡指定
昭和7(1932)	.10 ○世田谷区誕生
昭和12(1937)	○「木造不動明王及八大童子像」国の重要文化財指定
昭和15(1940)	○「広沢真臣墓」都指定旧跡指定
昭和24(1949)	○「細井広沢墓」国の重要文化財指定
昭和26(1951)	○「世田谷区史」(上下巻)発行
昭和27(1952)	○「大場家文書」都指定有形文化財指定
	○「世田谷代官屋敷」都指定史跡指定
	○「野毛大塚古墳」都指定史跡指定
	.11 ○文化講座開講
昭和31(1956)	○「喜多川歌麿墓」都指定旧跡指定
昭和33(1958)	.1 〇「世田谷区史料」第一集発行
昭和37(1962)	○「新修世田谷区史」発行
昭和38(1963)	○「二十五菩薩練供養」都指定無形民俗文化財に、「絹本著色珂碩上
	人像」・「木造阿弥陀如来(九品)坐像・釈迦如来坐像」・「木造
	珂碩上人坐像」同有形文化財指定・「七鈴鏡」同有形文化財指定
昭和39(1964)	○「武家屋敷門」都指定有形文化財指定
	○「梵鐘」都指定有形文化財指定
	.9 〇郷土資料館開館
昭和45(1970)	○カナダ・ウィニペグ市と姉妹都市提携
	○世田谷山観音寺「木造五百羅漢坐像」都指定有形文化財指定
昭和46(1971)	○姉妹都市カナダ・ウィニペグ市への中学生の親善訪問団の交流開始
	○等々力渓谷保存運動開始
昭和50(1975)	○「等々力渓谷三号横穴」都指定史跡指定
	○第1次古民家調査実施
昭和51(1976)	○第2次古民家調査実施
	○「世田谷区民家園(ふるさと公園)設立計画書」発行
	.9○「世田谷 近・現代史」発行
昭和52(1977)	.3 ○「世田谷の古民家」発行
	.4〇「世田谷区文化財保護条例」制定
	○第1回区民絵画展開催(平成16年度せたがや文化財団へ移管)
	○世田谷菊まつり実施(昭和53年度「世田谷菊花展」に名称変更)
	.8〇「旧長崎家住宅」区指定有形文化財指定
昭和53(1978)	○「大場家住宅主屋及び表門」国の重要文化財指定
	○「仮称次大夫堀公園基本構想報告書 よみがえる水路」発行

年月	事業等
昭和53(1978)	.4○憲法記念行事(昭和58年4月文化講演会に吸収)
	○区民音楽会開催(昭和55年度「区民コンサート」に名称変更。平成
	15年度まで290回開催)
	○第1回世田谷美術展開催(第9回(昭和61年度)まで玉川髙島屋
	で、第10回から世田谷美術館で開催)
	.9 ○「阿弥陀三尊種子板碑 阿弥陀一尊種子板碑」区指定有形文化財指
	定
	〇「阿弥陀三尊種子板碑(文和4年)」区指定有形文化財指定
	〇「阿弥陀三尊画像板碑」区指定有形文化財指定
	○「阿弥陀一尊画像板碑」区指定有形文化財指定
昭和 54(1979)	.4○世田谷文化人懇話会開催(昭和56年度「世田谷芸術文化懇話会」に
	名称変更) 《
	○文化講演会開催(平成15年度まで開催)
	○せたがや盆栽展開催(平成15年度まで開催)
	.10〇「武家屋敷門」区指定有形文化財指定
	〇「砧中学校古墳群4号墳」区指定史跡指定
## 5 € (1000)	.11〇「喜多見稲荷塚古墳」区指定史跡指定
昭和 55(1980)	
	○ (昭和55年まで)区内岡本の地に旧長崎家住宅・旧浦野家土蔵、旧
пл С п ГС / 1001 \	横尾家椀木門等の移築・復元
昭和 56(1981)	○世田谷市民大学設立、開講
	○「甦った古民家 旧長崎家主屋保存の記録」発行
	.4〇文化人記録映画制作(平成5年度まで53作品制作)
	○「木造薬師如来立像」区指定有形文化財指定 ○「木造阿弥陀如来立像」区指定有形文化財指定
	○「木造阿弥陀如来立像」区指定有形文化財指定 ○「木造十一面観音立像」区指定有形文化財指定
	○「不逗十一面観音立像」区指定有形文化的指定 ○「旧浦野土蔵」区指定有形民俗文化財指定
	.5○「旧加藤家住宅主屋」区指定有形文化財指定
	.7○「旧秋山家住宅土蔵」区指定有形文化財指定
	.10○世田谷区立美術館基本構想委員会設置
	.11○世田谷の書展開催(平成16年度せたがや文化財団へ移管)
昭和 57(1982)	○「世田谷の民家 第1輯・調査リスト」発行
нц үн от (1002)	○「甦った古民家 第2輯 旧浦野家土蔵・旧横尾家椀木門保存の記
	録 発行
	.3○「世田谷区美術品、文学資料等取得基金条例」制定、同基金設置
	○「第六塚古墳」区指定史跡指定
	.4○世田谷美術館建設委員会設置
	.12 ○「勝光院書院」区指定有形文化財指定
昭和 58(1983)	○「世田谷の民家 第2輯・東部地区調査報告」発行
	.3 ○第1回東京野外現代彫刻展開催(平成10年度まで開催)

年月	事業等
昭和 58(1983)	.11 〇「喜多見氷川神社の節分祭行事と神前神楽」区指定無形民俗文化財
	指定
	○「常盤塚」区指定史跡指定
昭和 59(1984)	○「世田谷の民家 第3輯・西部地区調査報告」発行
	○「世田谷区立次大夫堀公園基本設計報告書」発行
	.4〇文化事業推進体制整備 文化事業推進檢討PT設置
昭和 60(1985)	○オーストリア・ウィーン市・ドゥブリング区と姉妹都市提携
	○姉妹都市ウィーン市・ドゥブリング区への小学生の派遣開始
	.2〇「喜多見稲荷塚古墳出土品」区指定有形文化財指定
	○「旧城田家住宅主屋」区指定有形民俗文化財文化財指定
	.4○地域文化の発掘と継承事業
	〇「重要文化財 大場家住宅調査報告書」発行
	.6〇「板絵着色大蔵氷川神社奉納絵図」区指定有形文化財指定
	〇「旧荏原郡太子堂村名主森家文書」区指定有形文化財指定
	○「旧多摩郡鎌田村名主橋本家文書」区指定有形文化財指定 .7○第1回世田谷文化会議発足(平成3年10月第4回まで開催)
	.11○「世田谷区立世田谷美術館条例」制定
	·····○ 「區山石区立區山石美術館采例」
	.12〇「喜多見氷川神社石鳥居」区指定有形文化財指定
昭和 61(1986)	○「徳富薦花旧宅」都指定史跡指定
HU1H 01(1000)	.3 ○世田谷美術館開館
	.4○野外音楽祭開催(区民まつり前夜祭コンサート含む)
	○文化情報誌「ゆとり路」創刊(平成8年度まで111号発行)
	.10 ○第1回芝能開催(平成7年度まで開催)
昭和 62(1987)	
	○「喜多見のまむしよけ」区指定無形民俗文化財指定
	○「須賀神社の湯花神事」区指定無形民俗文化財指定
	.5 世田谷美術館で「美術大学」開講
	.6 ○郷土資料館増改築落成
	.7○第1回世田谷区民による第九コンサート開催
	.10 ○野外音楽フェスティバル開催
	.12〇「奥沢城跡」区指定史跡指定
昭和 63(1988)	.3〇「乾漆珂碩上人倚像」区指定有形文化財指定
	〇「木造五劫思帷如来坐像」区指定有形文化財指定
	〇「大平家文書」区指定有形文化財指定
	.8 サマーナイトバレエ88開催
₩ 🕂 🗆 (1000)	.9〇「世田谷うたの広場(詩と作曲の会)」設立
平成元(1989)	○「世田谷の古民家写真集」発行

年月		事業等
平成元(1989)	. 3	○世田谷フィルハーモニー管弦楽団設立
		○「国際平和交流基金条例」制定、同基金設置
		〇「浄真寺三仏堂」区指定有形文化財指定
		○「浄真寺仁王門」区指定有形文化財指定
		○「荏原小学校沿革誌(甲・乙号)」区指定有形文化財指定
	.6	○世田谷区民合唱団設立
平成 2(1990)		○「世田谷区文化財保護のあらまし 平成元年度改訂用」発行
	. 2	○「豪徳寺仏殿」区指定有形文化財指定
	. 4	○世田谷市民大学開講10周年
		○世田谷区民吹奏楽団設立
		○「ふるさと世田谷を語る」創刊(平成16年度まで16巻発行)
		○「世田谷彫刻物語」刊行
		○第1回「せたがや歌の広場」コンサート開催(平成2年~)
		○第1回区民写真展開催(平成16年度せたがや文化財団へ移管)
		○上用賀文化施設整備計画(平成6年度玉川支所に移管)
平成 3(1991)		○ライフ イン セタガヤ (外国語版世田谷区便利帳) 発行 (平成3年
		度~)
平成 4(1992)		○オーストラリア・バンバリー市と姉妹都市提携
(○姉妹都市オーストラリア・バンバリー市への小学生の派遣、受入開
		始
	. 4	○ ○「喜多見慶元寺双盤念仏行事」区指定無形民俗文化財指定
		○「桜上水・八幡神社本殿」区指定有形文化財指定
平成 5(1993)		○野毛大塚古墳復元、公開
(1000)		○「世田谷の土蔵 旧秋山家土蔵保存の記録」発行
		○世田谷文学館開設準備室設置
		○「旧安藤家住宅」区指定有形文化財指定
		○向井潤吉アトリエ館開館
	-	○「大蔵氷川神社本殿並びに棟札」区指定有形文化財指定
	-	〇「旧荏原郡代田村名主齋田家文書」区指定有形文化財指定
平成 6(1994)		○「世田谷区文化振興基金条例」制定、同基金設置
794 0 (1001)		○第1回柳田國男ゆかりサミット開催(平成14年度まで16回開催)
		○「世田谷区立世田谷文学館条例」制定
平成 7(1995)	-	○世田谷世界交流プロジェクト実施(平成7年度~)
7,94 (1000)		○世田谷文学館開館
平成 8(1996)	•	○財団法人世田谷区コミュニティ振興交流財団設立
		○「世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例」制定
平成 9(1997)		○次大夫堀公園民家園に旧安藤家住宅を復元
1 /24 0 (1001)		○世田谷文化生活情報センター開館
	-	○上野毛2丁目緑地「上野毛稲荷塚古墳」区指定史跡指定
平成 10(1998)		○NPO法人「せたがや街なみ保存・再生の会」による古民家調査(第1
1 /24 10 (1000)	• 1	回追跡調査)(平成11年末まで)
		四位例:剛旦/ (丁次11十个よし/

年月		事業等
平成 10(1998)	. 7	○無声映画上映会開催
	.11	○「北条幻庵覚書」区指定有形文化財指定
平成 11(1999)	. 3	〇「等々力渓谷」都指定名勝指定
	.11	○せたがや歌の広場10周年記念コンサート開催
		〇「旧小坂家住宅」区指定有形文化財指定
		○「森厳寺の針供養」区指定無形民俗文化財指定
		〇「代田餅搗き」区指定無形民俗文化財指定
平成 12(2000)	. 4	○NPO法人「せたがや街なみ保存・再生の会」による古民家調査(第2
		回追跡調査)(同年10月まで)
		○世田谷市民大学 世田谷都税事務所2階へ移転
		○世田谷市民大学開講20周年
平成 13(2001)		○「遊芸人図屏風」区指定有形文化財指定
		○「勝國寺の木造薬師如来及び脇侍日光菩薩立像」区指定有形文化財
		指定
		〇「豪徳寺の梵鐘」区指定有形文化財指定
		○「勝光院の梵鐘」区指定有形文化財指定
		〇「八幡塚古墳北主体出土品」区指定有形文化財指定
		〇「江戸氏喜多見氏墓所」区指定史跡指定
D 1 = (0000)		〇「吉良氏墓所」区指定史跡指定
平成 15(2003)		○次大夫堀公園民家園に旧谷岡家表門を復元 ○ 5 11 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12
		〇「井伊直弼画像」区指定有形文化財指定
	-	○財団法人せたがや文化財団設立(旧2財団清算) ○第1日 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
		○第1回中学生花みず木竜王戦実施(平成15年度~)
TF - 1 C (2004)		○清川泰次記念ギャラリー開館
平成 16(2004)		
ਹਟ ਹੋ : 17(2005)		○平成16年度地域創造大賞受賞 世田谷パブリックシアター ○21世紀はたが2025と制作
平成 17(2005)		○21世紀せたがやのうた制作 ○「七巻図大恭工工庫像」区形完在形立化財形完
平成 18(2006)		○「木造岡本黄石正座像」区指定有形文化財指定 ○「世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例」制定
十八、10(2000)	-	○「世田谷区文化及び云側の振興に関りる宋例」制定 ○ホームスティボランティア家庭登録制度創設
平成 19(2007)	-	○ホームスティホランティテ家庭豆跡前及削設 ○「世田谷区文化・芸術振興計画」策定(平成19年度~平成21年度)
十八八 13(2001)	-	○「世田谷のボロ市」都指定無形民俗文化財指定
		○せたがや文化財団に音楽事業部が発足
	-	○ccm~くに対画に自来事業品が完定 ○商店街とアートの協働による商店街プロジェクト実施(平成19年
	• 3	
		○世田谷246ハーフマラソンへの姉妹都市からのランナー招待(平成19
		年~)
	.10	○世田谷アートタウン大道芸出前編実施(平成23年度まで実施)

年月		事業等
平成 19(2007)	.11	○世田谷アートネットワーク会議開催(平成19年度~)
		○区制75周年記念事業「将棋の日」実施(第1回小学生花みず木竜王戦
		実施(平成19年度~)
	.12	○「知行院の木造十一面観音菩薩立像」区指定有形文化財指定
平成20(2008)		○ネットワークと協働による文化・芸術の振興検討会開催
	. 3	「彦根藩主井伊家墓所」国指定史跡指定
	. 4	○第1回世田谷花みず木女流オープン戦実施(平成31年度まで)
	. 5	○オーストラリア・バンバリーマラソンへの参加者派遣
	.6	○世田谷区芸術アワード"飛翔"創設
		○「世田谷区地域文化芸術振興事業補助金」制度創設
	.9	○遊びと学びの子どもプロジェクト実施(平成20年度~)
		○全国子ども文化・芸術サミット開催
	. 12	○「妙寿寺客殿」区指定有形文化財指定
平成 21(2009)	. 3	○向井潤吉アトリエ館が耐震化工事のため休館(平成22年3月まで)
		○「東玉川神社社殿」区登録有形文化財登録
	.11	○「鈴木家住宅穀倉」区指定有形文化財指定
		○「喜多見中通遺跡出土馬具」区指定有形文化財指定
	. 12	○「旧多摩郡大蔵村井山家文書」区指定有形文化財指定
		〇「石井家文書」区指定有形文化財指定
		○「桜木遺跡出土の縄文時代遺物一括」区指定有形文化財指定
平成 22(2010)	. 3	○「世田谷区文化・芸術振興計画 調整計画(新せたがやアートプラ
		ン)」策定(平成22年度~平成23年度)
		○姉妹都市交流ニュース発行(平成22年度~)
		○カナダ・ウィニペグ市姉妹都市提携40周年
	. 4	○世田谷市民大学開講30周年
		○せたがやジュニアオーケストラ設立
		○「詩と作曲の会」20周年記念誌「せたがや歌の広場の20年」発行
	. 9	○パフォーマンス・インスタレーション「私が一粒の米であったら」
		実施(イギリスの劇団「Stan's Café」招聘)
		○快快銭湯実施
		〇世田谷アートフリマin文学館実施(平成24年度まで実施)
		○「文学散歩 成城ものがたり」実施
		〇世田谷市民大学30年史発行
		○「船橋観音堂厨子」区登録有形文化財登録
		○環境とアート「現代に蘇るジャメ・コンタント」実施
平成 23(2011)		〇「瀬田遺跡環濠出土の古墳時代土器一括」区指定有形文化財指定
	-	〇世田谷市民大学30年史別冊発行
		○世田谷美術館が改修工事のため休館(平成24年3月まで)
	-	○「朔太郎からひろがる風景の裏側」実施
		○「歴史とアートに親しむ せたがや文化マップ」発行(平成24年9月
		改訂版発行、平成25年10月vol.2発行)

年月		事業等
平成 23(2011)	. 12	○「環境と生活デザイン 電気自動車でご飯を炊こう!~電気自動車が
		問いかけるエネルギーの未来」実施
		〇「代田八幡神社石鳥居」区指定有形文化財指定
		〇「宇津木家文書」区指定有形文化財指定
		〇「旧奥沢村原家文書」区指定有形文化財指定
		○「祖師谷大道北遺跡出土独鈷石一括」区指定有形文化財指定
平成 24(2012)	.3	○「世田谷区文化・芸術振興計画 第2次調整計画」策定(平成24年度
		~25年度)
		○オーストラリア・バンバリー市姉妹都市提携20周年
	-	〇昭和女子大学プロデュース「せたがや芸術散歩」実施
		○区制80周年記念事業「将棋イベント」実施
	. 1	○世田谷区文化・芸術活動の場の総合調査実施
		○区民の文化・芸術活動実態調査実施
		〇昭和女子大学プロデュース「せたがや芸術散歩」実施
	. 12	○区制80周年記念事業"わたしたちの世田谷~これまでの80年、これ
		からの20年~"日野原重明氏 記念講演「世田谷の未来を語る」実
		施
平成 25(2013)	. 1	○区長と区民によるテーマ別意見交換会「文化・芸術を活かしたまち
		づくり」実施
		〇世田谷市民大学 区立せたがや がやがや館へ移転
		○せたがやバンドバトル〜集まれGS世代!〜」実施
		〇「奥沢台遺跡出土の注口土器」区指定有形文化財指定
		〇「旧荏原郡用賀村名主飯田家関係史料」区指定有形文化財指定
		〇「有栖川宮幟仁親王原書「攻玉」木額」区登録有形文化財登録
		〇「桂太郎墓」区指定史跡指定
	-	〇シアタートラムが改修工事のため休館(平成25年10月まで)
		〇「旧清水家住宅書院」区登録有形文化財登録
	. 11	○世田谷パブリックシアターが改修工事のため休館(平成26年2月ま
		で)
平成 26(2014)		〇平成25年度地域創造大賞受賞 世田谷文学館
平成 20(2014)	. 1	○「円乗院遺跡出土の弥生土器一括」区指定有形文化財指定 ○「井伊直弼銅像」区指定有形文化財指定
		○「升伊直励刺隊」区指定有形文化財指定 ○「山岡鐵舟書「深澤黌(こう)」扁額及び同「深澤学校」扁額」区登
		〇「山岡鐡ガ音「休倖夤(こう)」扁領及び向「休倖子校」扁額」区立 録有形文化財登録
	2	域有ル文化財豆域 ○「世田谷区第2期文化・芸術振興計画 策定(平成26年度~29年
	-	度) 度)
		でプログライス 100
		○世田谷美術館企画展「東宝スタジオ展─映画=創造の現場─」の開
	• 11	催に伴い、区長よりゴジラに表彰状を授与
平成 27(2015)	. 10	○季刊音楽情報誌「せたがや音楽通信」創刊
1 /24 11 (1010)	• 10	○ 1 14 H W HO HO W COOK 1 H W WELL 1 1 1 1 1 1

年月	事業等
平成 27(2015)	.11 ○イッツ・コム スタジオ&ホールにて
	「ミュージック 3 days in 二子玉川」実施
	① せたがや歌の広場25周年秋の特別コンサート
	② 「世田谷区芸術アワード"飛翔"」歴代受賞者コンサート
	③ せたがや音楽プロジェクト2015「せたがやMUSICマルシェ
	special]
T. D. 00 (0010)	.2〇「旧棚網家住宅板倉」区指定有形文化財指定
平成 28(2016)	.2〇「旧山田家住宅」区指定有形文化財指定
	.8〇「東京都野毛大塚古墳出土品」国の重要文化財指定
T. D. 00 (001E)	.10 世田谷文学館が中長期改修工事により休館(平成29年4月21日まで)
平成 29(2017)	.4〇「世田谷区文化財保存活用基本方針」の策定
	.7 世田谷美術館がESCO事業導入及び外部改修等により休館(平成30年1
	月12日まで)
平成30(2018)	.3〇「世田谷区第3期文化・芸術振興計画」策定(平成30年度~平成33 年度)
	.4○「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する
	条例」制定
平成31(2019)	.1○台湾高雄市と世田谷区の文化交流に関する覚書締結
	.3 「世田谷区多文化共生プラン」策定(令和元年度~令和5年度)
令和元(2019)	.8 ○東京2020大会に向けて「~2020カウントダウンコンサート~せたが
	や和の音楽祭」実施
	.10 ○向井潤吉アトリエ館が中長期改修工事のため休館(令和2年4月ま で)
令和2(2020)	.3 ○新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、3月31日から施設
	臨時休館
	世田谷文学館・世田谷美術館(令和2年6月1日まで)
	世田谷文化生活情報センター(令和2年5月31日まで)
	.4〇せたがや文化財団に国際事業部が発足
	○せたがや国際交流センター(クロッシングSetagaya)開設
	.7〇新型コロナウイルス感染症の影響により、東京2020NIPPONフェステ
	ィバル共催プログラム「せたがやキックオフコンサート〜和のこころ
	Ring of Peace~」の実施を中止
	.9〇新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、文化・芸術活動の仕事を含めてされたプロのスーティストの民間文化控制等のの表
	の休止を余儀なくされたプロのアーティストや民間文化施設等への支援のより、「いけんがいこを川はけんできるプログラストを実施(今知2年度)
	援のため、「せたがや元気出せArtsプログラム」を実施(令和2年度~
	令和4年度)
	.10○清川泰次記念ギャラリーが空調工事のため休館(令和3年1月まで)

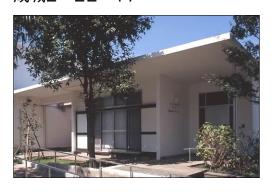
年月	事業等
令和3(2021)	○新型コロナウイルス感染症の影響により、世田谷文学館、世田谷美
	術館及び世田谷文化生活情報センターは4月25日から5月31日まで施設
	臨時休館
	ただし、世田谷文化生活情報センターにおいては、5月12日以降、区
	民利用施設における興行目的による利用について、施設ごとの利用者
	向けガイドラインに沿った感染防止対策を徹底した上で、施設利用を
	可とした。
令和4(2022)	.3 ○「世田谷区第3期文化・芸術振興計画(調整計画)」策定(令和4年
	度~令和5年度)
	○台湾高雄市と世田谷区の文化交流に関する覚書更新
	.4○郷土資料館が改修工事のため休館(令和5年7月まで)

11 主要文化施設等

世田谷美術館 砧公園1-2



分館 清川泰次記念ギャラリー 成城2-22-17



世田谷文学館 南烏山1-10-10



分館 向井潤吉アトリエ館 弦巻2-5-1



©宮本和義

分館 宮本三郎記念美術館 奥沢5-38-13



©宮本和義

世田谷文化生活情報センター・生活工房 太子堂4-1-1



世田谷文化生活情報センター・世田谷パブリックシアター 太子堂4-1-1



<パブリックシアター>



くシアタートラム>

世田谷文化生活情報センター・せたがや国際交流センター 太子堂4-1-1



次大夫堀公園民家園 喜多見5-27-14



郷土資料館 世田谷1-29-18



岡本公園民家園岡本2-19-1



世田谷区第4期文化·芸術振興計画

令和6(2024)年3月発行

編集·発行/世田谷区生活文化政策部文化·国際課 〒156-0043 東京都世田谷区松原6-3-5 TEL03-6304-3427 FAX03-6304-3710

世田谷区広報印刷物登録番号 No.